

2 期
米子市中心市街地活性化基本計画
(案)



平成 2 6 年 5 月

米 子 市

< 目次 >

基本計画の名称	1
作成主体	1
計画期間	1
1．中心市街地活性化に関する基本的な方針	
[1] 米子市の概要	1
[2] 中心市街地の概要	2
[3] 1期基本計画の取組	9
[4] 中心市街地の現状	20
[5] 中心市街地活性化の意義と基本計画策定の必要性	33
[6] 2期中心市街地活性化基本計画の位置付け	33
[7] 中心市街地の課題の整理と2期計画の方針	34
2．中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	37
[2] 区域	38
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	40
3．中心市街地の活性化の目標	
[1] 中心市街地の活性化の目標	50
[2] 計画期間の考え方	52
[3] 数値目標	52
米子市中心市街地活性化基本計画の骨子	75
4．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	76
[2] 具体的事業の内容	77
5．都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	80
[2] 具体的事業の内容	80
6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	83

7 . 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	
[1] 商業の活性化の必要性	8 8
[2] 具体的事業等の内容	8 9
8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の増進の必要性	9 4
[2] 具体的事業の内容	9 4
4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所	9 5
9 . 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	9 6
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	1 0 0
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	1 0 6
[4] 客観的現状分析、ニーズ分析	1 0 6
10 . 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	1 0 7
[2] 都市計画手法の活用	1 1 2
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	1 1 2
[4] 都市機能の集積のための事業等	1 1 5
11 . その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	1 1 6
[2] 都市計画との調和等	1 1 6
[3] その他の事項	1 1 6

- 基本計画の名称：米子市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：鳥取県米子市
- 計画期間：平成26年4月から平成31年3月

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 米子市の概要

本市は、人口約15万人、面積約132k㎡で、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置しています。周囲を、「伯耆富士」と呼ばれる国立公園大山、ラムサール条約に登録された汽水湖である「中海」、美保湾に囲まれ、白砂青松の弓ヶ浜や日野川など、豊かな自然環境に恵まれています。

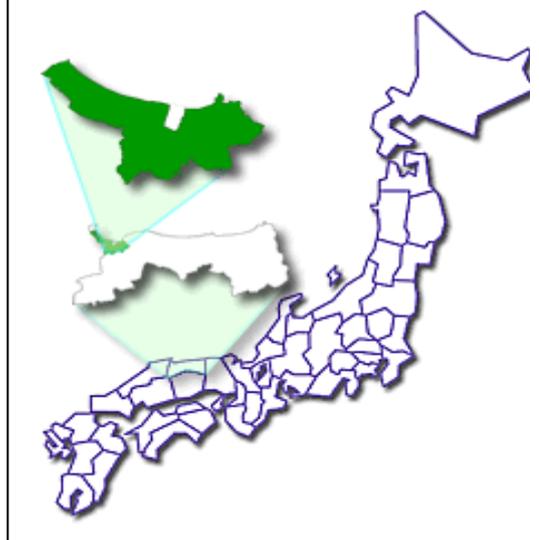
また、妻木晩田遺跡や上淀廃寺など史跡の宝庫で、古くから人の営みがみられました。この地に人が住み着いたのは約2万年前の旧石器時代で、中心市街地の辺りは海であったと考えられています。弥生時代前期には稲作が行われており、山陰でも最古の水田跡や丘陵地の大集落跡をみることができます。

本格的なまちづくりは、近世、毛利一族の吉川広家がこの地に城を築いた時から始まり、関ヶ原の合戦の後、静岡から転封された中村一忠が、山陰初の五重の天守閣を持つ米子城を完成させるとともに、伯耆の旧城下から町人を移住させて 城下町を整

備し、今日の中心市街地の基礎を造りました。当時のまちの形態は、400年を経た今もその名残を留めています。寛永以降、鳥取藩家老荒尾氏の居城となり、藩主のいない城下町になったことや、出雲、備中、因幡への交通の分岐点であったこと、北前船の寄港地として栄えたことから、商業の町として活況を呈しました。

近代に入ると、山陰で最初の鉄道（御来屋～米子～境港間）が開通し、その後、米子空港の開設、米子自動車道の開通など、陸海空の交通の要衝、山陰の玄関口として発展してきました。鳥取県西部地域の中心都市として位置付けられており、行政、商業、交通、教育、文化、医療及び福祉などの様々な都市機能が集積しています。

【米子市の位置図】



[2] 中心市街地の概要

(1) 中心市街地のあらし

本市の中心市街地の基礎が作られたのは、前述のとおり、吉川広家が湊山で米子城の築城に着手したことが始まりとされております。

城の周囲に内堀外堀を配置して町割りを行い、外堀の内側を侍町、外側を町人町としました。近隣の城下町から移された日野町、法勝寺町、四日市町、尾高町、西倉吉町、東倉吉町や、職人や商人たちが集まり住んだ紺屋町、塩町、茶町、大工町、寺が9軒連ねられた寺町など、現在の中心市街地の骨格はこの町割りによって出来上がりました。外堀は城の守りとともに商家の水路としても大いに利用され、この地が海陸交通の条件にも恵まれて江戸中期から明治大正にかけて海運業が盛んであったことから、産業・経済の重要な役割を果たし、商業の町としてその地位を不動のものとしてきました。

明治以降、山陰で最初の鉄道が米子を中心に開通したのを始め、鉄道管理局の設置等、山陰本線、伯備線、境線が交わる鉄道の要衝として発展しました。

時代の流れとともに、外堀、内堀ともにほとんどが埋め立てられましたが、旧加茂川にその名残を見ることができます。外堀の内側には空き地や陸田が多く見られることから、明治以降、様々な公共公益施設や事業所が立地しやすい環境に恵まれていました。



中心市街地には、米子市役所を始め、鳥取県西部総合事務所や国の合同庁舎、裁判所、鳥取大学医学部、同付属病院、JR米子駅、湊山公園、米子港、美術館、図書館、歴史館、コンベンションセンター、公会堂、文化ホール、市福祉保健総合センター、NHK米子支局、中海テレビ放送センタービル、米子消防署、武道館、野球場、宿泊施設、商工会議所会館、百貨店や大型商業施設など、多種多様な都市機能が集中的に立地しています。

中心市街地の設定については、37ページ以降に記述

(2)歴史的、文化的資源

◆ 旧加茂川、寺町周辺

下町は古い街並みや土蔵、町屋景観など、往時を偲ばせる歴史的資源や文化が息づく地区で、川岸に建ち並ぶ白壁土蔵が、江戸時代に商港として栄えた往時の面影を偲ばせています。この街並みを水面から眺めることのできる遊覧船もあります。



◆ 後藤家住宅

江戸時代に海運業を営み、藩の米や鉄を船で運ぶ特権を与えられていた回船問屋の屋敷です。母屋を始め一番蔵や二番蔵も寛政期以前のものです。格子戸や本瓦葺の屋根等が古い町屋の貫禄を見せる国の重要文化財です。



◆ 米子城跡

慶長6年(1601年)、このときわずか12歳の中村一忠は、父・一氏が関ヶ原の合戦で功績をあげたことにより、伯耆国の城主として十八万石を与えられました。すでに、吉川広家によって天正19年(1591年)には、四重の天守が造られていたと言われ、一忠はさらに五重の大天守を建立し、名実ともに山陰一の名城となります。こうして、米子城を中心とする地域が繁栄するようになりました。しかし、時を経た明治の初め、米子城はわずかな金銭で売却され、取り壊されるという運命をたどります。

城跡は現在、市民の憩う公園となり、天守閣跡は絶好の眺望地として、米子市街や中海を眼下に従え、島根半島や大山までも眺めることができます。国指定史跡です。



◆ 山陰歴史館

昭和5年に米子市役所として建築された赤レンガ調のモダンな洋館です。3階建



での規模やタイル張り、その質も、当時の鉄筋コンクリート造りとしては、山陰随一でした。現在では、歴史・民俗資料などを展示する歴史館として活かされています。夜間はライトアップされ、その美しい姿を夜の市街地に浮かび上がらせています。市の有形文化財です。

◆ 米子がいな祭

昭和 49 年に「米子の郷土色豊かな祭を作ろう！」と市民有志が企画開催した祭りです。がいな祭の「がいな」とは、米子の方言で「おおきい」を意味する言葉です。当初は、全国の創作祭などを研究しながらの手探り状態での運営でしたが、年々規模も大きくなり、現在では、がいな万灯・がいな太鼓・やんちゃ YOSAKOI など出し物も豊富になり、文字通り大きなスケールで繰り広げられています。特に最終日の花火大会は、米子の一番熱い日を締めくくる風物詩となっています。



◆ 地蔵信仰と加茂川まつり

本市の中心を流れる旧加茂川は、鉄道が開通するまで米子の玄関口であった米子港から物資を運ぶ重要な水路で、商都米子の繁栄を支えてきました。また、糺町から灘町にかけて、旧加茂川の周辺にはたくさんのお地蔵さんがあり、昔から、8月23日には、子どもたちの健康と安全を願い「地蔵盆」が行われていました。昭和 58 年から、この地蔵盆に旧加茂川の清流復活やお年寄りの健康長寿の願いを込めた加茂川まつりが開催されるようになり、米子下町の風情を醸しだしています。



◆ 下町観光

白壁土蔵、旧加茂川辺りの並木道、たくさんのお地蔵様、九つの寺が立ち並ぶ寺町通り、重要文化財の後藤家、そして山陰随一の栄華を誇った米子城跡など、商都として栄えた米子には、今も変わらず、江戸時代から明治にかけての佇まいが随所に残されています。そんな米子の下町の魅力にふれてもらおうと、地元ボランティアガイドによる観光案内が実施されています。モデルコースは全部で4コースあり、各約2時間かけ米子の街なみをゆっくり歩きます。

◆ 米子市公会堂

市民からの強い支援を受けて、昭和 33 年に建設され、以来、山陰随一の文化施設として活用されてきました。設計は、公共建築の設計で有名な村野藤吾氏で、デザインはグランドピアノをイメージしています。1,120 席を有する大ホールでは、国内外のすぐれたコンサート、演劇、講演や地域住民による発表会などが行われ、数々の感動と交流が生まれています。



しかし、歳月の経過とともに老朽化が目立ちはじめ、昭和 55 年に大規模な改修がなされました。その後、平成 22 年 9 月には耐震強度不足のため閉鎖され、平成 24 年から平成 25 年度にかけて改修工事が行われました。

改修後は再び文化・芸術活動の拠点施設としての機能に加え、前庭は全面に芝生が張られ、開放的な空間に生まれ変わり、多様な交流の場としての活用が期待されています。国の公共建物百選に選定されています。

◆ 米子コンベンションセンター

環日本海交流の拠点としての機能を果たすため、平成 10 年に建設された多目的コンベンション施設で、新しい時代への船出を願い、「ビッグシップ」と名付けられています。2,004 名を収容する大ホールは、コンサートはもとより国際会議・大会に対応する同時通訳ブースなどを備えており、地域文化の発展とともに国際化時代の重責を担っています。

◆ 米子市文化ホール

市民の中規模ホール建設の強い要望を受けて、平成 3 年に定住交流センターとして建設されました。外観は蔵のイメージで設計され、672 席を有するメインホール、182 席のイベントホールや各種研修室を備えています。米子駅前という立地や中規模の特色から手軽に多くの市民に利用され、コンサート、演劇、会議、講演会などの催事が行われ、地域住民の交流や文化活動に活かされています。

◆ 米子市美術館

市民の美術活動の拠点として、昭和 58 年に建設されました。外観は山陰歴史館や図書館・市庁舎とマッチした赤レンガ調のタイル張りで、落ち着いた雰囲気となっています。近代以降の版画、郷土ゆかりの作家などの 1,700 点の作品を収集、保管、展示しています。大小の展示室が 5 室あり、中央の美術巡回展、県展、市展などの展覧会やワークショップを開催し、美術活動の振興を図っています。また、平成 25 年 8 月にはバリアフリー化や展示環境の改善、喫茶室の新設などの工事が完了し、市内外の人々の美術活動の発表の場となっています。



◆ 米子市立図書館

地域住民の生涯学習や情報提供の場として、昭和 53 年に県立米子図書館として建築され、平成 2 年に米子市に移管されました。平成 25 年には、施設の経年劣化への対応や機能の充実を図るため、増改築工事が行われました。改築後の広さは約 3,000 m²、車椅子でも利用できるように書架の間隔を広くするとともに、親子読書コーナーを充実し、蔵書は約 25 万冊となっています。また、2 階には市民ギャラリーを設置し、作品展示や市民の交流の場となっています。



(3)自然、景観資源

◆ 湊山公園

明治40年、皇太子（後の大正天皇）が米子市へ行啓された記念として造られた公園です。米子城跡を中心に、日本庭園、芝生公園、桜の園などが整備され、市民が集う憩いの場となっています。桜の名所で、園内には470本を超えるソメイヨシノが咲き、桜の季節に開催される「米子桜まつり」は多くの人で賑わいます。

◆ 中海

中海は日本で5番目に大きい汽水湖です。弓ヶ浜半島と島根半島に閉ざされた自然が創りあげた静かな内海で、コハクチョウの集団越冬地の南限です。平成17年には、ラムサール条約に登録されました。湊山公園からの眺めは、とりわけ絵になる珠玉の風景です。

◆ 彫刻シンポジウムと米子彫刻ロード

文化的都市環境を創造するため、まちづくりの一環として平成7年に「彫刻のあるまちづくり基本計画」を策定しています。これに先立ち、昭和63年以降、「彫刻シンポジウム」を開催する中で彫刻を作製し設置する「作品公開製作方式」により、市民参画のもと隔年で開催（計10回）し設置してきました。

中心市街地に設置された彫刻は、「彫刻ロード」として整備され、都市空間の中の屋外ギャラリーとして、水や緑、街なみとあいまった歩行空間が創出されています。また、市民ボランティアによる清掃活動も行われており、市民に親しまれています。美しい日本の歩きたくなる道500選に選定されています。



(4)地域のまちづくり活動

◆ 市（いち）

中心市街地の商店街では、戦後間もない昭和26年に全国に先駆けて「土曜夜市」と名づけられた納涼夜市を開催しました。その後も商店街や民間の有志による「笑い市」「だらず夜市」「戸板市」「にぎわい市」「マルシェ」等の「市（いち）」が数多く開催されています。

◆ 旧加茂川・寺町周辺のまちづくりを進める会

下町の旧街並みや地蔵など、往時を偲ばせる資源がある旧加茂川・寺町周辺地区において、平成8年に地区内9自治会で設立され、平成12年には景観形成市民団体となりました。この会では、愛着のもてる「わがまち」を形成するために、建物や敷地の修景あるいはこれと関連する事項を地元関係者間で取り決め、地区固有のまちなみ景観をまもり、そだてるとともに、地区の総合的な環境の向上を図ることを目的とし、様々な活動を行っています。

◆ 笑い通り協議会

東倉吉町商店街振興組合と西倉吉町商店会が、協力してまちづくりを行うため東倉吉町にある「咲い(笑い)地蔵」にあやかり、通りを「笑い通り」と命名し、笑い通り協議会を立ち上げました。平成 11 年 12 月には住民の手づくりにより休憩所「笑い庵」を完成させ、そこを拠点に笑い通りオリジナル商品の販売や、旧加茂川の美観活動、観光遊覧船の運行などに取り組んでいます。

◆ 田園プロジェクト

空き店舗を改装して高齢者のコミュニティ施設とデイサービスセンターを設置し、そこを拠点に「高齢者が気軽に集えるまち」を目指した取組です。平成 14 年に、社会福祉法人、商店街、市民団体の代表の出会いから、「だれでも終生暮らせるまちにしよう。」と空き店舗だった喫茶店「田園」を福祉と交流の拠点として再活用するプロジェクトが始まり、補助金や市民からの寄付金で改装を行い、平成 16 年 3 月に多機能の「福祉&交流施設 田園」が完成しました。この活動は、「笑い庵」、「NPO 法人まちなかこもんず」、「NPO 法人地域福祉ネット」の設立へと発展しています。

◆ 夢蔵プロジェクト

旧加茂川沿いに建つ白壁土蔵をまちづくりの拠点へと再生するプロジェクトで、市民、地域住民、商工会議所青年部、県建築士会有志からなるボランティアにより、平成 16 年に始動しました。プロジェクトの舞台となる土蔵は、木造 2 階建て延べ約 62 m²で、築 140 年といわれており、平成 12 年の鳥取県西部地震で大きな損傷を受け、風雨にさらされ荒廃が進んでいました。この蔵の修復に取組み、地域の夢を育む蔵「夢蔵」と名付けました。この蔵を活用し地域住民が中心となったイベントの企画、運営を行い、城下町の賑わい再生を目指しています。

◆ プロジェクト米子

停滞する商店街を活性化させようと、平成 16 年 1 月に商店街で商いに携わる女性達が「プロジェクト米子」を組織しました。プロジェクト米子では、勉強会や商店街マップの作成を行う等、かつての賑わいを取り戻そうと取り組むなかで、昔行われていたという、戸板を使った商法にちなみ、「戸板市」を企画、実施しました。戸板市は多数の出店者と集客で賑わったことから、現在は年に数回、定期的で開催されるようになっていきます。

◆ 四季の会

紺屋町商店街振興組合の女性（16 名・当時）が、平成 5 年に結成した組織です。空き店舗を利用した本通り商店街初の休憩所「四季の花」を開設し、管理・運営を行うとともに「にぎわい市」を定期的で開催する等、商店街の振興に取り組んでいます。

◆ 喜八プロジェクト

米子市出身の映画監督である岡本喜八のスピリットをよりどころに、新たな創造活動を支援することを目的とし、地域の活性化に関する文化事業を通じて地域住民とともに住みよいまちをつくることを目指しています。このプロジェクトでは、元

気のあった頃の米子人の気質を「DARAZ」（「だらず」とは、「何でも真っ先に飛びついて、突拍子もないことをしてしまうが、どこか憎めない人・こと・もの」を言います。）と捉え、その象徴的な存在として岡本監督を位置づけ、「DARAZ」＝「喜八スピリット」を広めることにより、米子に再び元気を取り戻すことを目指しています。

◆ 四日市プロジェクト

商店街の東倉吉町・四日市町を中心とした地域で、シャッター通りと化した商店街を活性化しようと立ち上がった若いオーナー達が集い、個性豊かなショップやカフェレストランと従来からある店舗とが混在しながら、50店舗が参加し、自分達の街をもっと地域の個性を大切にしたい、心が豊かになれる、そんな素敵な街にすることを旨とした「街プロジェクト」です。

◆ まちづくり会社

○ ㈱笑い庵（東倉吉町）

東倉吉町（笑い通り商店街）で、築140年の木造3階建ての住宅を改修し、交流カフェや物産直売所、地域の交流スペースとして整備するなどの取組を行っています。

○ ㈱SKY（四日市町）

四日市町（本通り商店街）で、書店として使われていた4階建てのビルを改修しアパレルやヘアサロン、セレクトショップなどが入店する若い経営者が集まる店作りを行うとともに、4階には誰もが自由に使える空間「スカイ公園」を整備し、様々なイベントを通じて市民の交流の場とするなどの取組を行っています。

○ ㈱法勝寺町

法勝寺町（本通り商店街）で、老朽化したアーケードを撤去して通りをコミュニティ道路として整備し、緑を増やし通りの公園化に取り組んでいます。また、築120年の土蔵を改修し、飲食や交流スペースを整備するなど、通りの活性化を創出する取組を行っています。

○ ㈱ダラズクリエイティブボックス

法勝寺町（本通り商店街）で、旧銀行建物を活用し、地域情報の発信基地となるコミュニティFM局を開設するとともに、カフェや起業支援などを行う複合商業施設の運営を行っています。

○ ㈱元町

パティオ広場の活用や空き店舗を地域のコミュニティレストランや交流スペースを併設する施設に改装し、交流が希薄だった自治会も巻き込んだ取組を行っています。また、商店街と共同で道笑町1丁目、日野町（元町通り商店街）の老朽化したアーケードを撤去し、隣接する法勝寺町とも連携しながら通りをコミュニティ道路として整備し、緑を増やし、通りの公園化に取り組んでいます。

○ ㈱アルファオフィス

角盤町で、空きビルを活用し、ポップカルチャーに関わる人材育成や活動支援、情報発信事業などの取組を行うことにより、ポップカルチャーを定着させ、ビジネス化することで地域振興を図る取組を行っています。

[3] 1 期基本計画の取組

(1) 概要

中心市街地が持つ特徴やこれまでの取組の成果、活用すべき地域資源に注目し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することによって、多くの市民にとって暮らしやすく、賑わいのあるまちを実現していくため、計画期間を平成20年11月から平成26年3月までとする「米子市中心市街地活性化基本計画」を策定し、86の事業に取り組んできました。

活性化の目標と成果指標及び目標値については、次のように設定しました。

目 標	成果指標	基準値 (策定時点)	目標値 (調査時点)	最終値
① 人が集い賑わうまちをつくる	歩行者通行量 (自転車含む)	20,282人 (H19.11)	21,319人 (H25.11)	18,744人
② 歴史や文化、自然に触れ合えるまちをつくる	下町観光ガイドの利用者数	1,380人 (H19年)	2,070人 (H25年)	1,185人
	湊山公園の入場者数	1,373人 (H20年)	1,510人 (H25年)	1,202人
③ 住みたくなるまちをつくる	居住人口	12,059人 (H19.4)	12,159人 (H25.4)	11,069人

(2) ゾーニング

基本計画の取組にあたっては、既存施設の立地状況や地域資源、これまでの取組状況等から、中心市街地を右図のようにゾーニングしました。各ゾーンが持つそれぞれの特徴を伸ばし、活かすように事業を展開し、各ゾーンが役割を分担しつつ、ゾーン毎の連携を図ることで、効果的に区域全体の活性化を進めることとしました。



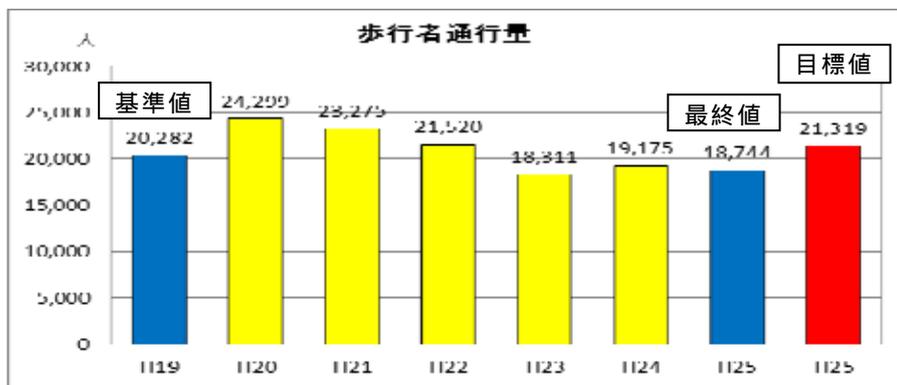
(3) 事業効果の検証

以下、目標毎に事業の効果の検証を行いました。

目標1：人が集い賑わうまちをつくる

成果指標：歩行者通行量（自転車含む）

①成果指標の目標数値の推移



※調査方法：11月の平日、休日の2日間実施。調査地点19地点において、調査時間を10時～16時30分までとし、毎時30分間計測。平日、休日の2日間の数値を合計した。

※調査対象：自転車を含む中学生以上の歩行者

※調査月：11月

②主要な事業の実施効果

◆地域情報発信拠点施設運営事業

事業完了時期	【済】平成21年度
事業概要	旧銀行の空店舗を活用してコミュニティFM、レストラン、物販スペース、ミュージアムスペース等で構成する複合商業施設の整備・地域コミュニティFM、カフェ、ショップ4店舗、ミュージアムスペース、イベントスペースの設置。
事業効果等	コミュニティFM局を開局し地域住民の生活感覚にあった情報を提供することにより、来街のきっかけとなっている。また、イベントスペースを活用した短編映画、ジャズコンサート等のイベントの開催により賑わい創出に寄与している。

◆三連蔵ショップ&ギャラリー事業

事業完了時期	【済】平成21年度
事業概要	よりみち通り沿いの築120年の蔵を改修し、飲食、物販、ギャラリー等を設置するテナントミックス事業。 ・3つに仕切られた蔵を改修し、【1階】3店舗、【2階】2店舗、多目的スペースを設置。
事業効果等	建物の外観や内部の雰囲気、こだわりの飲食店等が人気を呼び、集客力の高い店舗となっている。

◆四日市町大型店舗再活用事業

事業完了時期	【済】平成22年度
事業概要	空き店舗となっている旧書店ビルを商業活性化の拠点として再生し、新しい商業者の集積と新たな客層を呼び込むための施設整備を行う事業。 【1階】1店舗、【2階】2店舗、【3階】2店舗、事務所、【4階】多目的スペースを設置。
事業効果等	若者向けの出店が続いている四日市町エリアで、核となる施設として周辺店舗との連携を図り、賑わいの創出に繋がっている。

◆法勝寺町商業環境整備事業

事業完了時期	【済】平成22年度
事業概要	老朽化したアーケードを撤去し、下水道整備を行い、花や緑の演出、石像、ベンチ、フットライト、街路灯などを備えるコミュニティ道路（L=130m）として整備。
事業効果等	アーケードを撤去し、陽のあたる新しい通りになったことから、空き店舗の活用、新規出店等の動きが出てきている。 営業店舗数：H20(25店舗) → H24(31店舗)

◆アルファビル再活用事業

事業完了時期	【済】平成24年度
事業概要	空きビルを利用し、まんがやアニメ、映像、音楽などのポップカルチャーの店舗が集まる複合商業施設として整備。
事業効果等	10店舗のテナントが入店し、新たな商業空間の創出とそれに伴う新たな交流人口の増加と賑わい創出に寄与している。

◆元町通り商業環境整備事業

事業完了時期	【済】平成25年度
事業概要	老朽化したアーケードを撤去し、下水道整備の後に花や緑の演出、ベンチ、フットライト、街路灯などを備えるコミュニティ道路（L=254.6m）の整備やパティオ広場の機能拡充。
事業効果等	アーケードを撤去し、路面等整備が行われたことにより、空き店舗の活用、新規出店、イベント数の増加など、賑わい創出の動きが出てきている。 営業店舗数：H22(48店舗) → H24(60店舗)

◆鳥取環境大学西部サテライトキャンパス連携活用事業

事業完了時期	【済】平成23年度
事業概要	にぎわいトライアングルゾーン内に鳥取環境大学のサテライトキャンパスを設置し、周辺施設との連携により、中心市街地の賑わいを創出する事業。
事業効果等	平成24年4月サテライトキャンパス開設し、一般市民向け講座や社会人向け講座を定期的に開催し、賑わいの創出に繋がっている。

◆にぎわいのある商店街づくり事業

事業完了時期	【実施中】平成17年度～												
事業概要	空き店舗へ出店する事業者到店舗改修費等の助成を行い、商店街の魅力や集客力を高め、空き店舗の解消を図る事業。												
事業効果等	<p>・新規出店数の実績数は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア名</th> <th>実績 (H20～H25.12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四日市町周辺</td> <td>12 店舗</td> </tr> <tr> <td>法勝寺町・元町周辺</td> <td>17 店舗</td> </tr> <tr> <td>角盤町周辺</td> <td>10 店舗</td> </tr> <tr> <td>その他の地区</td> <td>13 店舗</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52 店舗</td> </tr> </tbody> </table>	エリア名	実績 (H20～H25.12)	四日市町周辺	12 店舗	法勝寺町・元町周辺	17 店舗	角盤町周辺	10 店舗	その他の地区	13 店舗	合計	52 店舗
エリア名	実績 (H20～H25.12)												
四日市町周辺	12 店舗												
法勝寺町・元町周辺	17 店舗												
角盤町周辺	10 店舗												
その他の地区	13 店舗												
合計	52 店舗												

◆中心市街地の情報発信拠点施設整備事業

事業完了時期	【実施中】平成23年度～
事業概要	中海テレビ放送センタービル内に角盤スタジオを設置し、市民参加型メディアとして生放送や公開収録で情報発信する事業。
事業効果等	情報発信の放送にとどまらず、隣接するアルファビルとの連携によりコンテンツビジネスの人材育成やテゴネット（鳥取県西部広域交流ネットワーク）と連携し、「地域ふれあいフェスタ」をビル前庭で開催するなど、新たな交流人口の増加と賑わい創出に寄与している。

◆図書館・美術館整備事業

事業完了時期	【済】平成25年度
事業概要	<p>老朽化・狭隘化した図書館、美術館の整備拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館増築（RC2階 657㎡）、多目的交流スペースの整備（延床面積 299㎡）。 ・美術館増築・改修、図書館・美術館のバリアフリー整備、旧二中校舎を撤去した後、創作広場として整備。
事業効果等	平成25年8月完成後、図書館来館者数：前年度比で約10%増加している。

◆公会堂改修事業

事業完了時期	【済】平成25年度
事業概要	<p>中心市街地のランドマークとして市民に親しまれてきた公会堂を、今後も永く市民活動の拠点となるよう整備するとともに、賑わいを生み出す拠点とする事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会堂ホール棟及び楽屋棟の耐震改修。 ・全館の劣化改修、内外装改修及び設備改修等。
事業効果等	<p>平成26年3月完成予定</p> <p>今後、前庭についてパークマネジメントの手法を取り入れ、様々なイベントの開催を行うなど、活用の幅が広がることが期待できる。</p>

③効果の検証

にぎわいトライアングルゾーン内において、空き店舗のリノベーションやコンバージョンを行い、6つの拠点施設を整備するとともに、老朽化した商店街のアーケードを撤去し、通りをコミュニティ道路として整備するなど、商業環境整備事業を集中して実施してきました。また、中心商店街に近接する図書館・美術館の拡充整備を行い、回遊性の拡大を図る取組も合わせて実施してきました。これらにより、それぞれの施設が線で繋がり、賑わいの創出や回遊する環境が整いつつあります。また、6つのまちづくり会社が設立され、それぞれのエリアで様々な取組を行うようになってきました。

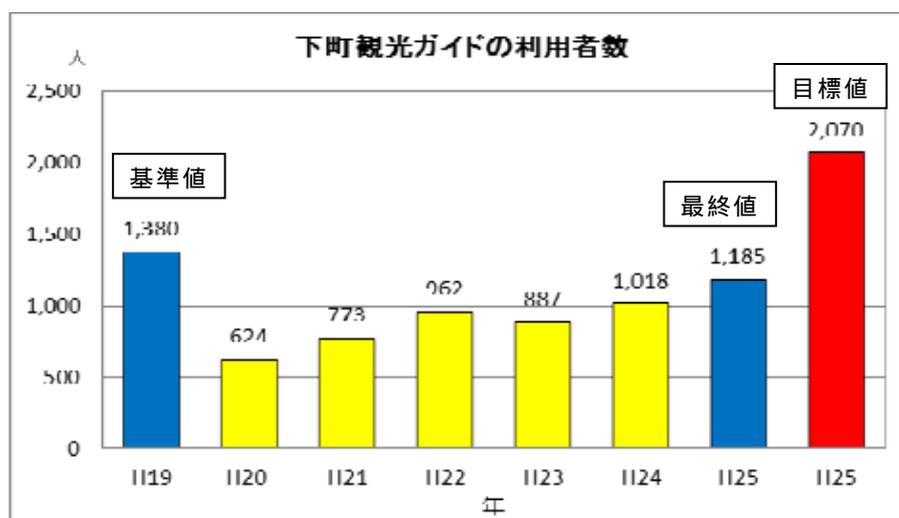
しかし、歩行者通行量は、基準日の平成19年度の数値と比べると平成25年度は約8%減少しており、来街者が“まちなか”を回遊するまでには至っていません。これは、年次的に実施した中心商店街のアーケード撤去や路面整備等の工事中に減少した通行者が、工事完了後においても完全には戻って来なかったことや、工事完了後、大きく空き店舗が解消するまでには至らなかったことなどが原因と考えられます。また、自動車の一人当たりの保有台数の高まりと連動して、目的地間を自動車で移動する傾向が高いことも原因の一つと推測されます。

中心市街地へ人を誘引するための仕掛けとして、「買い物」、「飲食」、「職場」といった要素があるなか、来街の目的として「買い物」、「飲食」については、その割合が増加傾向にあるなど一定の成果を上げつつあります。今後は、ソフト事業等による商店街の魅力を高める取組を行う必要があります。また「職場」については、空き店舗、空きビルの解消に取組んでいく中で、事業所への用途変更を図るなどの取組も必要です。

目標 2：歴史や文化、自然に触れ合えるまちをつくる

成果指標 1：下町観光ガイドの利用者数

①成果指標の目標数値の推移



※調査方法：毎年1月に米子市観光協会がとりまとめている前年の利用者数を集計した。

※調査対象：下町観光ガイド利用者

※調査月：毎年1月～12月

②主要な事業の実施効果

◆旧加茂川・寺町周辺地区街なみ環境整備事業

事業完了時期	【済】平成25年度
事業概要	歴史的景観の保全・継承、住環境の向上を図るため、建物修景支援、まちかど広場、道路美装化、遊歩道、案内施設などを整備。
事業効果等	建築物の修景助成（H24年度末時点で42件）や道路の美装化等により、歴史的景観の保全・継承が図られるとともに、下町情緒の醸成に繋がっている。

◆下町観光ガイド

事業完了時期	【実施中】平成13年度～
事業概要	地元ボランティアガイドによる下町の観光案内、モデルコースは4コース。また、新たなるガイドが推奨する12コースを設定。
事業効果等	16名の登録ガイドの創意工夫により、利用者の多様なニーズに対応している。 ガイドの利用件数：H19：105件 → H25（113件）

◆加茂川・中海遊覧の運航

事業完了時期	【実施中】平成13年度～
事業概要	旧加茂川から中海、新加茂川を小型遊覧船で巡る事業。 ・1日2便、往復約40分、定員10名で運航。

事業効果等	平成 14 年から運航を始めて、平成 21 年 10 月には累計乗客数 1 万人を突破し、近年は約 1900 人／年で推移している。
-------	--

◆ 中心市街地活性化情報発信事業

事業完了時期	【実施中】平成 24 年度～
事業概要	<p>地元ブロガーを活用して、季節ごとにまちなかの魅力の情報発信を行うとともに、市ホームページに中心市街地活性化情報発信コーナー「よなご まちなかなう」を設け、まちなかの賑わいの様子やイベント情報など様々な情報発信を行っていく事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロガー向けのモニターツアーの開催（年 3 回） ・まちなか特派員として任命を行ったブロガー（10 名）
事業効果等	<p>様々な視点で眺めたまちなかの情報発信が可能であり、地域内外に向けて広がりのある情報発信が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか特派員が発信を行った情報数：約 500 件（平成 24 年 9 月～平成 25 年 10 月まで） ・「よなご まちなかなう」へのアクセス数：約 20,000 件（平成 24 年 9 月～平成 25 年 10 月まで）

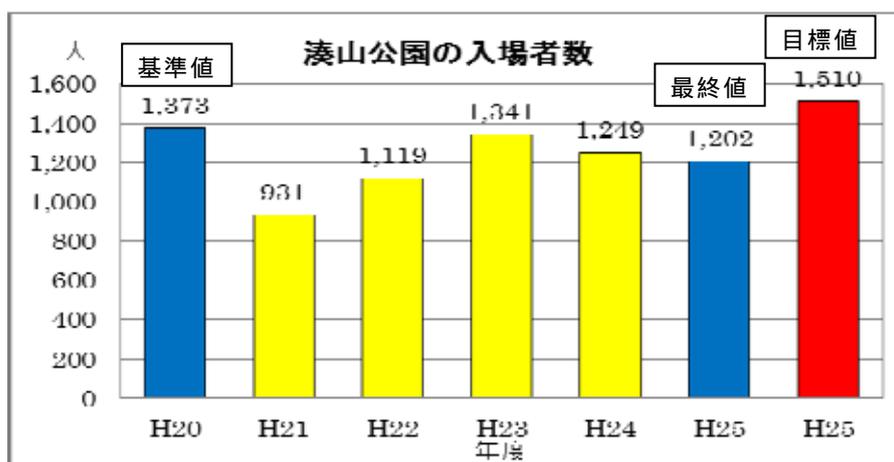
③ 効果の検証

中心市街地は、種々多様な歴史、文化、自然資源に恵まれています。1 期計画ではこれらの資源を掘り起こし、十分に活用しながら相互の連携を図っていくこととし、新たなガイドコースの追加や街なみ環境整備による下町の景観保全、図書館・美術館の拡充整備、彫刻ロードの環境整備、ブロガーなどを活用した情報発信等に取り組んできました。このことにより、目標値には届きませんでした。平成 20 年に一旦減少した下町観光ガイドの利用者数は、出雲大社の遷宮効果による団体旅行者の増加等の要因もあり、徐々に回復しています。

今後は、歴史的・文化的資源や文化施設等が市民にますます親しまれ、来街者にとっても魅力的なものとなるよう、各施設の整備や保全を行い、新設した下町等のガイドコースの周知や下町の魅力を積極的に情報発信していく必要があります。

成果指標 2 : 湊山公園の入場者数

① 成果指標の目標数値の推移



※調査方法：6月の平日、休日の2日間実施。調査地点7地点において、調査時間を6時から19時30分までとし、毎時30分間計測。指標となるのは、休日の中学生以上の入場者数を集計した。

※調査対象：自動車に乗車する人を含めた中学生以上の入場者数

※調査月：6月

② 主要な事業の実施効果

◆ 下町観光ガイド【成果指標：下町観光ガイドの利用者数：P 14 参照】

◆ 中心市街地活性化情報発信事業【成果指標：下町観光ガイドの利用者数：P 15 参照】

◆ もっと知りたい米子城事業

事業完了時期	【済】平成25年度
事業概要	米子城周辺の歴史について、米子城の探訪、講座、講演会等を開催。
事業効果等	米子城探訪会を5月、6月、9月、11月に実施するとともに、講座・講演会を8月に3回、9月に3回、10月に3回実施するなど、市民等への意識付けに繋がっている。

③ 効果の検証

目標に掲げた平成25年度の湊山公園の入場者数1,510人に対して実績数は1,202人となりました。基準日の翌年に3割以上減少した後、回復の傾向が見られましたが、目標達成には至りませんでした。しかしながら、同公園内にある児童文化センターの近年の年間利用者数は、毎年15%以上の伸び率で増加しており、実際に公園を利用する子どもを含めた利用者は増加しているものと考えられます。

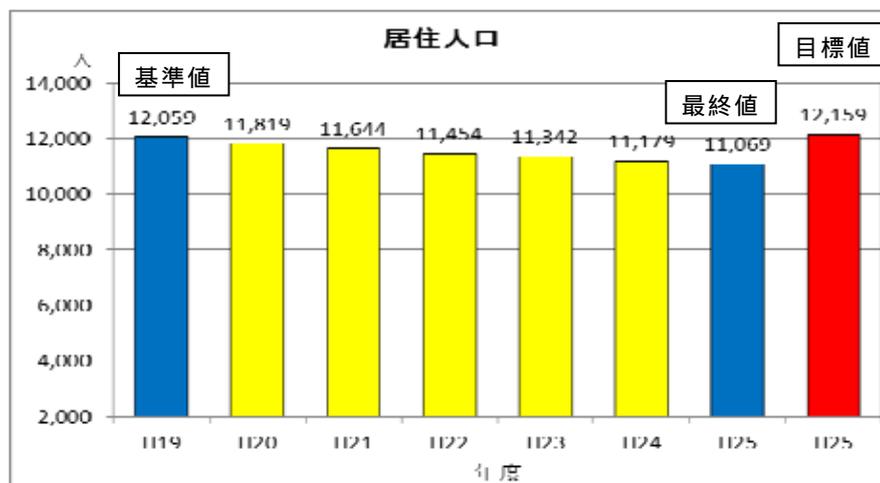
目標達成に至らなかった理由としては、同公園内にある米子城跡の整備事業の着工が遅れていることや米子城跡の魅力の情報発信が十分でなかったことなどが考えられます。

今後は、湊山公園の持つ魅力のうち、米子城跡については、歴史的、観光的資源としての活用、市民の憩いの場としての活用という両面があり、それぞれをバランスよく取り込むなど、米子城跡整備のみに依存しない取組が必要です。

目標3：住みたくなるまちをつくる

成果指標：居住人口

①成果指標の目標数値の推移と検証



※調査方法：毎年4月1日現在における中心市街地区域の人口を住民基本台帳から集計した。

※調査対象：中心市街地区域内

※調査月：4月

②主要な事業の実施効果

◆民間マンション建設

事業完了時期	【済】平成20年度
事業概要	民間事業者による高層集合住宅の建設（1棟）。
事業効果等	平成21年3月1棟65戸が完成し、まちなか居住の促進に寄与している。

◆介護サービス付共同住宅事業

事業完了時期	【済】平成21年度～平成25年度
事業概要	民間事業者による介護サービス付の共同住宅の建設と運営事業。
事業効果等	平成22年1月「にしくらの家」（5戸）、平成22年3月「ココ灘町」（27戸）が完成し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現に寄与している。

◆やらいや米子・平成ルネッサンス事業（こうやまち壺号館）

事業完了時期	【済】平成22年度
事業概要	低未利用地を活用した民間事業者による高齢者専用賃貸住宅を核とした複合施設の建設。 ・RC造6階建て、延床面積3,232㎡、高齢者専用賃貸住宅74戸、小規模多機能型居宅介護支援センター等を併設。
事業効果等	平成23年5月に完成し、入居率は9割となっており、中心市街地の立地特性を活かした、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに寄与している。

◆いきいきケアホーム灘町事業

事業完了時期	【済】平成23年度
事業概要	民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅を核とした複合施設の建設。 ・鉄骨造3階建て、延床面積2,486㎡、サービス付き高齢者向け住宅65戸、訪問介護、看護ステーション等を併設。
事業効果等	平成24年4月に完成し、入居率は7割を超えており、中心市街地の立地特性を活かした、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに寄与している。

◆やらいや米子・平成ルネッサンス事業（サービス付き高齢者住宅まちなか）

事業完了時期	【済】平成24～25年度
事業概要	民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅を核とした複合施設の建設。 ・RC造5階建て、延床面積2313.46㎡、高齢者専用賃貸住宅57戸、通所介護事業所を併設。
事業効果等	平成25年12月に完成し、少しずつ入居数も増えており、中心市街地の立地特性を活かした、高齢者が安心して暮らせる街づくりに寄与すると考えられる。

◆まちなかすまいるデータバンク

事業完了時期	【実施中】平成20年度～
事業概要	まちなか居住に適した中古住宅物件情報の収集、管理、発信を行う事業。
事業効果等	市場に出ていない空き家物件を掘り起こし、既存の不動産情報と一元的な情報データベースを構築し、インターネットへ情報発信することによって、まちなかの住宅物件の供給とニーズへの対応が図られている。 入居済み（8軒）

◆まちなかサービス事業

事業完了時期	【実施中】平成20年度～
事業概要	有償ボランティアでの会員制システムによる高齢者の困りごとへの対応や生活支援サービスを実施する事業。平成24年度から家事などの代行に加え、鳥取県生活共同組合と連携し、夕食宅配サービスや食品・日用品の受け渡しのサービスを実施。
事業効果等	地域のつながりが増すとともに高齢者や子育て世帯が住みよい環境づくりに寄与している。

◆まちなか居住支援事業

事業完了時期	【済】平成22年度～平成25年度
事業概要	中心市街地に住宅を取得して市外から移住する世帯に対し、建物の固定資産税相当額を一定期間助成する事業。
事業効果等	平成22年4月から実施し、12件が支援を受けている。

③効果の検証

目標に掲げる平成25年度の中心市街地の居住人口は、12,159人に対して11,069人となっており、減少傾向に歯止めをかけるには至りませんでした。

原因としては、死亡数が出生数を上回る自然減によるところが大きく、人口動態全体に与えるマイナス要因となっています。

しかし、人口の社会増減については、平成22年度に100人程度の転出超過から、近年（平成23年度～平成25年度）は、転入・転出がほぼ同数で推移するとともに、平成25年4月においては、転入が転出を上回りました。また、基本計画策定前（平成16年～平成21年）においては、年平均180人弱の減少を示していましたが、策定後（平成22年～平成25年）においては、年平均130人弱程度の減少幅で推移しています。この結果については、民間マンション建設、介護サービス付共同住宅、高齢者専用賃貸住宅の建設、生活支援サービスの実施など、まちなかで暮らす高齢者等が住みやすい環境づくりを進めていることが大きな要因となっていると考えられます。

中心市街地における歩行者通行量と居住人口の間には密接な関係があります。居住者を増やすことも賑わい創出のための不可欠の要素であり、引き続き空き家の活用や住宅の建設促進に取り組んで行く必要があります。

また、医療・福祉、雇用対策などを総合的・一体的に取組み、市全体の魅力を高め、中心市街地の利便性を情報発信していくことが求められます。

[4] 中心市街地の現状

(1) 現状

本市は、様々な施設や都市機能が集積し昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口）も高く、運輸交通の拠点として位置付けられるなど、古くから鳥取県西部圏域の中心都市として発展してきており、中心市街地がその機能の中核を担ってきたと言えます。

交通網について、道路は、幹線道路が中心市街地を起点に四方に延びています。又、鉄道は、JR 米子駅から鳥取市、松江市、境港市、岡山市の各方面に線路が延びており、バスは、JR 米子駅に隣接するバスターミナルを起点に、周辺市町村への路線バスが運行しているほか、東京、大阪、神戸、広島、福岡等への長距離高速バスの発着地点になっています。

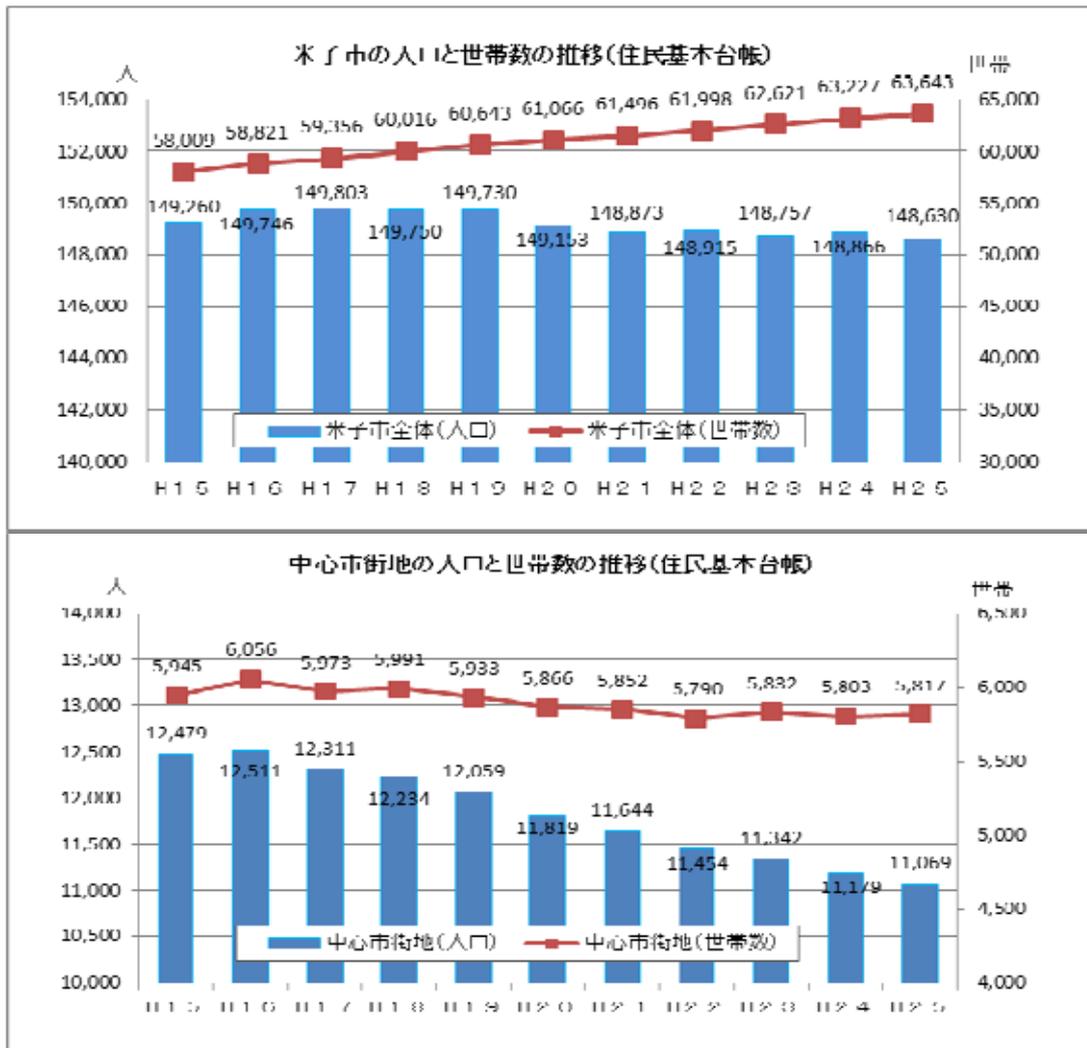
しかし、近年においては、様々な変化や課題が生じています。住民基本台帳による人口は平成 17 年をピークに減少傾向に転じ、高齢化が進んでおり、特に中心市街地においては、人口の減少、少子高齢化が顕著になっています。また、中心市街地に集積していたオフィス機能や商業機能も低下しており、歩行者通行量なども低迷しています。その他、地価の下落や高い空き店舗率などの課題も生じており、都市機能の低下が懸念されます。

(2) 主な統計数値の概況

① 人口・世帯数の動向について

◆ 人口及び世帯の状況

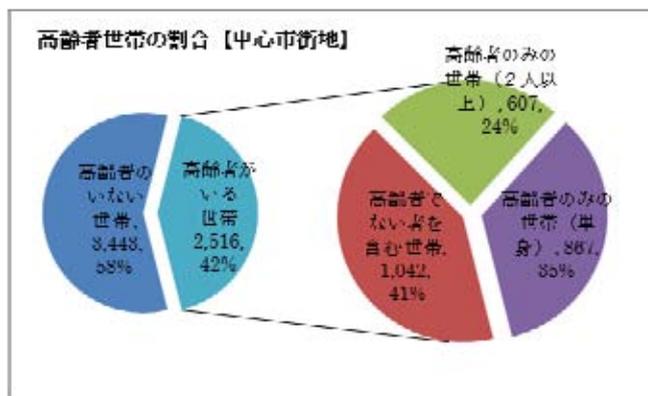
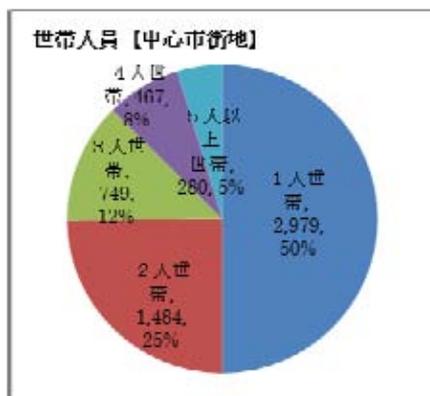
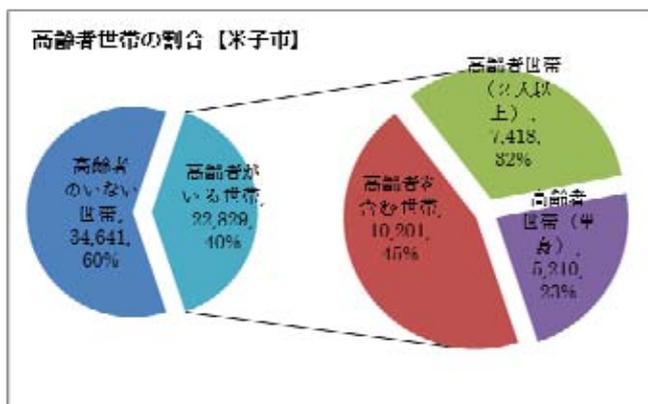
平成 15 年から平成 25 年の 10 年間に於ける市全体の人口の推移は、平成 17 年をピークに減少してはいますが、世帯数については増加傾向が続いています。中心市街地の人口及び世帯数は平成 16 年をピークに減少しています。



◆ 世帯構成の状況

平成 25 年度 4 月の住民基本台帳による 1 世帯当たりの人員は、市全体では、2.34 人、中心市街地は、1.90 人となっています。

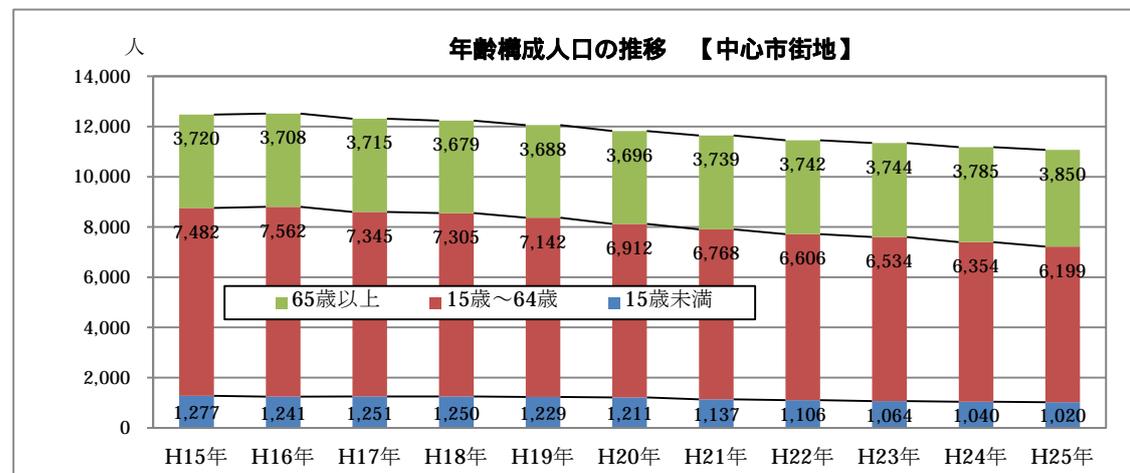
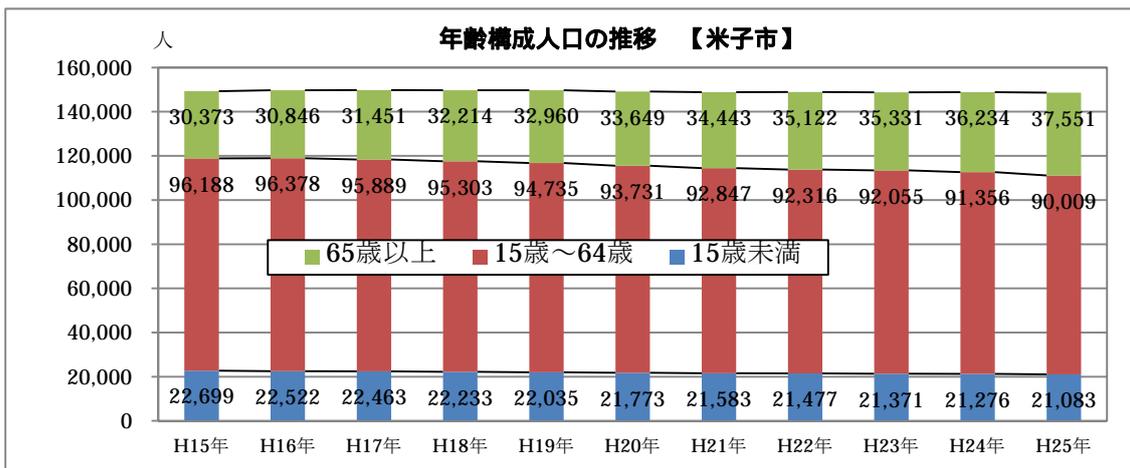
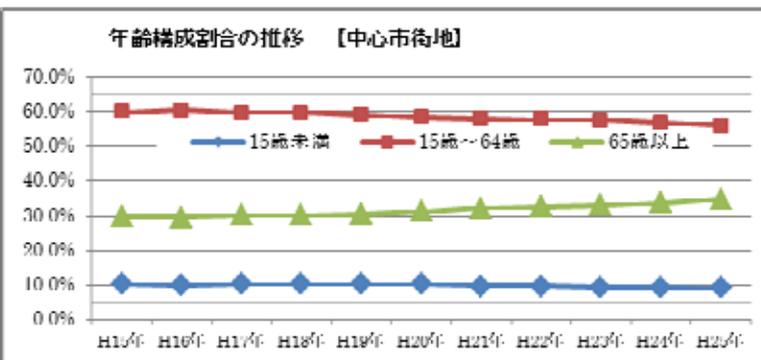
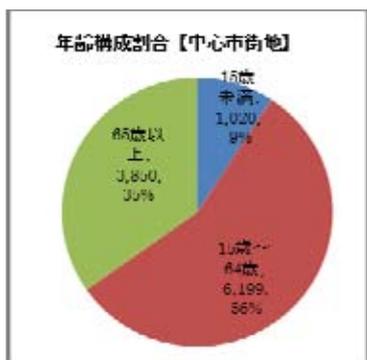
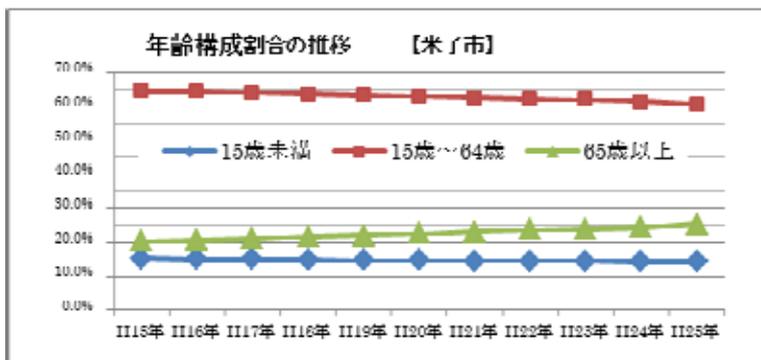
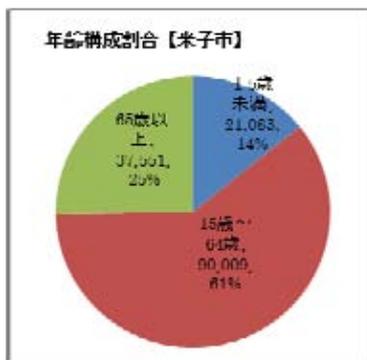
また、平成 22 年の国勢調査によると、米子市の単身世帯は 31%、世帯人員が 2 人以下の世帯を合わせると 60%近くを占めています。中心市街地の単身世帯は、50%と半数にのぼるほか、世帯人員が 2 人以下の世帯を合わせると 75%を占めています。また、高齢者のみの世帯は、市全体では約 22%を占め、中心市街地に至っては約 25%となっています。



(資料：平成 22 年国勢調査)

◆ 年齢別人口の状況

平成 15 年から平成 25 年までの 10 年間で中心市街地の高齢者率は、29.8%から 34.8%に達し、市全体の 25.3%を 9.5 ポイント上回っています。また、中心市街地の生産年齢人口は 17.1% (1,283 人) 減少し、市全体の減少率 (6.4%) の 2.5 倍となっています。また、中心市街地の年少人口は年々減少しており、平成 15 年度から平成 25 年度の 10 年間で 257 人減少しています。年少人口の比率を市全体と比較してみると、中心市街地が 5 ポイント低い数値となっています。



(資料：米子市作成)

◆ 人口の流入・流出の状況

平成 22 年の昼夜間人口比率は、就業者・通学者ともに 1.0 を越えており流入超過都市となっているものの、平成 17 年と比べると就業者、通学者ともに昼夜間人口比率が減少しています。

平成 17 年流入・流出口

	夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率(%)
					昼間人口 / 夜間人口
就業者	71,185	17,455	13,840	74,800	1.05
通学者	6,946	2,615	1,057	8,504	1.22
非就業者・通学者	70,140	-	-	70,140	-
合計	148,271	20,070	14,897	153,444	1.03

平成 22 年流入・流出口

	夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率(%)
					昼間人口 / 夜間人口
就業者	73,422	18,533	12,261	79,694	1.08
通学者	7,232	2,857	990	9,099	1.25
非就業者・通学者	68,930	-	-	68,930	-
合計	149,584	21,390	13,251	157,723	1.05

(資料：国勢調査)

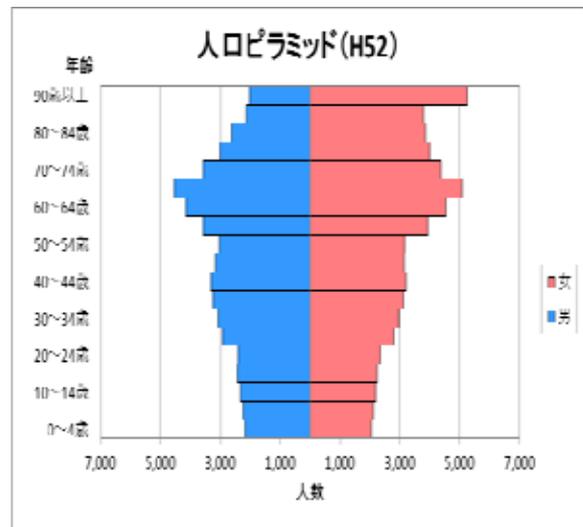
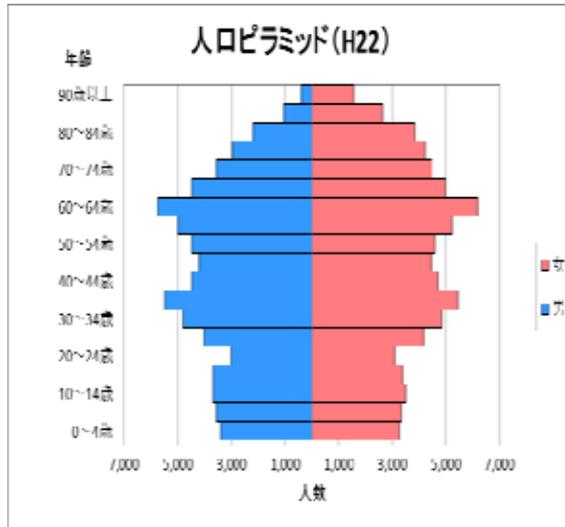
◆ 人口集積地区 (D I D) の状況

人口集積地区 (D I D) の面積と人口は増加していますが、人口密度は希薄になってきています。

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	117,056	126,523	136,053	140,615	140,503	143,822	147,837	149,584	148,271
DID人口	46,899	55,164	60,750	60,378	61,490	64,815	69,684	71,551	73,107
DID以外人口	70,157	71,359	75,303	80,237	79,013	79,007	78,153	78,033	75,164
面積(km ²)	123.35	123.35	123.90	123.92	125.20	131.15	132.21	132.21	132.21
DID面積	7.20	10.00	11.50	11.90	14.00	15.20	16.36	16.47	17.13
DID以外面積	116.15	113.35	112.40	112.02	111.20	115.95	115.85	115.74	115.08
人口密度	949	1,026	1,098	1,135	1,122	1,097	1,118	1,131	1,121
DID人口密度	6,514	5,516	5,283	5,074	4,392	4,264	4,259	4,344	4,268
DID以外人口密度	604	630	670	716	711	681	675	674	653
DID面積占有率	5.8%	8.1%	9.3%	9.6%	11.2%	11.6%	12.4%	12.5%	13.0%
DID人口占有率	40.1%	43.6%	44.7%	42.9%	43.8%	45.1%	47.1%	47.8%	49.3%

◆ 人口推計

平成 22 年の人口ピラミッドを見ると、いわゆる団塊の世代と団塊ジュニアの世代の山がはっきりと表れています。ちょうど団塊ジュニアが出産・育児を行う年代の中心にあたるため、一時的に年少人口は安定しています。しかし、30 年後（平成 52 年）の人口ピラミッドでは、団塊ジュニアが高齢者層に入り、出産・育児を行う年代が激減し、特に女性の高齢者の割合が高くなっています。



②産業構造について

◆ 事業所数、従業者数の状況

平成 18 年度から 21 年度にかけて、市全体では事業所数、従業者数とも僅かに増加しましたが、中心市街地ではいずれの数値も減少しています。また、中心市街地の市全体に対する割合は、平成 18 年度から 21 年度の間には事業所数が 28.5%から 24.5%へ 4 ポイント減少し、従業者数は 27.3%から 19.9%へ 7.4 ポイント減少しています。

		平成18年度		平成21年度		変動率	
			構成比(%)		構成比(%)		変動率
事業所数 (事業所)	中心市街地	2,107	28.5	1,881	24.5	-226	-11.0%
	その他地域	5,280	71.5	5,800	75.5	520	1.1%
合計		7,387		7,681		294	1.0%
従業者数 (人)	中心市街地	15,216	27.3	14,635	19.9	-581	-3.8%
	その他地域	55,680	78.5	58,999	80.1	3319	1.1%
合計		70,896		73,634		2738	1.1%

また、業種別の事業所数は、飲食・宿泊業、金融・保険業、学術研究、専門・技術サービス業、不動産業、物品賃貸業が中心市街地に集積しています。また、卸売・小売業については、市内の事業所数の 23.7%が集積しています。また、情報通信業については、市内の事業所数の 26.0%が集積しています。

(単位:事業所)

業種	区 分		合計
	中心市街地	その他	
全産業	1,881	5,800	7,681
農業	3	20	23
林業			
漁業			
鉱業	0	0	0
建設業	35	645	680
製造業	28	335	363
電気・ガス・熱供給・水道業	2	11	13
情報通信業	20	57	77
運輸業	22	123	145
卸売・小売業	510	1,640	2,150
金融・保険業	61	132	193
不動産業、物品賃貸業	119	277	396
学術研究、専門・技術サービス業	78	252	330
飲食店、宿泊業	579	530	1,109
生活関連サービス業、娯楽業	180	590	770
医療、福祉	99	455	554
教育、学習支援業	41	243	284
複合サービス事業	8	49	57
サービス業(他に分類されないもの)	83	393	476
公務(他に分類されないもの)	13	48	61

*経済センサス創設に伴い、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」を廃止し、「平成 21 年商業統計調査」、「平成 23 年工業統計調査」、「平成 23 年特定サービス産業実態調査」を休止。

*「不動産業、物品賃貸業」は、平成 18 年まで「不動産業」の項目であった。

*「学術研究、専門・技術サービス業」は平成 21 年経済センサスから追加。

*「生活関連サービス業、娯楽業」は平成 21 年経済センサスから追加。

◆ 産業分類別就業者数の推移

市全体の就業者数の推移は、平成12年までは増加していたものの、平成17年は、平成12年と比較して1,792人減少し、さらに、平成22年には平成17年と比較して2,237人の減少となっています。

産業別にみると、69.6%にあたる49,548人が第3次産業の就業者であり、全県と比較すると約6ポイント高く、第3次産業従事者の割合が高い構造となっています。

15歳以上の産業別就業者数

産業分類	米子市						鳥取県	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	構成比(%)	平成22年	構成比(%)
第1次産業	5,647	5,062	3,976	3,621	2,804	3.94	26,892	9.36
第2次産業	18,527	19,874	19,392	15,781	13,892	19.52	62,133	21.64
第3次産業	46,648	49,841	51,164	52,584	49,548	69.60	182,540	63.57
分類不能	30	152	682	1,436	4,941	6.94	15,605	5.43
総数	70,852	74,929	75,214	73,422	71,185	100.00	287,170	100.00

(資料：国勢調査)

第3次産業の状況

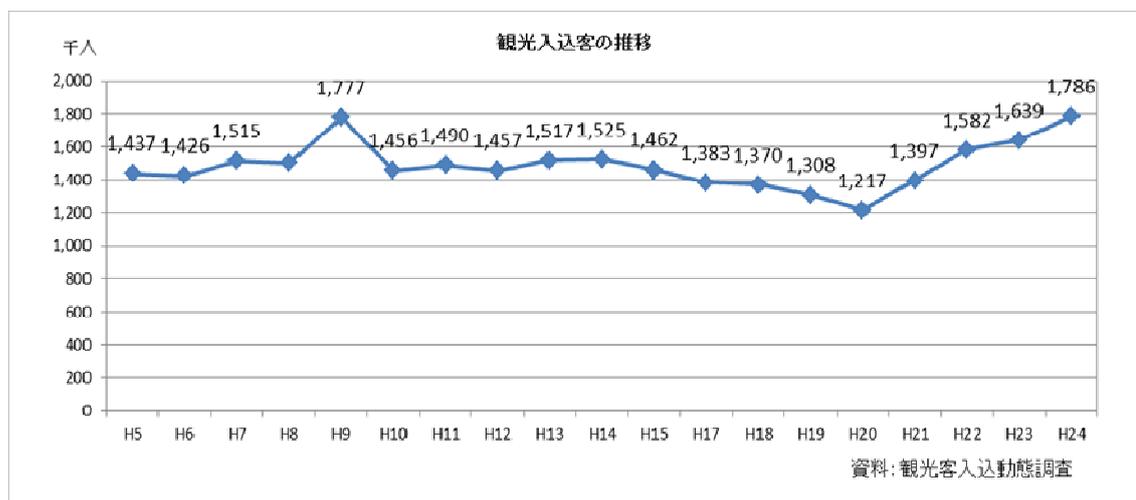
産業分類	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	構成比(%)
第三次産業	46,648	49,841	51,164	52,584	49,548	100.00
電気・ガス・熱供給・水道業	391	495	457	396	357	0.72
運輸・情報通信業	4,396	4,353	4,331	4,414	4,520	9.12
卸売・小売業、飲食店、宿泊業	18,705	19,157	19,045	19,629	17,151	34.61
金融・保険業	2,473	2,509	2,311	1,958	1,797	3.63
不動産業	470	440	469	599	1,017	2.05
サービス業、医療、福祉、教育	17,340	19,940	21,655	22,475	21,648	43.69
公務(他に分類されないもの)	2,873	2,947	2,896	3,113	3,058	6.17

*平成22年から、「不動産業」に「不動産業・物品賃貸業」を含む。

(資料：国勢調査)

◆ 観光入り込み客数

米子市・皆生温泉周辺への観光入り込み客数は、平成21年度までは概ね140万人前後で推移していましたが、近年は増加傾向にあります。



商業の状況について

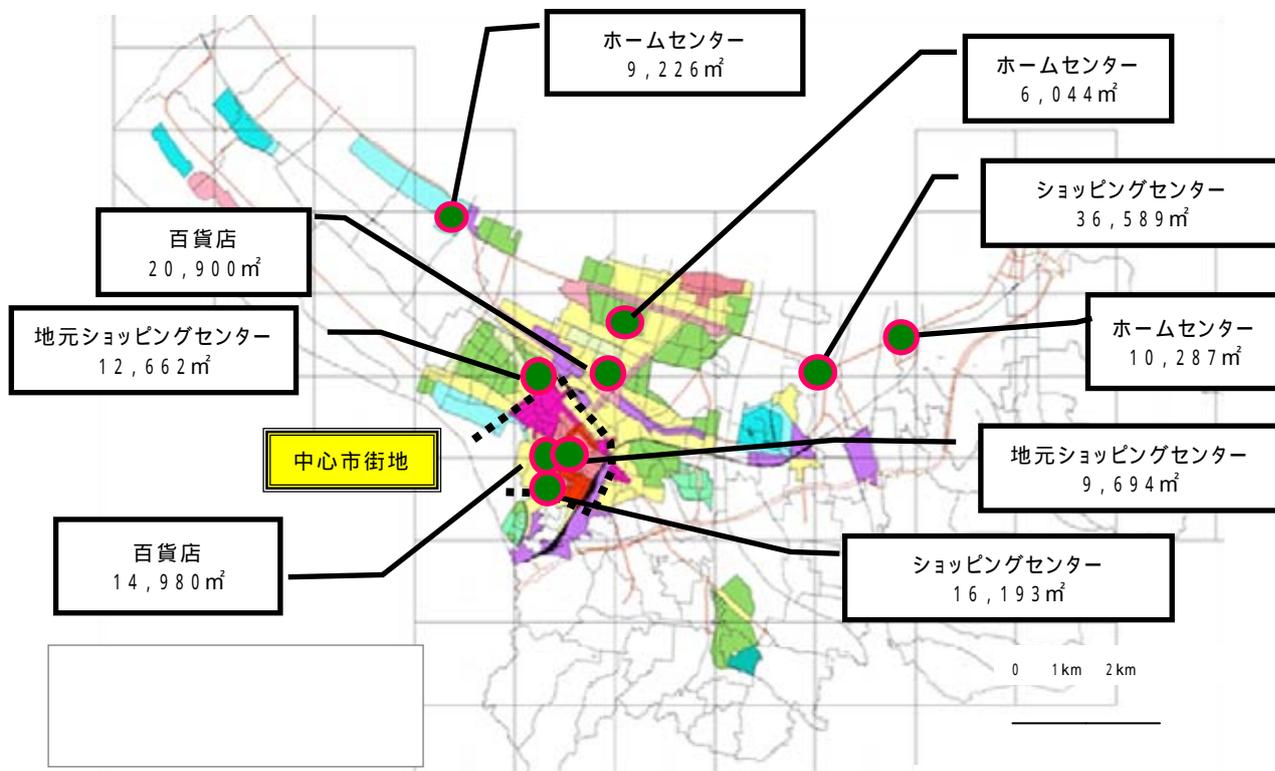
◆ 商業集積の状況

平成6年から平成19年までの間、市全体では、商店数、年間商品販売額、従業者数はそれぞれ減少し、売場面積は増加していますが、中心市街地の商業集積地においては、平成6年以降、全てにおいて減少しています。

		平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数 (店舗)	中心市街地	509	503	442	432	370
	米子市	1,994	1,824	1,725	1,680	1,530
	中心市街地シェア	25.5%	27.6%	25.6%	25.7%	24.2%
従業者数 (人)	中心市街地	2,799	2,581	2,105	1,986	1,867
	米子市	10,604	10,661	10,867	10,203	10,324
	中心市街地シェア	26.4%	24.2%	19.4%	19.5%	18.1%
年間商品販売額 (百万円)	中心市街地	53,123	50,635	36,050	30,021	28,458
	米子市	210,099	219,740	197,723	184,499	191,728
	中心市街地シェア	25.3%	23.0%	18.2%	16.3%	14.8%
売場面積 (㎡)	中心市街地	72,426	71,095	63,368	62,689	61,551
	米子市	214,686	220,863	244,493	261,439	283,037
	中心市街地シェア	33.7%	32.2%	25.9%	24.0%	21.7%

(資料：商業統計)

大規模小売店舗の立地状況（売場面積 5,000 ㎡以上）



◆ 空店舗数の状況

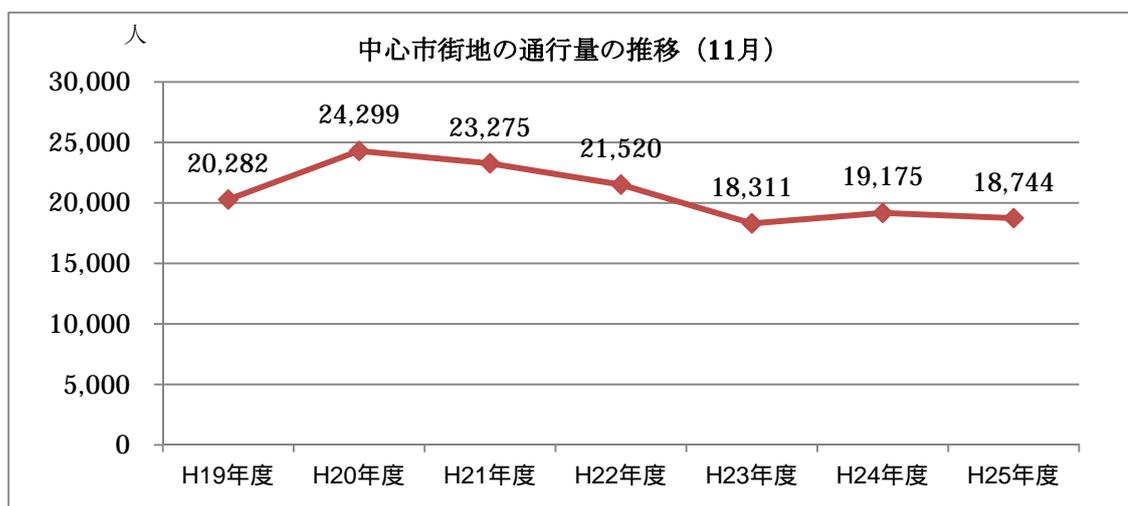
平成 24 年度は、商店街の総店舗数 600 店舗に対して空き店舗は 195 店舗、空き店舗率は 32.5% となっており、平成 21 年度と比べ 2.3% 改善されています。しかし、店舗から住宅への用途変更や建替えも見られ、商店街の環境が変化しつつあります。

商店街名	店舗数(A)				うち空き店舗数(B)				空き店舗のうち賃貸可能店舗数(C)				空き店舗率(B/A)				実質空き店舗率(C/A)			
	21年度	23年度	24年度		21年度	23年度	24年度		21年度	23年度	24年度		21年度	23年度	24年度		21年度	23年度	24年度	
			対前年比				対前年比				対前年比				対前年比				対前年比	
元町通り商店街	127	117	117	0	61	55	57	2	30	33	31	2	48.0%	47.0%	48.7%	1.7%	23.6%	28.2%	26.5%	1.7%
法勝寺町商店会	55	66	65	1	30	27	34	7	6	3	3	0	54.5%	40.9%	52.3%	11.4%	10.9%	4.5%	4.6%	0.1%
紺屋町商店街	49	43	38	5	24	16	15	1	8	7	8	1	49.0%	37.2%	39.5%	2.3%	16.3%	16.3%	21.1%	4.8%
四日市町商店街	89	94	94	0	19	23	25	2	7	16	16	0	21.3%	24.5%	26.6%	2.1%	7.9%	17.0%	17.0%	0.0%
笑い通り商店街	54	59	59	0	17	14	14	0	8	12	12	0	31.5%	23.7%	23.7%	0.0%	14.8%	20.3%	20.3%	0.0%
角盤町商店街	75	79	77	2	13	19	11	8	13	19	11	8	17.3%	24.1%	14.3%	9.8%	17.3%	24.1%	14.3%	9.8%
米子駅前商店街	145	150	150	0	43	40	39	1	29	35	35	0	29.7%	26.7%	26.0%	0.7%	20.0%	23.3%	23.3%	0.0%
計	594	608	600	8	207	194	195	1	101	125	116	9	34.8%	31.9%	32.5%	0.6%	17.0%	20.6%	19.3%	1.3%

(資料：米子市作成)

◆ 歩行者通行量の推移

平成 25 年は 18,744 人となっており、1 期基本計画作成時の平成 19 年の 20,282 人と比べ、約 8% 減少しています。

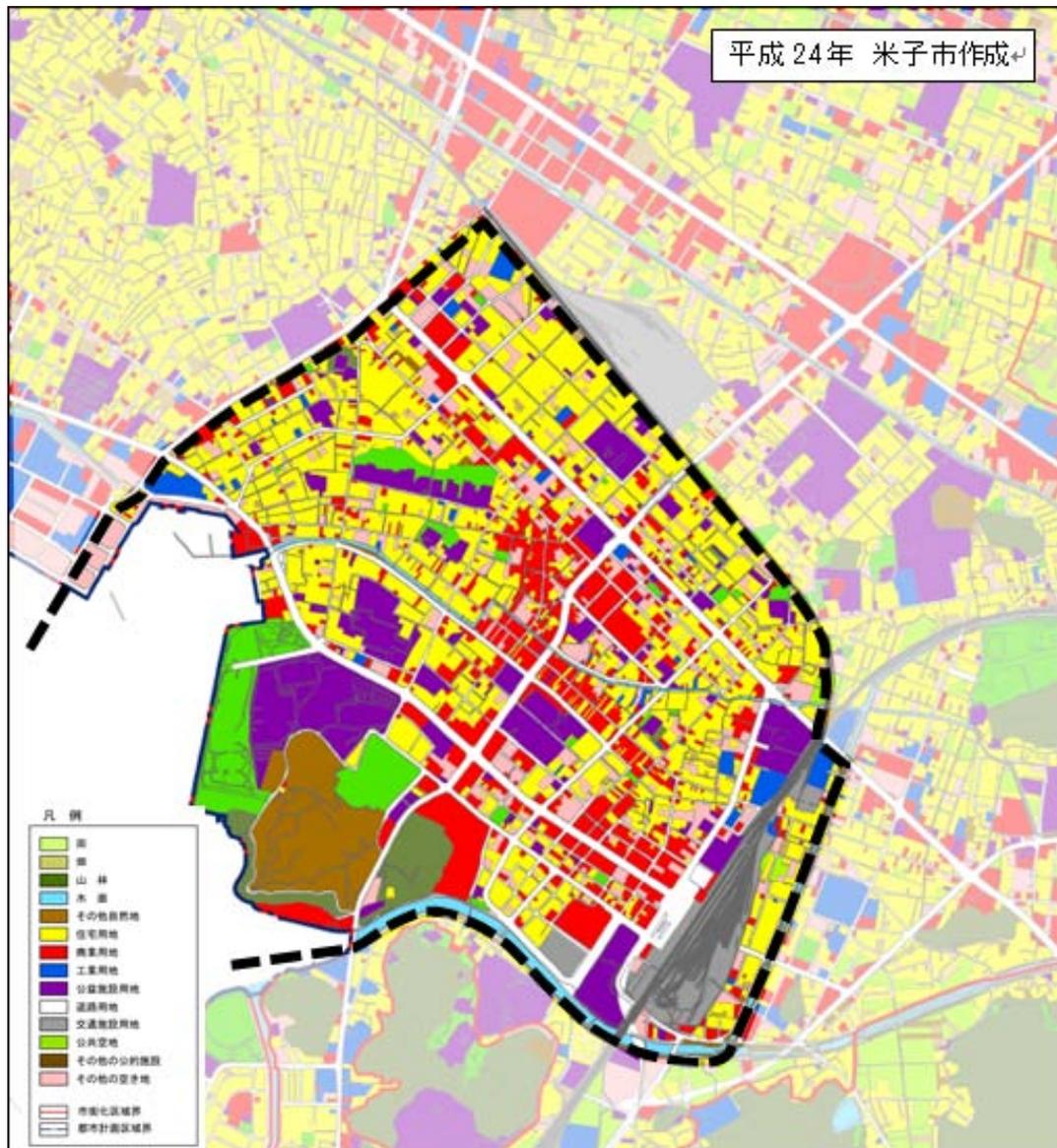


(資料：米子市作成)

④土地利用について

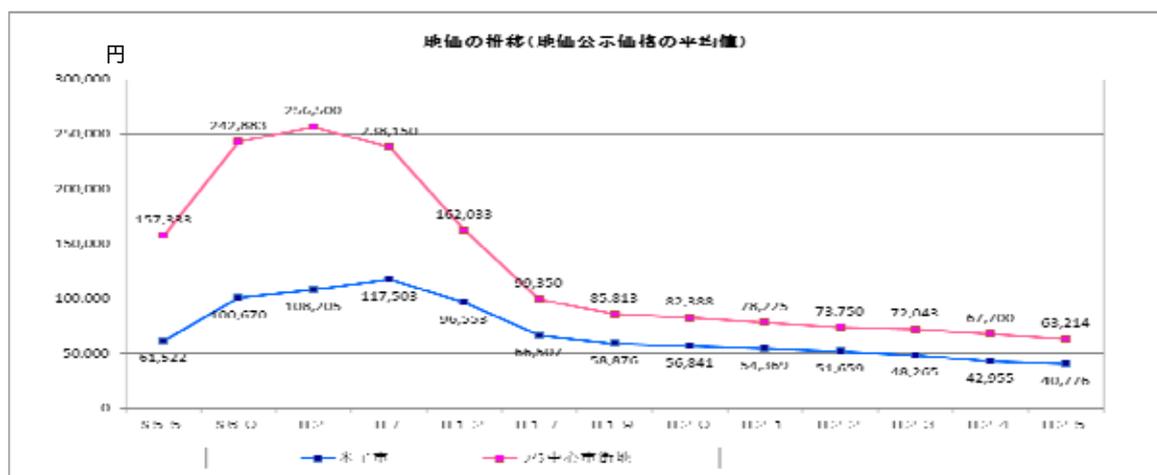
◆ 土地利用の状況

J R米子駅前を起点として商業・業務集積が広がり、その周辺を居住系の土地利用がなされています。



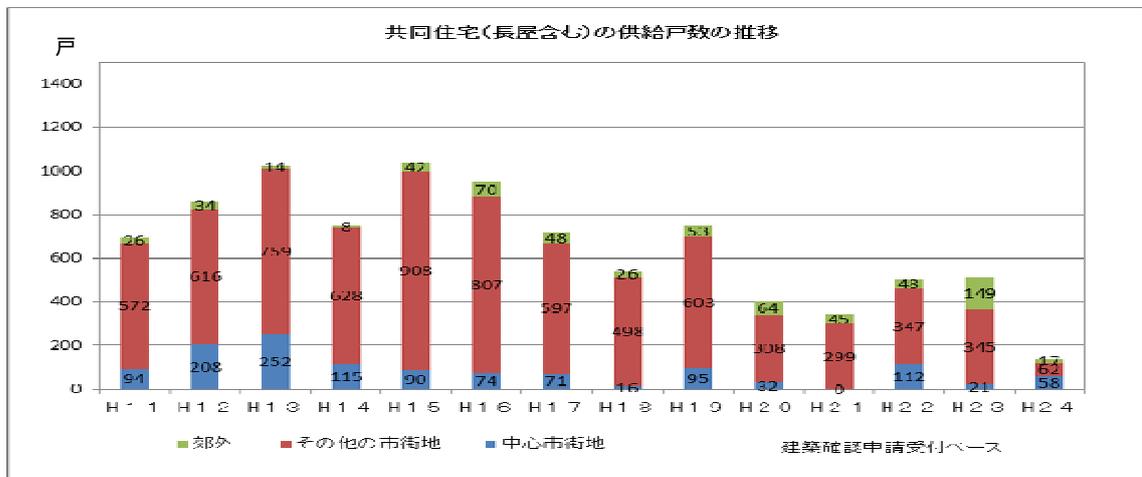
◆ 地価の推移

平成7年以降、地価公示の平均価格は下落し続け、地価水準が低迷しています。



◆ 共同住宅の状況

平成 11 年から平成 19 年にかけてマンションの建設が集中し、この期間中における中心市街地及びその他の市街地の共同住宅の供給戸数の合計は、それぞれ 1,015 戸、5,988 戸、合計で 7,003 戸となり、中心市街地が約 14%を占めています。

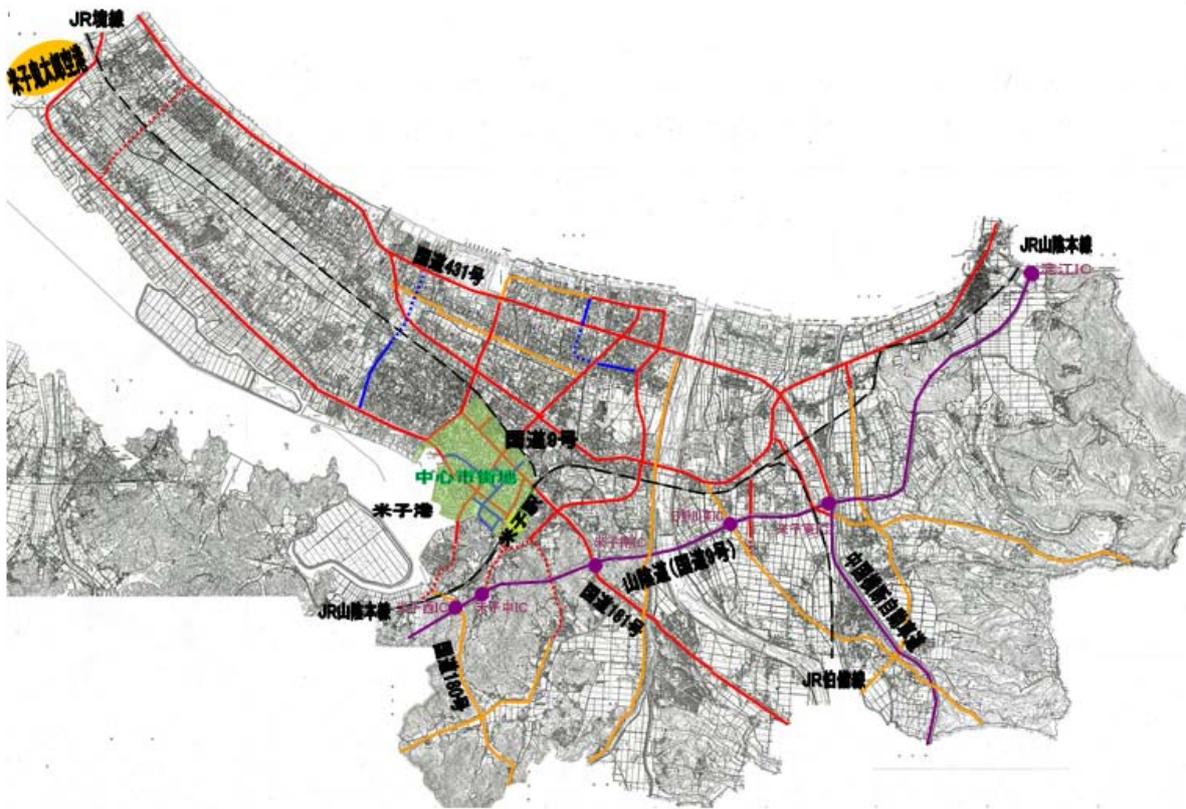


(資料：米子市作成)

⑤交通網・運輸について

◆ 交通網等の状況

道路及び公共交通機関は、中心市街地を起点に各方面に整備されており、中心市街地は、鳥取県西部圏域における交通の拠点として、重要な役割を担っています。



(資料：米子市作成)

◆ 自家用車保有台数の状況

人口1人当たりの乗用車保有台数は、平成17年度末の0.52台から平成22年度末の0.67台へ約0.15ポイント増加しています。

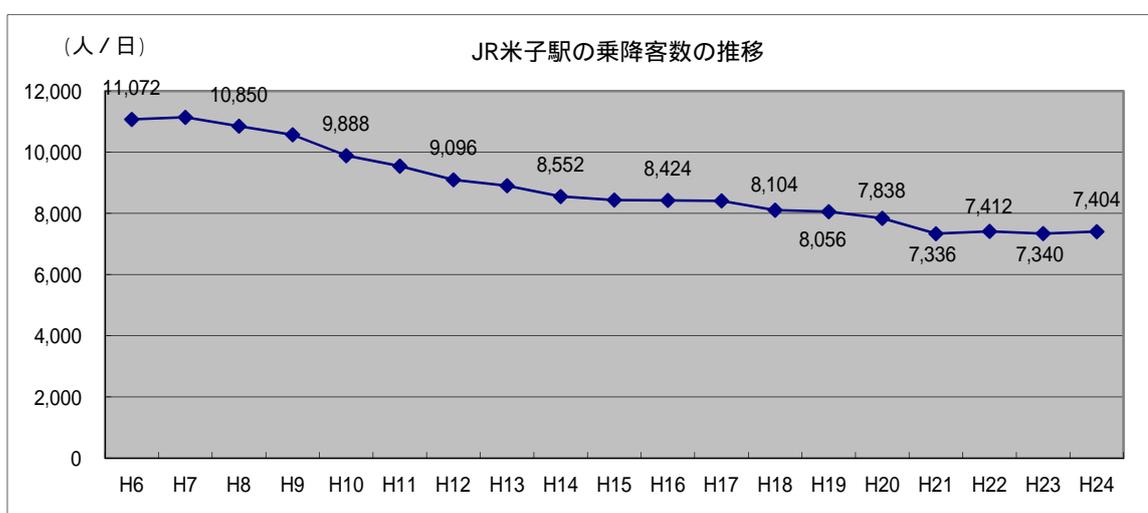
	登録台数(台)(自家用乗用車)				保有状況			
	軽	小型	普通	合計	世帯数	世帯当り保有台数	人口	一人当り保有台数
平成22年度末	50,700	31,582	17,521	99,803	61,998	1.61	148,915	0.67
平成17年度末	25,898	34,522	17,392	77,812	55,441	1.40	149,584	0.52

*人口、世帯数は国勢調査

(資料:米子市作成)

◆ JR米子駅の乗降者数の推移

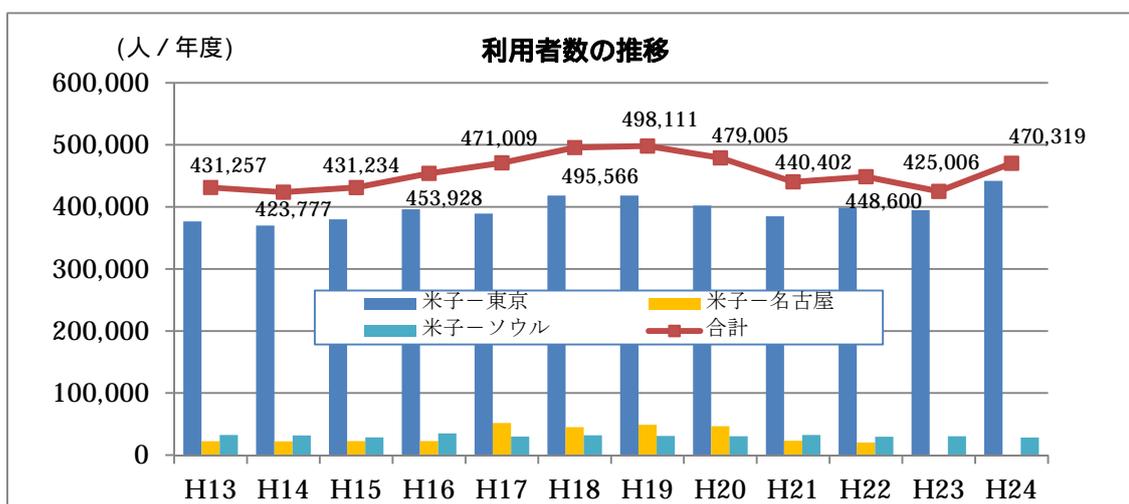
全体的には減少傾向にありますが、平成21年から平成24年の状況を見ると、約7,400人前後で推移しています。



(資料:西日本旅客鉄道(株)米子支店)

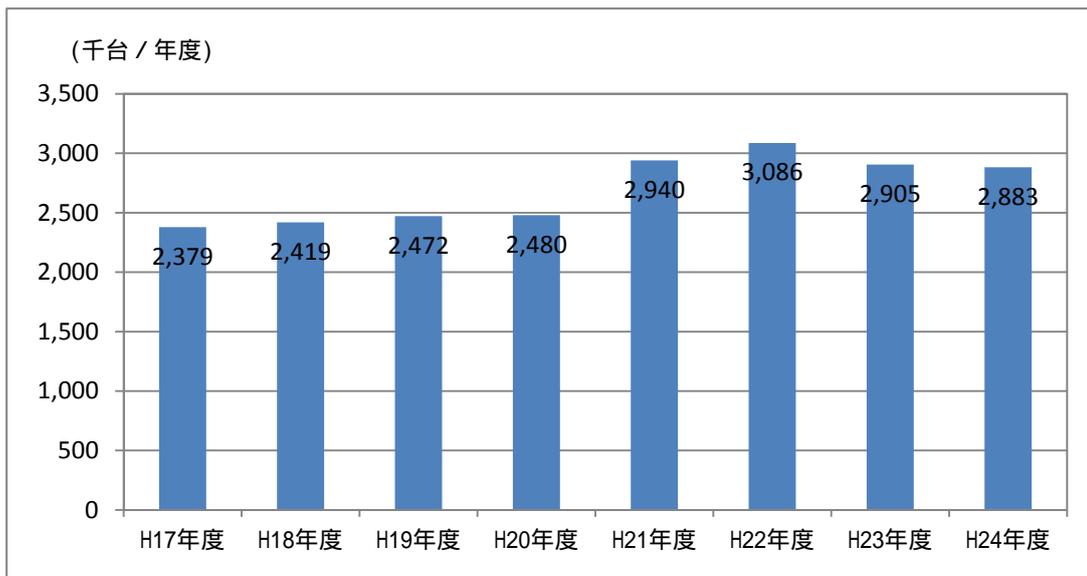
◆ 米子空港の状況

米子・東京便については、約40万人前後で推移していますが、平成24年は機材の大型化等により、44万人台となっています。また、平成25年12月にはスカイマークが成田、神戸、茨城に就航し、さらに平成26年4月からは、羽田、新千歳、那覇にも運航しています。



(資料:米子市作成)

- ◆ 米子インターチェンジの利用状況
近年は、2,900千台前後で推移しています。



(資料：米子市作成)

[5] 中心市街地活性化の意義と基本計画策定の必要性

鳥取県西部圏域の中心都市として発展してきた本市は、長い歴史の中で地域の文化、伝統を育み、商圏人口 30 万人を抱える商業機能を始め、地域における人、モノ、文化などの交流拠点としての役割を担ってきました。特に中心市街地には継続的に投資が行われてきた結果、地域における行政、経済、文化、教育、医療、福祉、娯楽などの中心として様々な都市機能が高度に集積されるとともに、鳥取県西部圏域の道路、鉄道等の交通網が本市の中心市街地を起点に整備され、交通の結節点として機能し、鳥取県西部圏域に様々な便益を提供する、言わば「まちの心臓」としての役割を果たしてきました。また、歴史資源や自然景観が息づく地域であるとともに、様々な市民活動が根付くマンパワーに溢れ、地域のアイデンティティーを象徴するまさに「まちの顔」でもあります。

しかしながら、郊外での宅地開発や車社会の進展などによる公共公益施設や商業施設の郊外立地、消費行動の変化、事業所の移転などによって、市街地が拡散していった結果、中心市街地の地位は相対的に低下しています。このように、中心市街地の都市機能が減退していくことにより、市全体の活力が失われ、様々な弊害が生じるものと考えられます。

今後、人口減少と高齢化が一層進展すると予想され、拡大してきた市街地が希薄化し、このままでは中心市街地の疲弊も一層進むと考えられることから、その再生が大きな課題になってきます。そのために、中心市街地が「まちの心臓」、「まちの顔」としての役割を取り戻すための取組が重要になってきています。中心市街地には高い潜在能力があるにもかかわらず、十分に活用されているとは言えません。今まで投資され蓄積されてきた資産を再活用することで中心市街地の活性化を図ることが必要です。

本市では平成 20 年 11 月に中心市街地の活性化に関する法律（以下「活性化法」といいます。）に基づく「米子市中心市街地活性化基本計画」（以下、「基本計画」といいます。）を策定し、「人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地 ～生活充実都市・米子～」をスローガンに、①人が集い賑わうまちをつくる ②歴史や文化、自然に触れ合えるまちをつくる ③住みたくなるまちをつくるといった 3 つの目標を掲げ、様々な取組を進めてきました。この結果、わずかながらでは有りますが、活力を取り戻しつつあります。しかし、目標達成のために設けた指標の現状を見ると、大きな波及効果を及ぼすまでには至っていません。

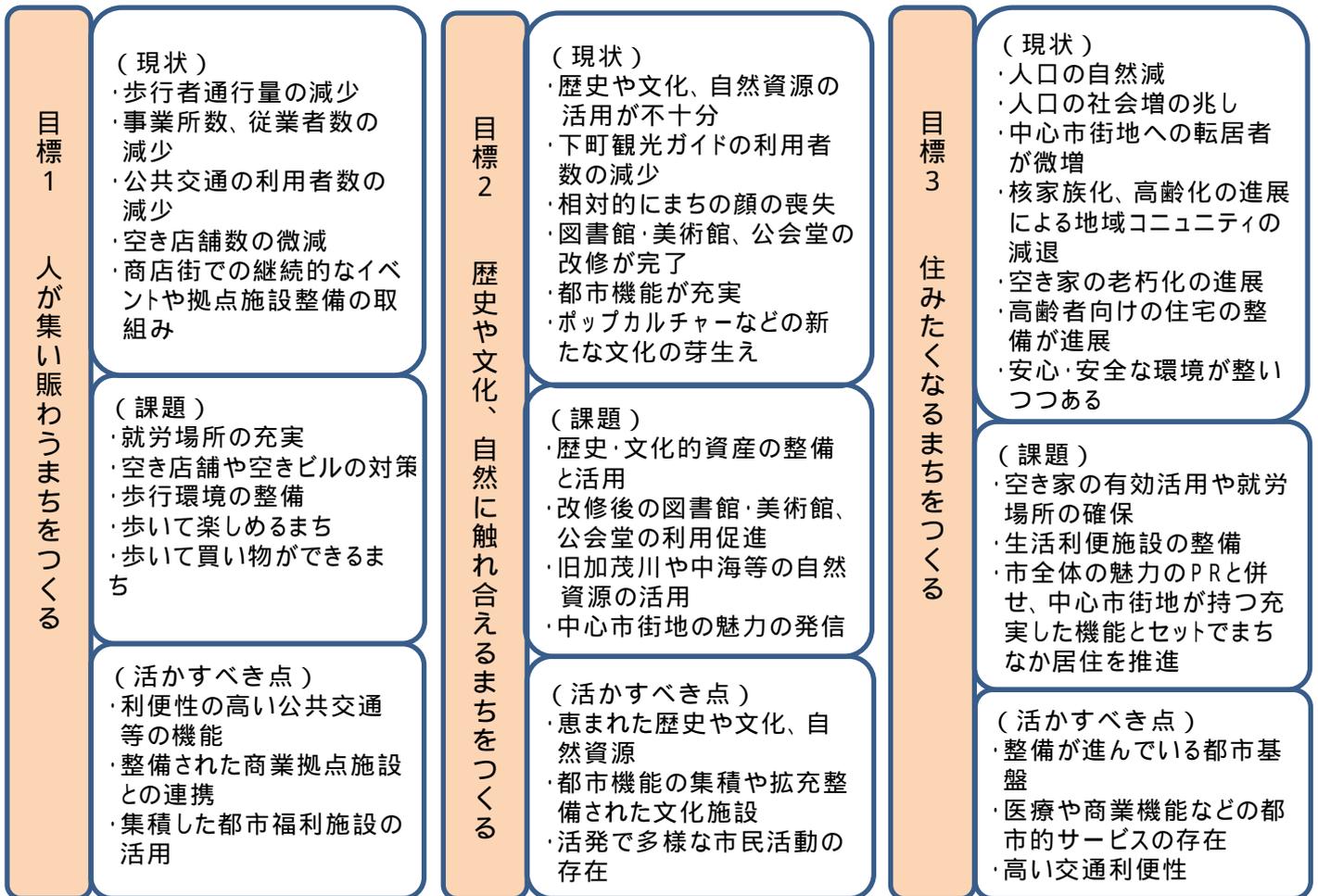
中心市街地活性化は短期的に成し得る課題ではなく、今後も継続して取組んで行くべき課題であり、引き続き中心市街地の機能や役割が再び発揮されるような取組を推進していくことが必要です。そのために「2 期米子市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の今までの投資や地域資源を見つめ直し、それぞれが有機的に機能し合うように環境整備や誘導に努めることで再活用を図り、活性化させ、米子市の中心部としての機能を高めることにより、圏域の経済活力の向上と住民生活の充実を図り、将来にわたって持続可能なコンパクトで高次に都市機能が集積されたまちづくりを目指すものとします。

[6] 2 期中心市街地活性化基本計画の位置付け

本計画の策定に当っては、「第 2 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2011）」及び都市計画法第 18 条の 2 に基づく本市の都市計画に関する基本の方針である「米子市都市計画マスタープラン」等の計画との整合性が取れるよう、十分に配慮することとします。

[7] 中心市街地の課題の整理と 2 期計画の方針

1 期計画に掲げた目標に対して、中心市街地の現状分析及びこれまでの取組と評価などを踏まえ、2 期計画策定にあたっての課題を以下のように整理し、方針を次のように決めました。



2 期計画

中心市街地活性化の方針

方針 1 人でにぎわうまちづくり

方針 2 ふるさとを活かしたまちづくり

方針 3 安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの進め方

方針 1 あるものを活かしたコンパクトなまちづくり

方針 2 みんなが一緒になって進めるまちづくり

将来像

人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地
「生活充実都市・米子」

＜ 中心市街地活性化の基本的な方針 ＞

前述のとおり、中心市街地においては全体として活性化の兆しも見えますが、今後も引き続き時代背景への対応や持続可能なまちづくりが求められています。そこで、本市の中心市街地の持つ特徴や1期中心市街地活性化基本計画の取組の成果、活用すべき地域資源に注目し、中心市街地における都市機能の増進及び社会・経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することによって「人が集まり、歩いて楽しむ、元気に暮らせる中心市街地」を実現していくこととします。この実現のため、中心市街地活性化の基本的な方針を以下のとおり定め、事業を実施するものとします。

(1) 中心市街地活性化に関する方針

方針1 人でにぎわうまちづくり

中心市街地は、古くから交通の要衝であったことなどから山陰の商都として発展してきましたが、近年は車社会の進展、郊外への大型店の進出等により、来街者が減少してきています。しかし、中心市街地の商業地は交流や遊びの場としての機能を複合的に有している場所です。

このことから、中心市街地の魅力を高め、訪れやすい環境を整えることを基本に、創意工夫と主体的取組を基調とし、新たな商業振興策を進めることによって、賑わいの再生を図るとともに、市民が憩えるコミュニティ空間や、居住者や来街者が楽しめる空間の創出を進めます。このように、歩いて楽しく再び訪れたいくなるような魅力と賑わいのあるまちの創出を目指します。

方針2 ふるさとを活かしたまちづくり

中心市街地は古くから城下町として栄え、米子城跡、九つの寺が連なる寺町、白壁土蔵や町屋景観が残る街なみ、旧加茂川や日本で5番目に大きい汽水湖の中海など、自然や歴史景観が多く残され、また、文化施設の集積やその機能拡充、新たな文化資源として彫刻ロードが整備されるなど、地域資源に恵まれた市民や訪れた人に潤いと安らぎを与える場所です。このような歴史的、文化的資源や自然資源を活かし、米子ならではの個性や魅力を掘り起こして磨きをかけ、情緒豊かなまちづくりを進めることが、「まちの顔」としてのアイデンティティーを確立することにつながります。

交通の利便性を活かし、これらの自然や歴史資源と商業・文化等の都市機能との連携を図り、多様な目的を持って訪れる人々に満足感を与え、個性が際立つ交流の活発なまちの創出を目指します。

方針3 安心して暮らせるまちづくり

中心市街地は、交通の便にも恵まれ、公共施設、商業施設、病院、大学など多様な都市機能がコンパクトに集積しています。これら暮らしに必要なサービスや公共交通の利便性の備わった中心市街地の機能を向上させることにより、子どもから高齢者まで誰もが気楽に出かけられ、安全で利便性の高い環境を提供するまちの創出を目指します。

また、少子高齢化社会が進む中で、誰もが暮らしやすい環境の整備を図り、安全で便利なまちの機能を向上させることにより、住む人も訪れる人も、安心して回遊できるまちの創出を目指します。

(2) まちづくりの進め方に関する方針

方針1 あるものを活かしたコンパクトなまちづくり

中心市街地は、都市基盤の整備が進み都市機能が集積するとともに、公共交通の利便性にも優れています。地域全体の活力を高めるためにも、この中心市街地に注目し、その機能と求心力を高めていく視点が重要です。

また、新たな公共投資を抑えるため、今まで投資されてきた社会資本を活用するとともに、都市機能が集積されているという利点を活かし、それぞれの機能を結び付け、新たな価値を見いだしていく視点も重要です。

このことから、今まで投資・整備されてきた都市基盤や集積されている都市機能、交通の利便性に優れるという中心市街地の利点、歴史・文化資源等の集積に着目し、高齢者を始め全ての人にとって利用しやすく、暮らしやすいコンパクトなまちづくりを目指します。

方針2 みんなが一緒になって進めるまちづくり

中心市街地は、市民団体等による様々なまちづくり活動が根付く土壤があるとともに、近年では商業者によるまちづくり会社の設立も盛んになってきています。持続可能なまちづくりを進める上でも、これらの点を活かしてソフト事業を中心に事業展開していくことが、より効果が高く効率的な事業実施につながることから、行政を始め、市民団体や民間事業者、市民事業体、関係団体など、幅広く様々な関係者が役割を分担し、各々が主体的に事業を実施していくことにより、まちづくりを進めていくこととします。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市は、平成17年3月に旧米子市と旧淀江町が合併して誕生しましたが、古くから鳥取県西部圏域の交通、商業、文化の拠点都市として発展してきた歴史があります。そして、本市の中心部には、市役所を始めとする官公庁の機関、公共施設、商業・業務施設、病院等の都市機能が集積し、様々な都市的な活動が展開され、今も「米子の顔」と言うにふさわしい歴史・文化があり、今後とも経済活動を担っていくべき中核となる区域です。

以上のことから、当該地域の活性化に取り組むことは、市全体のみならずその周辺、さらには県西部圏域の経済に大きな影響を及ぼすことから、当該基本計画の中心市街地として位置付けるものとします。



[2] 区域

区域設定の考え方

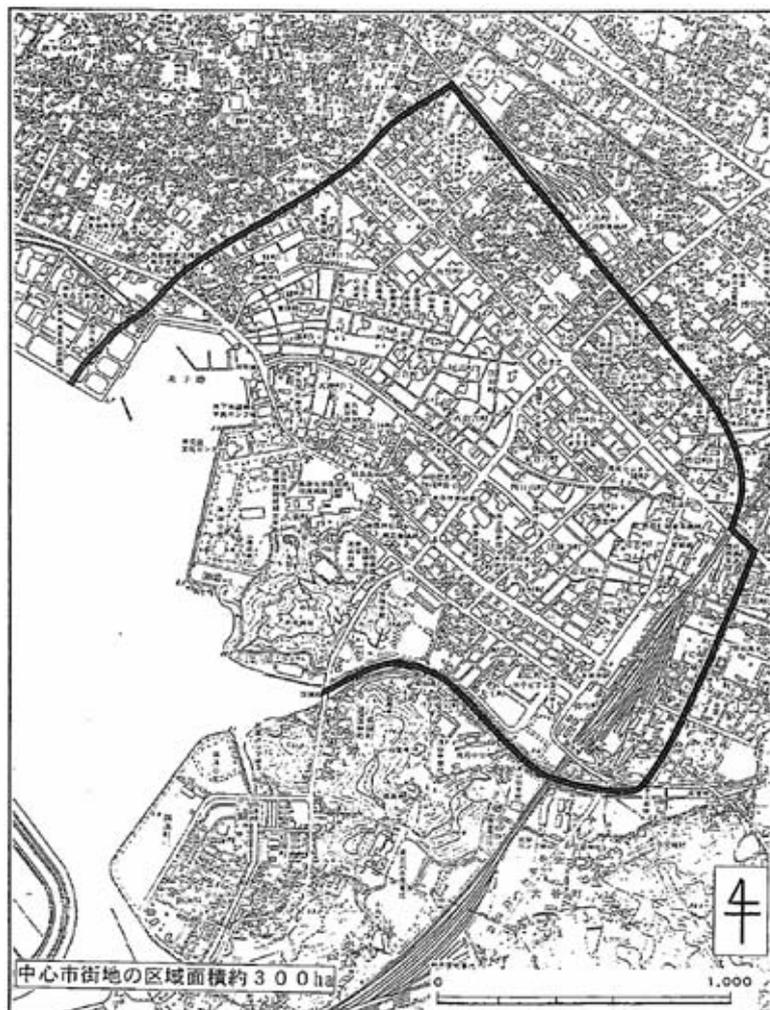
(1) 区域

1期計画で設定した中心市街地の区域には、これまでの本市の発展の過程において形成された歴史的・文化的資産が数多く残されているほか、公共・公益施設、商業・業務施設、医療施設等の都市機能が集積し、公共交通機関も集中するなど、膨大な社会資本が蓄積されています。

この地区の活性化は、訪れる人や居住する人が充実した都市機能を享受できるように、これらの歴史的・文化的資産や蓄積された社会資本を有効に活用し、地域の創意工夫を活かしながら総合的かつ一体的に推進することにより、地域全体が主体となって行われるものです。また、活性化は短期的に達成できるような課題ではなく、今後も継続して取り組んでいくべき課題です。

そのため、1期計画に引き続き、広域交通の拠点であるJR米子駅周辺、古くから形成されている商店街、米子港、公共交通の利便性を活かし都市的住宅の立地と広域型の商業施設との共生が進む錦町地区、歴史的・文化的遺産である寺町等、米子城跡、自然資産である旧加茂川、中海を含んだ、概ね300haの区域を「中心市街地」とします。

中心市街地の区域



(2) 中心市街地の範囲の考え方

中心市街地の区域については、次の点を考慮して範囲を設定します。

地勢的要素

中海、加茂川、JR軌道敷によって区域の大半が区切られた、およそ半径1kmに収まる整った形の区域で、概ね平坦で障害物のない地形もあいまって、区域内のアクセスが非常に容易であること。

歴史的背景

米子城を中心に行われた町割りが今日の中心市街地の基礎となっており、近世以降、市街地が拡大し発展する上で、上記の地勢的要素や、主要道路・JR境線の開設と共に、本市の中心市街地としてこの区域内の市街化が特に進んでいること。

交通網の状況

中心市街地の区域の骨組みを成すように井桁状に主要道路が整備され、この骨組みに沿って都市機能が配置され中心市街地が形成されてきた経緯があり、今後中心市街地の活性化事業を一体的に進める上でもこの骨組みを活用していくことが効果的であること。

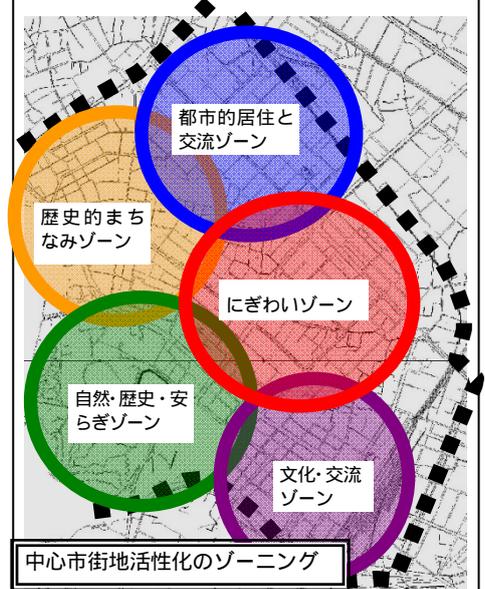
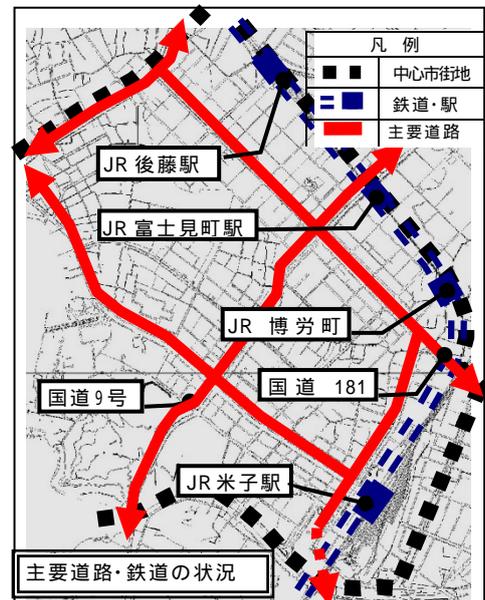
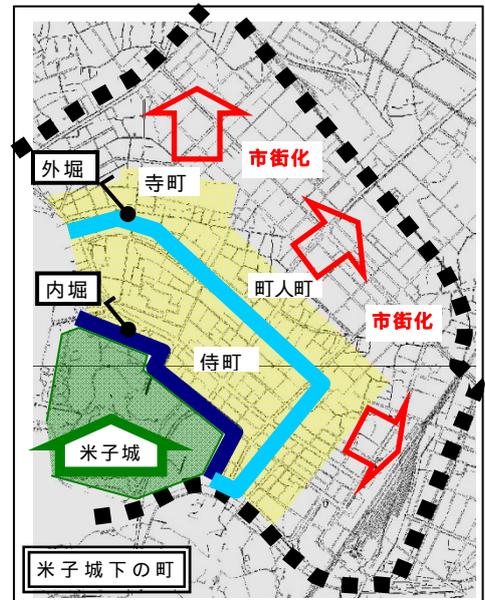
また、JR境線が中心市街地の外周に位置し、2kmの区間に4つの駅が立地している特徴があり、循環バス、道路交通網等を相互に関連付け区域内の回遊性を高める上でも、中心市街地の区域として一体的に取り組んでいくことが効果的であること。

中心市街地のゾーニング

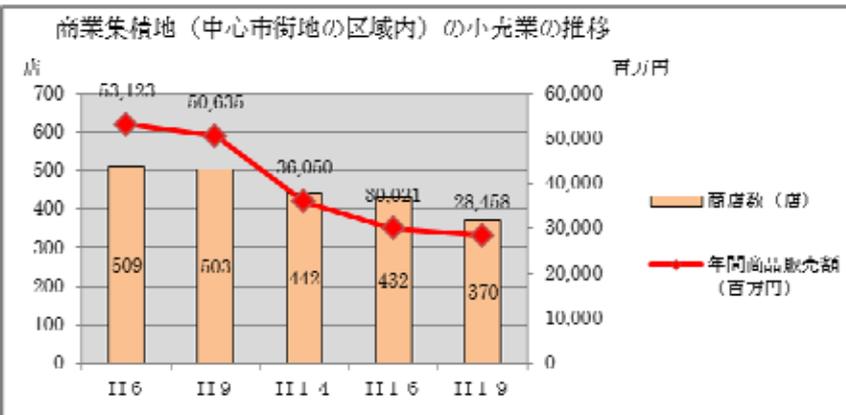
施設の立地状況や地域資源、現在までの事業実施状況等から、中心市街地を右図のようにゾーニングできるため、各ゾーンが持つそれぞれの特徴を伸ばし活かすよう事業を展開し、各ゾーンが役割を分担しゾーン毎の連携を図ることで、効果的に区域全体の活性化を進めることができると考えられること。

事業の実施

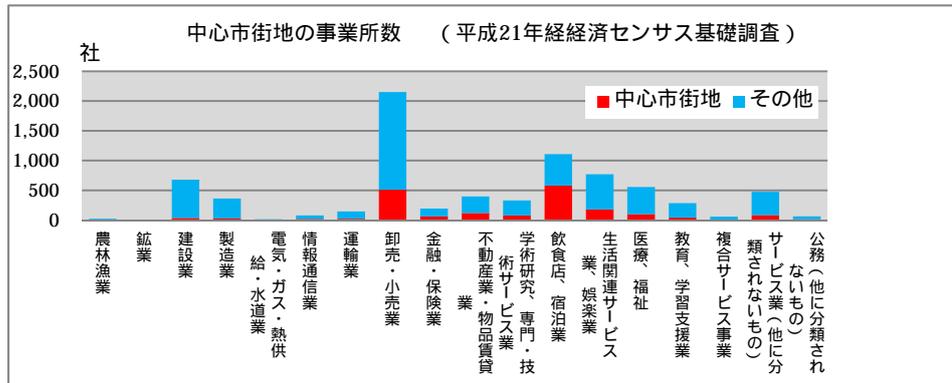
事業等の実施箇所図(97ページ参照)のとおりに域内の各ゾーン及び区域全体を対象に、事業を一体的に実施する予定であること。



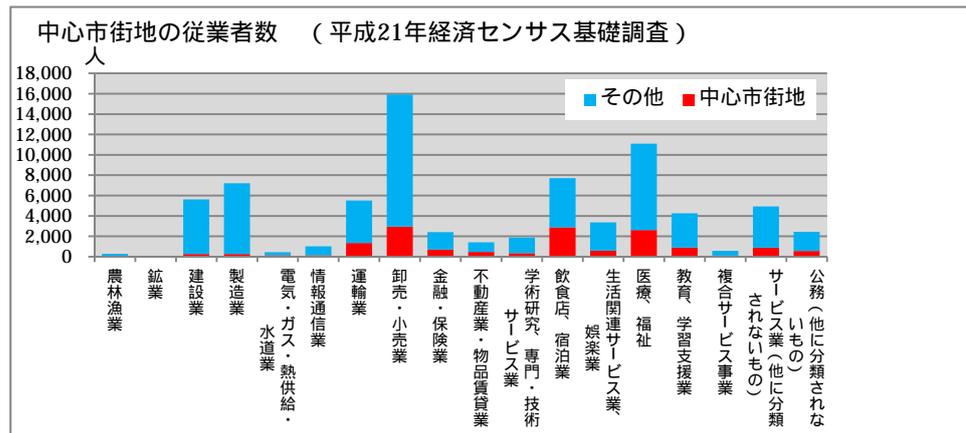
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																																												
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地は、市全体に対して人口規模で7%強、面積は約2.3%を占めていますが、次のとおりの集積があります。</p> <p>(1)小売業の集積 平成 19 年の商業統計調査による本市の小売業に係る商店数は1,530 店、従業者数は 10,324 人、年間商品販売額は 191,728 百万円、売り場面積は 283,037 m²であり、中心市街地の商業集積の状況及びシェアはそれぞれ 370 店(24.2%)、1,867 人(18.1%)、28,458 百万円(14.8%)、61,551 m²(21.7%)となっており、市民生活に欠くことのできない地域となっています。</p> <p>中心市街地の商店数等の推移</p> <table border="1" data-bbox="454 828 1412 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">商店数(店)</th> <th colspan="2">従業者数(人)</th> <th colspan="2">年間販売額(百万円)</th> <th colspan="2">売場面積(m²)</th> </tr> <tr> <th>H16</th> <th>H19</th> <th>H16</th> <th>H19</th> <th>H16</th> <th>H19</th> <th>H16</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市(全体)</td> <td>1,680</td> <td>1,530</td> <td>10,203</td> <td>10,324</td> <td>184,499</td> <td>191,728</td> <td>261,439</td> <td>283,037</td> </tr> <tr> <td>中心市街地(商業集積地)</td> <td>432</td> <td>370</td> <td>1,986</td> <td>1,867</td> <td>30,021</td> <td>28,458</td> <td>62,689</td> <td>61,551</td> </tr> <tr> <td>中心市街地シェア(%)</td> <td>25.7</td> <td>24.2</td> <td>19.5</td> <td>18.1</td> <td>16.3</td> <td>14.8</td> <td>24.0</td> <td>21.7</td> </tr> </tbody> </table>  <p>商業集積地（中心市街地の区域内）の小売業の推移</p>  <p>商業集積地（中心市街地）の年間商業販売額</p> <p>(2)各種事業所の集積</p>		商店数(店)		従業者数(人)		年間販売額(百万円)		売場面積(m ²)		H16	H19	H16	H19	H16	H19	H16	H19	米子市(全体)	1,680	1,530	10,203	10,324	184,499	191,728	261,439	283,037	中心市街地(商業集積地)	432	370	1,986	1,867	30,021	28,458	62,689	61,551	中心市街地シェア(%)	25.7	24.2	19.5	18.1	16.3	14.8	24.0	21.7
	商店数(店)		従業者数(人)		年間販売額(百万円)		売場面積(m ²)																																						
	H16	H19	H16	H19	H16	H19	H16	H19																																					
米子市(全体)	1,680	1,530	10,203	10,324	184,499	191,728	261,439	283,037																																					
中心市街地(商業集積地)	432	370	1,986	1,867	30,021	28,458	62,689	61,551																																					
中心市街地シェア(%)	25.7	24.2	19.5	18.1	16.3	14.8	24.0	21.7																																					

中心市街地では、総事業所数のうち約 24.5%が集積しています。業種別では、卸売・小売業（23.7%）、金融・保険業（31.6%）、不動産業・物品賃貸業（30.1%）、飲食店・宿泊業（52.2%）、医療・福祉（17.9%）などの比率が高くなっています。



従業者数では市全体の 19.9%が中心市街地で従事しており、業種別では、卸売・小売業（18.6%）、金融・保険業（29.0%）、不動産業・物品賃貸業（33.4%）、飲食店・宿泊業（37.5%）、医療・福祉（23.6%）などに従事する人の比率が高くなっています。



25 ページ表「事業所数及び従業者数の状況」参照

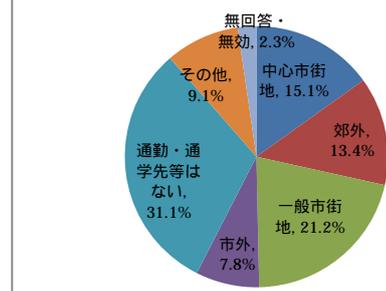
(3) 通勤・通学による中心市街地の来街者の状況

市民アンケートによる中心市街地への来街者の状況は、約 15%の人が通勤や通学のため通っています。

アンケートの結果（H25 年度調査）

- ・配布数 : 3,400 件
- ・回収数 : 1,228 件
- ・回収率 : 36.1%

通勤・通学による中心市街地への来街状況



(4) 交通の集積

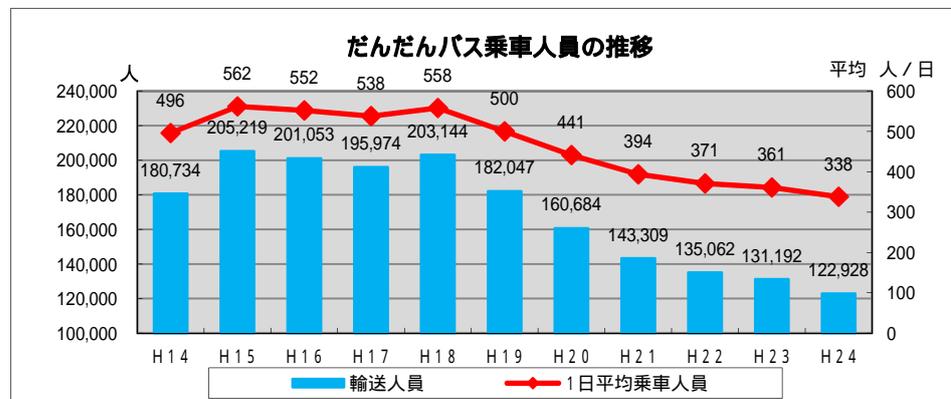
J R 米子駅

交通手段の状況を見ると、米子市の鉄道の玄関口である J R 米子駅の乗降人員は年々減少傾向にあります。近年は 1 日当り約 7,400 人前後の人が利用しています。

31 ページ 「 J R 米子駅の乗降客数の推移」参照

コミュニティバス（だんだんバス）

市街地を循環する「だんだんバス」は平成 13 年度の試験運行を経て、平成 14 年度から正式運行を開始しています。運航時間に余裕を持たせるため平成 24 年にダイヤ改正を行い、平日 21 便（土、日、休日は 19 便）に減便しましたが、1 日当りの乗車人員は約 465 人、1 便あたりの平均乗車人員は 19 人（定員 34 人）となっており、乗車率は一般の路線バスに比べ、高い値となっています。また、乗車人員の 16% 程度が障がい者の利用によるものなど、生活の足となっています。



凡例： ■ だんだんバスルート

(5) 公共施設の分布状況

次ページ「公共施設の配置」参照

小売商業、事業所、都市福利施設の相当数が本地域を中心に集積しており、中心市街地は市全体のみならずその周辺、さらには鳥取県西部圏域の中心的な役割を担っています。

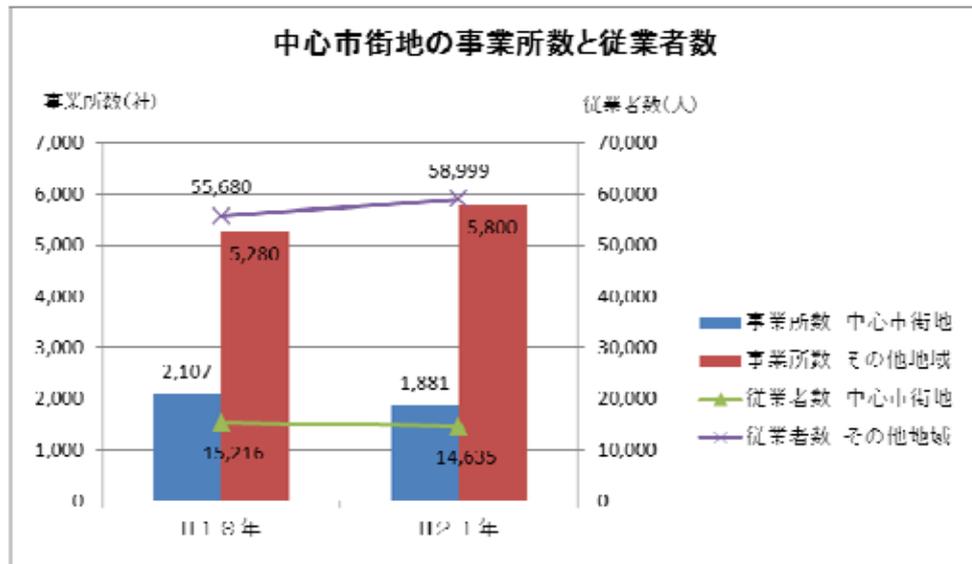
第2号要件
 当該市街地
 の土地利用
 及び商業活
 動の状況等
 からみて、機
 能的な都市
 活動の確保
 又は経済活
 力の維持に
 支障を生じ、
 又は生ずる
 おそれがあ
 ると認めら
 れる市街地
 であること

中心市街地の様々な集積が低下することで、都市活動と経済活力が停滞しています。

(1) 中心市街地の事業所数、従業者数は減少し、集積が低下

市全体では、事業所数、従業者数とも増加していますが、中心市街地では、事業所数、従業者数ともに減少しています。

25 ページ「事業所数及び従業者数の状況」参照



(2) 小売業の店舗数、従業者数、年間商品販売額は減少

本市全域の小売業の商店数は減少傾向にあり、平成19年は平成9年に比べ16.1%の減、中心市街地においては26.4%の減となっています。小売業の従業者数は、平成19年は平成9年に比べ市全域で3.1%の減、中心市街地においては27.6%の減となっており、中心市街地における減少率が高いものとなっています。

また、年間商品販売額は、平成19年は平成9年に比べ市全域で12.7%の減、中心市街地においては43.8%の減となっており、中心市街地の小売業の衰退が顕著となっています。

27、28 ページ表「商業集積の状況」参照

(3)土地利用の状況

中心市街地の空地(都市計画基礎調査における都市的利用のうち「その他の空地」で、公共空地、自然地除く)は、この5年間で13.7%増加しています。

中心市街地の空地面積

資料：都市計画基礎調査

平成19年度	平成24年度	増減	増減率
19.35 ha	22.0 ha	2.65 ha	13.7%

土地利用現況図から中心市街地内の町丁別に図上求積したもの

(4)人口の減少

市全体の人口は、平成17年の149,803人をピークに減少傾向となっており、平成25年の市全体人口は平成17年の約0.8%減に対して、中心市街地の人口は平成17年の約10.1%減となっています。

[20ページ「人口及び世帯の状況」参照](#)

(5)中心商店街の歩行者通行量の減少

中心商店街の通行量は減少を続けており、平成25年度の通行量は1期基本計画の基準値としている平成19年度の数値の7.6%減となっています。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
通行量	20,282	24,229	23,275	21,520	18,311	19,175	18,744

11月調査結果(休日・平日2日間の合計)

(6) 空店舗の状況

平成 24 年度の中心市街地における空店舗数は 195 店舗で空店舗率は 32.5%と高くなっています。特に、元町通り商店街や法勝寺町商店街では約半数近くが空き店舗となっていますが、賃貸可能な店舗数は少なく、また、店舗から住宅等への変更が見られ、商業環境が変わりつつあります。

28 ページ表「空店舗数の状況」参照

調査時点毎の空き店舗率の推移

調査時点	空店舗率	調査件数	空店舗数	備考
旧基本計画策定時資料	17.4%	1072	186	
平成 13～14 年度	24.1%	390	94	
平成 19 年度（1 期計画策定時）	30.0%	427	128	
平成 21 年度 （米子駅前商店街を追加）	34.8%	594	207	空き店舗のうち 賃貸可能店舗数 （101 店）
平成 24 年度	32.5%	600	195	空き店舗のうち 賃貸可能店舗数 （116 店）

以上のように本地域は、小売業の商店数、販売額、従業者数及び売場面積ともに減少し、空地が増加しています。また、市全体においても商店数、販売額、従業者数ともに減少していますが、売場面積については、大型店の郊外出店や店舗の大型化に伴い増加傾向にあります。年間商品販売額は平成 9 年をピークに平成 19 年には約 12%減となっています。

これらのことから、都市活動や経済活動など中心的な役割を果たす地域としての集積が低下しつつあります。

第3号要件
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

(1)各計画との関係について

中心市街地の活性化は「新米子市総合計画」等の上位計画との整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、米子市全域の発展に有効かつ適切であると認められます。

第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン2011）

[平成23年9月]

行財政基盤を確立し、将来にわたって持続可能な行政システムの構築を図るため、「子どもからお年寄りまで安全・安心に暮らせる地域環境づくり」、「学校教育や生涯学習など豊かな心を育む施策の充実」、「自然と調和した快適な生活環境の整備」、「産業振興や賑わいの創出といった将来へつなげる基盤づくり」など、市民と行政が一体となったまちづくりを総合的に進めていくことにより、市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら働く場があって、希望と誇りを持って充実した生活を送ることのできるまちの実現を目指すこととしています。

米子境港都市計画区域「整備、開発及び保全の方針」

鳥取県において、米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が決定されています。都市づくりの基本理念として「住民が主役で市町村が主体の効率の良い特色のあるまちづくり」が掲げられています。この中で、「自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくり」、「中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。」こととしています。

米子市都市計画マスタープラン

現在ある都市計画マスタープランは、合併前に旧米子市、旧淀江町がそれぞれ策定したもので、現在、鳥取県が策定の見直しを行っています。「米子境港及び淀江都市計画区域マスタープラン」の改定を受け、新市におけるマスタープランを策定することとしています。

（旧米子市の都市計画マスタープラン）

マスタープランにおける中心市街地は、本市の中央部に位置し、行政、文化、商業、業務等中枢機能を担っている総面積564haの地区となっています。商業業務施設が集積する中心商業業務地は、今後とも土地の高度利用に努め、都心機能の強化充実を図ることとしています。そして、中心商業業務地に隣接する一体については、商業・業務と居住の複合地として高密度な都市型居住への転換を図ることとしています。また、中心市街地を流れる旧加茂川の親水性を創出することにより、緑のネットワークを形成し、既存の歩道とともに主要な緑地や交流施設を結ぶ歩行

者の散策回遊ネットワークを形成することとしています。

本基本計画の対象区域は、県西部圏域のほぼ中心にあり、既存のインフラストックを活用し、中心市街地の活性化により、本市全体及び周辺市町村にその波及効果を及ぼし、地域全体の活力向上につなげることができます。

伯耆の国よなご文化創造計画

本市の合併に際して策定された新市まちづくり計画における重点プロジェクトです。市民の文化活動への関心や参加を促し情報のネットワーク化や施設整備を行うとともに、地域にある歴史や文化を掘り起こし、育み、次世代へ継承していくための施策の概要を明らかにすることを目的としています。この中で、市民アイデンティティの醸成に努め誰もが親しみや愛着心を抱くことのできる都市を目指すことや、地域にある歴史や文化を掘り起こし、それをまちづくり、地域づくりに役立てることとしています。

(2)鳥取県西部圏域との関係について

本市は、県域の3.8%、県人口の25.2%を占める都市であり、鳥取県西部圏域（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）の人口の約61.8%を占め、圏域の拠点としての役割を果たすことが期待されています。

また、昭和46年1月広域的な区域を対象とした都市計画を進めるため、2市1村（当時）からなる区域を「米子境港都市計画区域」とし、広域的な観点から都市の健全な発展と秩序ある整備を目指してきました。

鳥取県西部圏域市町村の人口及び世帯数

市町村	人口					世帯数				
	平成17年	平成22年	増減率 (%)	鳥取県に 対する割 合 (%)	西部圏域 に対する 割合 (%)	平成17年	平成22年	増減率 (%)	鳥取県に 対する割 合 (%)	西部圏域 に対する 割合 (%)
	(人)	(人)				(世帯)	(世帯)			
鳥取県	607,012	588,667	97.0%	-	-	208,526	211,396	101.4%	-	-
西部圏域	246,366	240,101	97.5%	40.8%	-	86,266	88,293	102.3%	41.8%	-
米子市	149,584	148,271	99.1%	25.2%	61.8%	55,212	57,470	104.1%	27.2%	65.1%
境港市	36,469	35,259	96.7%	6.0%	14.7%	12,755	12,813	100.5%	6.1%	14.5%
日吉津村	3,073	3,339	108.7%	0.6%	1.4%	905	1,068	118.0%	0.5%	1.2%
大山町	18,897	17,491	92.6%	3.0%	7.3%	5,497	5,313	96.7%	2.5%	6.0%
南部町	12,070	11,536	95.6%	2.0%	4.8%	3,519	3,502	99.5%	1.7%	4.0%
伯耆町	12,343	11,621	94.2%	2.0%	4.8%	3,640	3,603	99.0%	1.7%	4.1%
日南町	6,112	5,460	89.3%	0.9%	2.3%	2,194	2,095	95.5%	1.0%	2.4%
日野町	4,185	3,745	89.5%	0.6%	1.6%	1,446	1,359	94.0%	0.6%	1.5%
江府町	3,643	3,379	92.8%	0.6%	1.4%	1,098	1,070	97.4%	0.5%	1.2%

(国政調査)

(3)まとめ

本市の中心市街地は、本市及び周辺地域(県西部圏域2市6町1村)で利用する高質な都市機能が集積するとともに、近隣を含め居住者の就業の場としても重要な機能を果たしています。従って、本市の中心市街地を活性化することは、鳥取県西部圏域の経済・文化・社会活動の発展に寄与することになります。

また、本市の中心市街地には、道路、公園、交通機関をはじめ図書館、美術館、公会堂、コンベンションセンター等の多様なインフラストックが集積しています。これらを適切に維持管理し最大限に活用することにより、インフラ整備にかかる新たな投資の抑制につながり、本市全体の都市基盤整備を効率的に進めることができます。

このように、中心市街地の活性化を効率的に行うことは、本市全体及び周辺地域の発展にとって有効かつ適切です。

3 . 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の現状、1期基本計画での取組の成果や課題、活性化の基本的な方針を踏まえ、中心市街地の活性化の目標を以下の3点に絞り『人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地』～生活充実都市・米子～を目指し、中心市街地の活性化を進めることとします。

(1) 目標1 人が集いにぎわうまち

中心市街地には、だんだんバス、JRという公共交通機関でのアクセスの優位性や道路、駐車場の整備によって、容易に人々が訪れることができる環境が整っています。そして、平坦で起伏が少ない地形から、まち歩きや自転車での移動に適した場所でもあります。

また、角盤町周辺地区と米子駅前の大型商業施設の商業核とその間に位置する商店街を結ぶ南北軸と、旧加茂川を中心として自然や歴史・文化資源が散らばる東西軸、さらに、公会堂～図書館・美術館、山陰歴史館～米子城跡を結ぶ線は文化・交流軸となっています。この3つの軸の連携を図り、訪れた人々がまち歩き等で中心市街地を回遊できるような仕掛けや交通の円滑化等を総合的にを行います。

特に、南北軸と東西軸が交わるエリア（にぎわいゾーン）の中心に位置する角盤町周辺～四日市町周辺～法勝寺町周辺を頂点とした“にぎわいトライアングルゾーン”内をさらに充実させることにより相乗効果を最大限に高め、1期計画で整備された公会堂の利用促進や空き店舗を活用した商業・サービス業の機能強化や環境整備、雇用の創出を図るサテライトオフィス支援事業やサテライトオフィスを介した新たな賑わい人口の増加によって目標の達成を目指します。



(2) 目標2 歴史や文化、自然に触れ合えるまち

中心市街地には、旧加茂川、米子城跡、中海などの自然資源や、古い街なみが残る旧加茂川・寺町周辺地区、山陰歴史館、美術館といった文化施設の集積など、数多くの歴史的・文化的資源があり、これらは旧加茂川を中心とする東西軸の周辺に位置しています。しかし、これらの地域資源や施設が十分に活用・PRされているとは言えず、施設の老朽化・狭隘化も進んでいます。このため、地域資源や施設の保全・整備等を行うとともにその活用や環境整備を進めることにより、市民が憩え、まちなかに観光客を受け入れることができるような、歴史や文化、自然に触れ合える中心市街地を形成します。

このため、施設の老朽化が進んでいる山陰歴史館を米子城跡の案内や下町観光の拠点施設として機能するような整備を進めるとともに、美術館の創作・交流広場や図書館に併設されている市民・展示ギャラリーの利用促進を図りながら、目標の達成を目指します。

さらに、にぎわいトライアングルゾーンの賑わいを、公会堂から米子城跡までを結ぶ文化・交流軸に乗せ、周辺への回遊性を高めることとします。

また、米子城跡整備事業については、「伯耆の国よなご文化創造計画（以下「文化創造計画）」の後期計画に位置付けられており、米子城跡の計画的な保存・整備に努め、歴史学習の場として活用するとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として市民への憩いや安らぎの場を提供、また、様々なイベントの実施など多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進めることとしています。

(3) 目標3 住みたくなるまち

中心市街地では、若年層の人口減少に起因する全体の人口減少や少子高齢化が進み、世帯人員の減少や単身世帯の増加により、地域コミュニティの衰退や活力の低下が懸念されています。しかし、中心市街地には郊外と異なり都市基盤や様々な生活のサービスが整っており、誰もが暮らしやすい環境が備わっています。この特徴を活かし、子どもからお年寄りまで、多様な世代が安心していきいきと暮らせるようにするため、住宅の供給や、居住環境の向上により居住促進を図り、住む場所として、魅力を感じられる中心市街地を形成します。

このため、まちなかへの移住を促進するための誘導策を講ずるとともに、まちなかに暮らす人々が住みやすい環境づくりや空き家の活用、リノベーションやコンバージョンによる空きビル活用の調査を行い、目標の達成を目指します。

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月から効果が現れてくると考えられる平成 31 年 3 月までの 5 年間とします。

計画期間：平成 2 6 年 4 月から 平成 3 1 年 3 月末 まで

[3] 数値目標

(1) 成果指標設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握できるよう、3つの目標それぞれについて、以下のように成果指標を設定します。

目標 1 人が集いにぎわうまち

多様な人々が集い、出逢い、何かしらまた訪れたいくなるような賑わいのある中心市街地の形成を図る取組については、「歩行者通行量」（自転車含む）及び「駐車場の利用台数」（時間貸しのみ）を指標に設定し目標の達成状況を評価します。

目標 2 歴史や文化、自然に触れ合えるまち

歴史や文化、自然に触れることができ、魅力を持った中心市街地の形成を図る取組については、「文化施設の利用者数」、「下町観光ガイドの利用者数」の2つを指標に設定し目標の達成状況を評価します。

目標 3 住みたくなるまち

住む場所としての魅力が感じられる中心市街地の形成を図る取組については、中心市街地の「人口の社会増減」を指標に設定し目標の達成状況を評価します。

目標と成果指標、目標値の整理

目 標	成果指標	現況値 (H25 年又は年度)	目標値 (H30 年又は年度)	増加分
人が集いにぎわうまち	歩行者通行量 (人)	(H25 年度) 15,602 人	15,620 人	18 人
	駐車場の利用台数 (台/年)	(H24 年度) 1,028,322 台	1,039,000 台	10,678 台
歴史や文化、自然に触れ合えるまち	文化施設の利用者数 (人/年度)	(H24 年度) 1,189,573 人	1,214,000 人	24,427 人
	下町観光ガイドの利用者数	(H25 年) 1,185 人	1,380 人	195 人
住みたくなるまち	人口の社会増減 (人)	H21～H24 の平均 -24	H26～H30 の平均 をプラスに	

(2) 数値目標の考え方

【 目標 1 人が集いにぎわうまち 】

成果指標 A 歩行者通行量

成果指標 B 駐車場の利用台数

指標 A 歩行者通行量

① 指標設定の考え方

中心市街地にどの程度の人が集い、賑わっているのかを把握するための指標として、定期的に定点観測を行っていること、また、来街者数の動向を把握することが直接的で理解しやすいことから、「歩行者通行量」（自転車含む）を設定することとします。歩行者通行量については、これまで中心市街地の商店街を中心に、公共交通の拠点である米子駅前地区から商業集積地である紺屋町周辺地区にかけて 19 箇所の調査地点を設定し、昼間の歩行者及び自転車の通行者数を 30 分置きに計測していましたが、従来の調査ポイントは、通行量調査を始めたときと比べると商店街の実態や人の流れも変化しており、取り組んだ事業の効果が十分に反映できているとは言えなくなっています。このため、1 期計画の期間中に実施した事業の効果を把握するため、平成 21 年度から調査ポイントを 5 箇所追加して効果を検証しています。2 期計画にあたっては、1 期計画で集中的に取り組んだ、「にぎわいトライアングルゾーン」内の取組の成果を活かしていくことを目標とすることから、このゾーン内の通行量と JR 米子駅前周辺の「文化・交流ゾーン」の通行量を「人が集いにぎわうまち」の指標とします。

魅力的な集客施設の集積や公共公益施設等の機能増進、公共交通機関や駐車場など来街者環境の整備、イベントやまちのイメージアップにつながるソフト事業の実施など、まちの魅力向上を図る取組により、中心市街地へ人が出掛け、人が集い、そして賑わいという成果が生れてきます。このことから、「歩行者通行量」を成果指標として設定することが適当であると考えられます。

② 数値の動向と目標数値

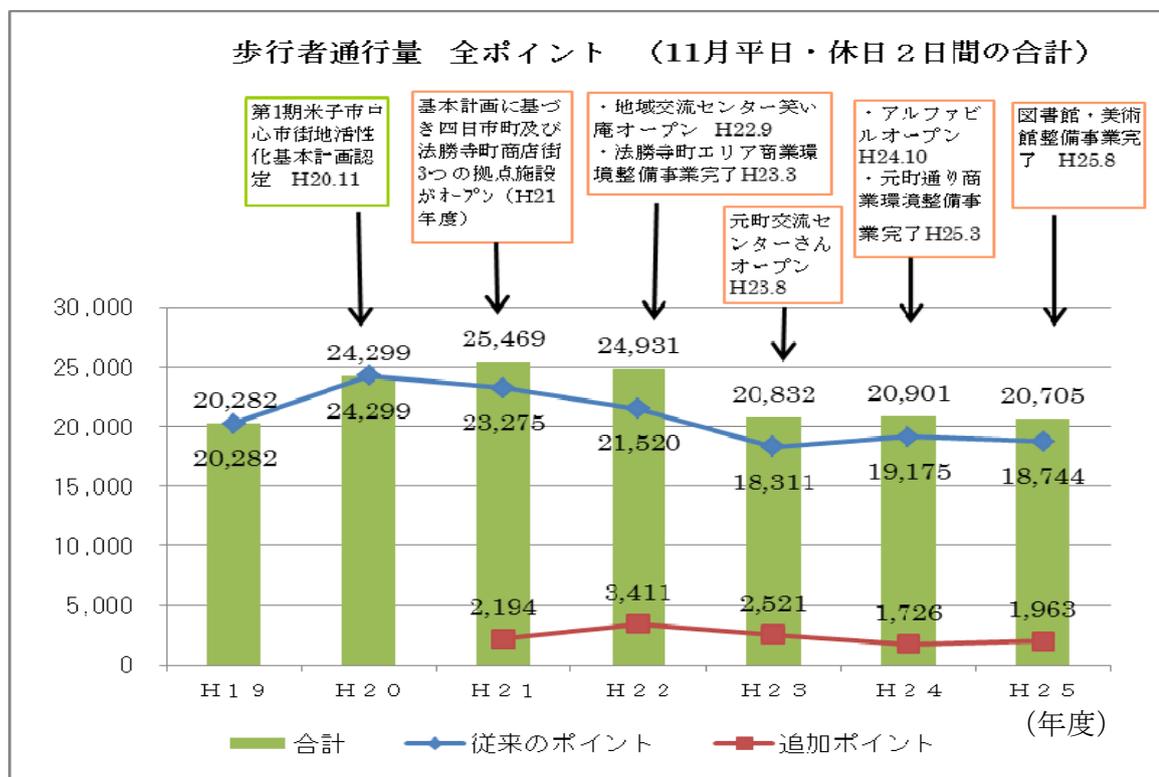
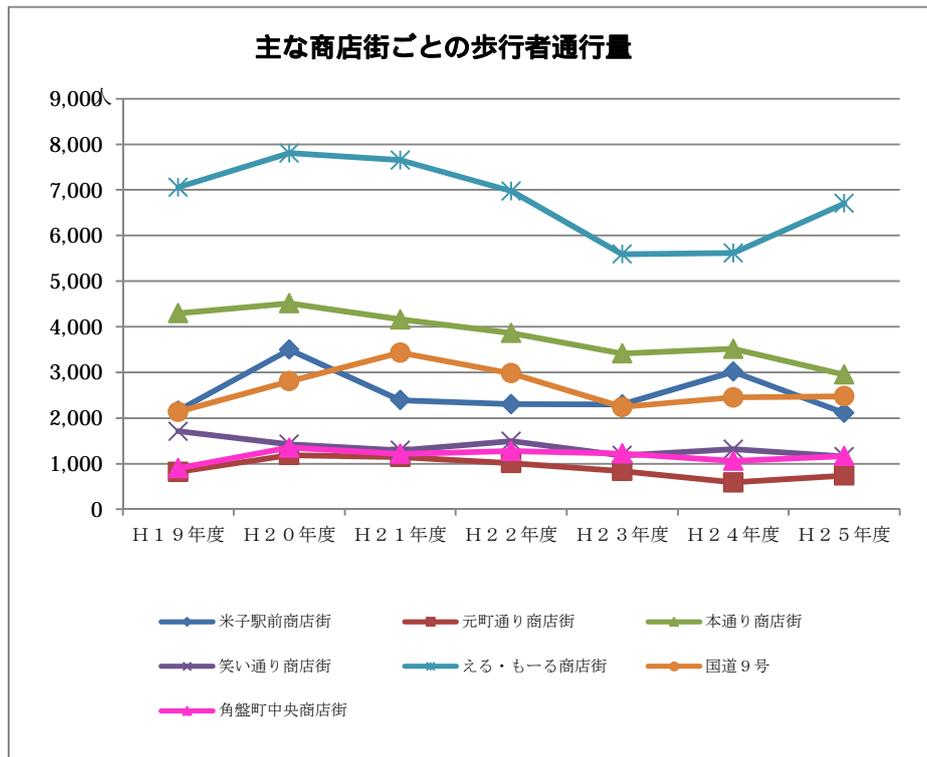
ア 数値の動向と現状分析

通行量については、20 年以上にわたり（平成 14 年、18 年未実施）7 月の日曜日に調査を行っておりますが、年 1 回の調査だけでは調査精度が低く、また、休日の通行量しか把握できないことから、平成 19 年より新たに 11 月中旬の平日及び休日にも調査を実施し、この 11 月の調査結果を 1 期計画の指標としていました。この調査では、平成 20 年度～平成 25 年度までの間、期間の前半では約 2 万 5 千人前後で推移していましたが、期間の後半は約 2 万人の通行量で推移しています。減少した主な原因としては、

- (i) 商店街のアーケード撤去等の工事中を理由に通行を敬遠した歩行者が、工事終了後においても回復しなかったこと。
- (ii) にぎわいトライアングルゾーン内で年次的に拠点整備が行われているものの、事業規模があまり大きくないことから持続的な効果には至っていない。

などが考えられます。このため、郊外大型店とは差別化を図った新たな商業集積や

商業環境を整備・集積し、魅力ある店舗の出店を促進していくことが求められます。

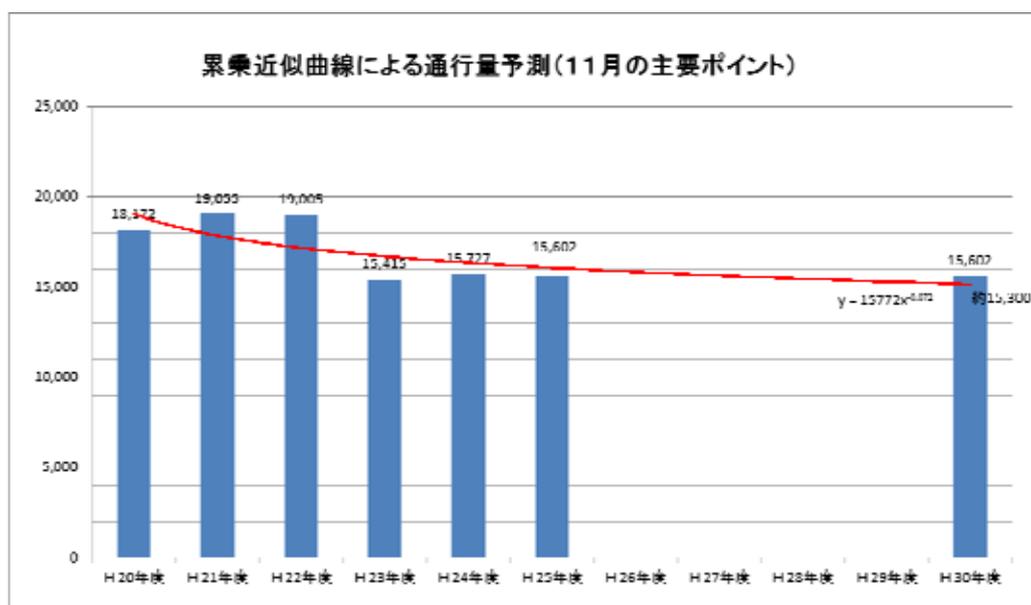


イ 目標数値

「歩行者通行量」は、「にぎわいトライアングルゾーン」の3つの頂点となる角盤町周辺（4ポイント）、笑い通り・四日市町周辺（5ポイント）、法勝寺町周辺（4ポイント）と米子駅前周辺（2ポイント）の15ポイントにおける歩行者・自転車通行者数の11月中旬の休日と平日の合計値（2日分）を指標とし、目標数値を15,620人とします。この目標は、平成25年の値とほぼ同じですが、今後活性化の取組を行わないとした場合、平成20年度から25年度までの11月調査の実績値より近似値（累乗近似）を求めると、平成30年度の歩行者通行量は約15,300人程度に減ると予想され、実質的には約300人（約2%）の増加となります。なお、通行量調査は午前10時から午後5時までの各1時間ごとに30分測定し、その値を集計しているため、実際の通行量についてはこの数値の約2倍と考えられます。

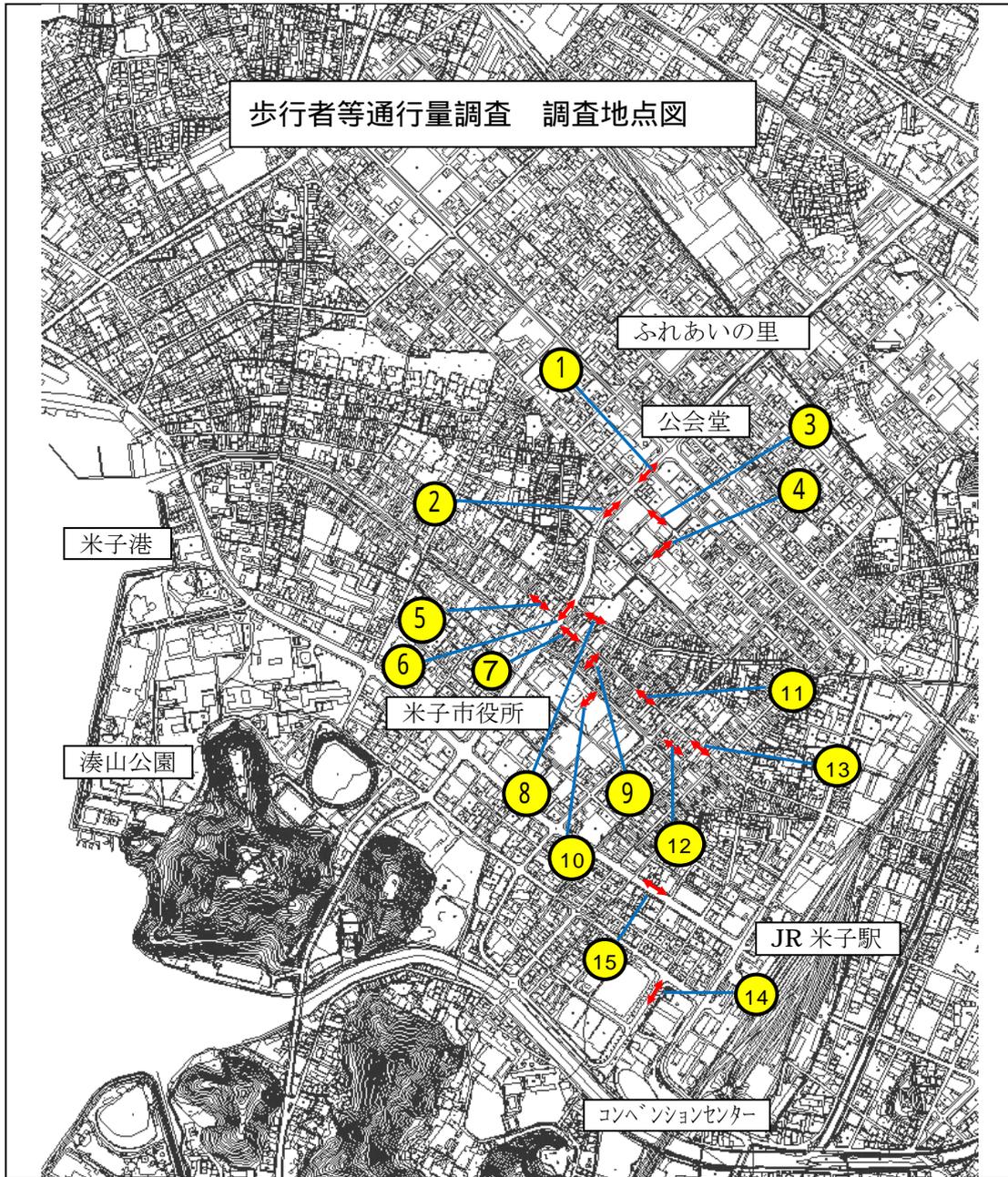
指標の設定については、平日と休日では来街者の性質が違うと考えられることから、平日と休日2日間の通行量の合計値としています。休日の通行量は主に広域からの買回品需要等の来街者で、平日は主にまちなかや近隣からの最寄品需要等の集客であると考えられますが、現状分析によると買回品客、最寄品客の双方が減少しています。

今後は、日々の営みによる賑わいと、広域からの来街者による賑わいの双方を併せてまちの賑わいを創出していくという観点で、目標達成を目指すこととしています。



◆ 現況値と目標値の比較

現況値	予測値	目標値	実質 増加率	実質 増加人数
平成25年11月	平成30年11月			
15,602人	15,300人	15,620人	2%	320人



番号	地点名	番号	地点名
1	四日市駐車場前 (旧西部生協跡)	9	& Aビル前 (旧山陰信販)
2	ささか印房横	10	角盤町郵便局前
3	憩の道 (健クリニック横)	11	高島屋東館前 (東側)
4	よりみち通り三連蔵前	12	ニュー落合前
5	ちゃれんじ本舗前	13	公会堂前 (事務所側)
6	本通り休憩所前	14	イオン米子駅前店
7	SKYビル前 (旧今井書店)	15	加藤ビル前
8	米子信用金庫本町支店前		

③ 目標数値を達成するための考え方

目標達成のため、南北軸と東西軸が交わり賑わいが戻りつつある角盤町周辺、笑い通り・四日市町周辺、法勝寺町エリアを中心に、店舗誘致、集客性の高い公共施設の利用促進などを行い既存店舗との相乗効果による“にぎわいトライアングルゾーン”の更なる充実を目指し、賑わいの動きを伸ばし育てます。

にぎわいトライアングルゾーンの頂点の1つを形成している角盤町周辺エリアでは公会堂の耐震改修整備にあわせ、前庭を公園的な機能を持つように整備したことにより、様々なイベントが可能となり、前庭の利用促進策とあわせ、える・もーる商店街との相乗効果により賑わいを広げていきます。また、このエリアから延びる直線上に図書館・美術館、山陰歴史館、米子城跡があり、これらを結ぶ線を「文化・交流軸」と位置付け、賑わいを創るだけでなく、様々な交流の場を創出します。

④ 目標数値達成のための事業について

ア. 賑わい増進策による増加

地方の中核都市圏で、休日・平日にどのような移動手段が活用されているかを調査した平成22年度のパーソントリップ調査によりますと、徒歩・自転車(24%)、公共交通機関(3%)、自動車等(74%)となっています。また、本市の実態として自動車の保有率が高く、目的地間を車で移動する傾向が強い状況にあります。このため、目的地近くの駐車場からの移動となることから、新たな事業により増加する通行量の見込み数は最低1人1調査地点を通過するものとし、1時間のうち30分の測定のため、各施設の集客増見込を2で割って試算することとします。

〇にぎわいのある商店街づくり事業

にぎわいのある商店街づくり事業補助金の活用による集客予測
(空き店舗を活用した店舗誘致・出店促進に対する助成)

- ・平成26～30年度の新規出店見込み 5年×4店舗(補助予定件数) = 20店舗
- ・出店先を法勝寺町・元町周辺⇒5店舗、四日市町周辺⇒8店舗、角盤町周辺⇒3店舗、その他の地区⇒4店舗と見込む。
(12ページ実績から類推)
- ・過去に本補助金により出店した店舗の平均集客数は、1日約20人程度。
- ・各地区の増加集客数の予測
四日市町周辺⇒160人(20人×8店)、法勝寺町・元町周辺⇒100人(20人×5店)、角盤町周辺⇒60人(20人×3店)・・・合計320人

四日市町周辺 集客増見込 160人/1日÷2×1地点 ⇒ **通行量増加数 80人**

法勝寺町・元町周辺 集客増見込 100人/1日÷2×1地点 ⇒ **通行量増加数 50人**

角盤町周辺 集客増見込 60人/1日÷2×1地点 ⇒ **通行量増加数 30人**

イ. その他の事業実施による通行量増

○ 来街者環境の整備による通行量増

笑い通り商店街の商業環境整備やだんだんバスの運行、レンタサイクル事業、米子駅バス停留所や歩道のバリアフリー化の推進など来街環境の整備にも取り組み、上記事業の効果が十分に発揮されるよう努めることとします。

○ 米子駅前地区の通行量増加策

交通の結節点で南北軸の南端に位置する米子駅前の文化・交流ゾーンについて、下記の事業実施によって通行量の増加を図ります。

- ・ まちなか散策コースの整備
- ・ コンベンション開催支援事業

○ 情報発信による通行量増

中心市街地のイベント情報や観光情報、ブロガーを活用したまちなかの情報発信によってまちなかに誘客し、通行量の増加を図ります。

- ・ まちなかを巡るモニターツアー
- ・ まちなかなう事業
- ・ 米子市中心市街地総合情報発信事業
- ・ DARAZ コミュニティ放送運営事業

⑤ フォローアップの考え方

毎年11月に通行量調査を実施することにより、通行量の状況や変化を把握するとともに、事業の進捗状況について毎年度末に調査を実施し把握します。なお、年1回の調査では、実態把握が不十分であるため、これを補完するために7月についても同様な調査を行うものとします。

また、計画期間の中間年に当たる28年度以降、事業の実施状況や目標の達成状況を毎年度検証し、状況に応じて必要な措置を講ずることとします。

指標 B 駐車場の利用台数

① 指標設定の考え方

本市における自家用自動車の保有台数は一世帯あたりの 1.61 台、一人あたりでは 0.67 台（平成 22 年度国勢調査）と高い率を示しています。また、平成 22 年に実施された全国都市交通特性調査の結果では、地方中核都市圏（中心都市）の私事目的の自動車の分担率は、平日 66.4%、休日 79.3%となっています。このことから、駐車場の利用台数は、中心市街地にどの程度の人が滞留しているのかを把握することのできる指標であると言えます。駐車場の利用台数は、各駐車場毎に年間を通して、定期、時間貸しの台数が把握されていること。また、特定の日に行う歩行者通行量では把握できなかったイベント等の実施による日常の賑わいについても来街者の動向を把握することができるため、「**駐車場の利用台数**」（時間貸し駐車台数）を設定することとします。調査にあたっては、中心市街地の商店街を中心に、公共交通の拠点である米子駅前地区から商業集積地である角盤町周辺地区にかけて 8 箇所の駐車場を設定し、定期駐車を除く時間貸しの利用台数をもって集計するものとします。

魅力的な集客施設の集積や公共公益施設等の機能増進、イベントやまちのイメージアップにつながるソフト事業の実施など、まちの魅力向上を図る取組の成果として、中心市街地へ人が出掛け、人が集い、そして賑わいが生れてきます。地方都市では僅かな距離でも目的地間を自動車で移動する傾向が強いことから、中心市街地にどの程度人が集い、賑わっているかを把握するもう一つの成果指標として「**駐車場の利用台数**」を設定することが、適切であると考えられます。

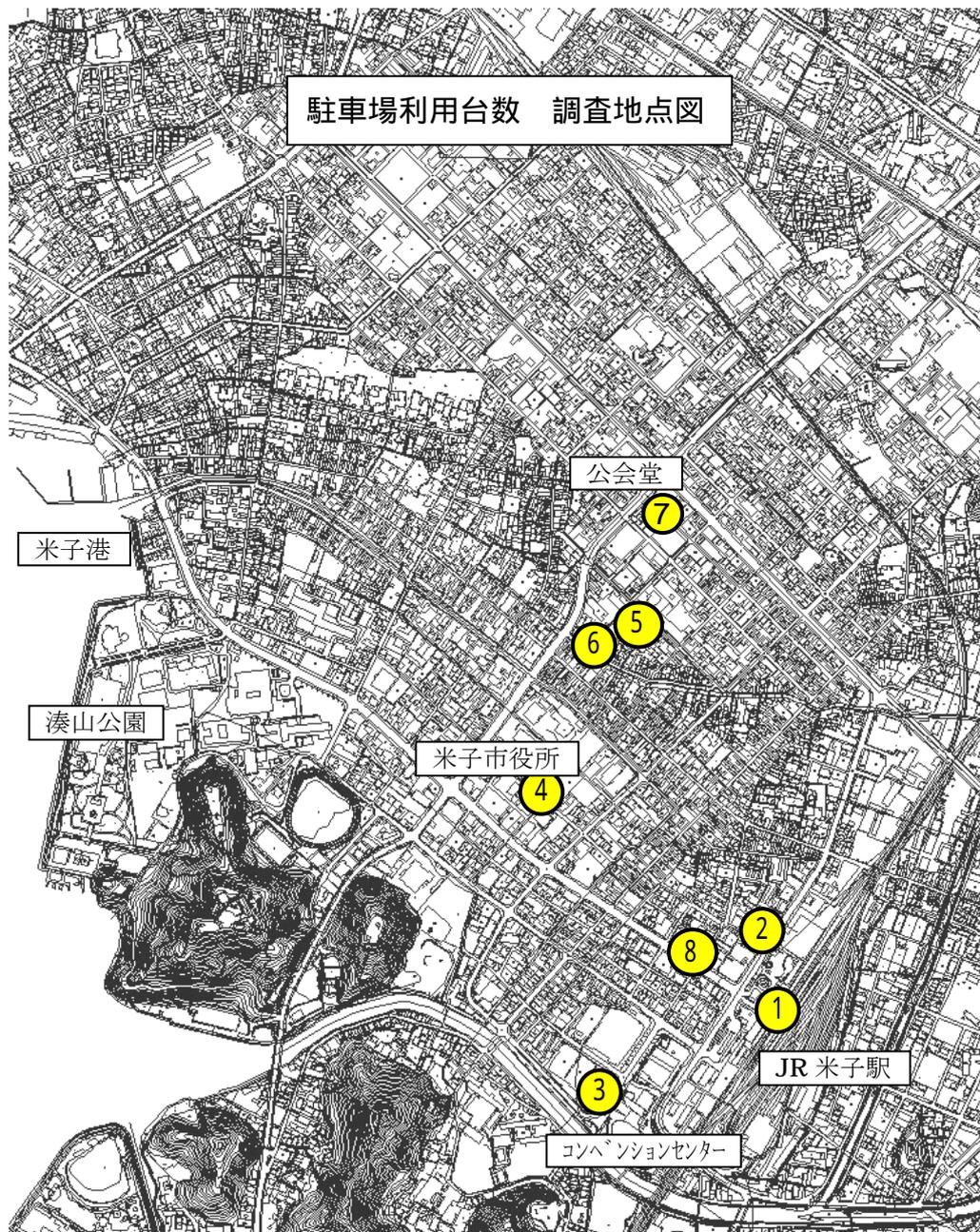
② 数値の動向と目標数値

ア 数値の動向と現状分析

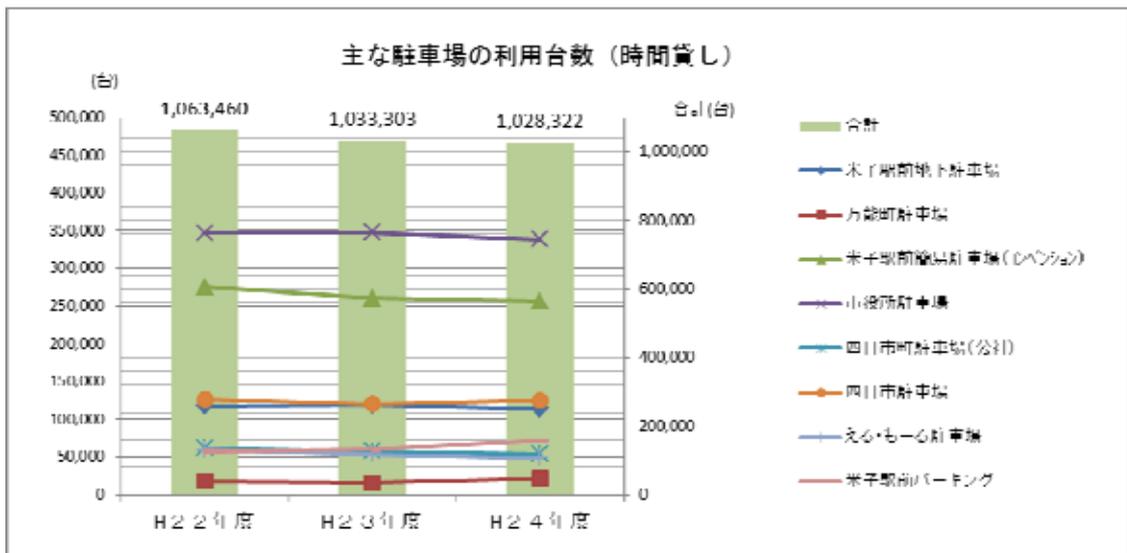
時間貸しの利用台数は、近年減少傾向にあります。1 日平均 2,800 台から 2,900 台で推移しています。減少理由としては、角盤町商店街に隣接する公会堂大ホールが耐震強度不足のため平成 22 年 3 月から使用停止（平成 26 年 3 月リニューアルオープン）になったこと、また、平成 24 年 4 月からは改修工事のため図書館・美術館が休館（平成 25 年 8 月リニューアルオープン）になったことなどが大きな理由として考えられます。

このため、今後は、工事が完了したこれらの施設の利用促進を図るとともに、ソフト事業の実施など魅力の向上を図る取組が求められます。

他の動向としては、全体的に通行量が減少する中、中心市街地の主要な駐車場の時間貸し駐車台数も減少傾向（H22 年⇒H24 年 0.2 ポイント減）にあります。この原因としては、人口の自然減、生産年齢人口の減少（H22 年度⇒H24 年度 0.1 ポイント減）、高齢者人口増加（H22 年度⇒H24 年度 0.3 ポイント増）も原因の一つと考えられますが、中心市街地の求心力の低下に歯止めがかかっていないためとも考えられます。



番号	地点名	番号	地点名
1	米子駅前地下駐車場	5	四日市町駐車場(開発公社)
2	万能町駐車場	6	四日市駐車場
3	米子駅前簡易駐車場(コンベンション)	7	える・もーる駐車場
4	市役所駐車場	8	米子駅前パーキング



イ 目標数値

「駐車場の利用台数」は、対象とする8箇所の駐車場の年間の時間貸し利用台数の合計を指標とし、目標数値を現況値の1%増（10,283台）とします。この目標は、減少傾向にある駐車台数を前年度（平成23年度）水準を維持し減少傾向を食い止める数値となります。

◆現況値と目標値の比較

現況値	目標値	増加台数	増加率
平成24年度	平成30年度		
1,028,322台	1,039,000台	10,678台	1%

③ 目標数値を達成するための考え方

目標達成のため、昭和5年に建築され、市指定の文化財で現在は歴史館として利用されている米子市役所旧館の整備や、1期計画で整備した図書館・美術館の利用促進を図るとともに、公会堂については、耐震改修整備に併せ前庭を公園的な機能を持つように整備し、様々なイベントが可能となった前庭の利用促進策とあわせ、える・もーる商店街との連携による相乗効果により、来街者をまちなかに呼び込むこととします。

なお、駐車台数の増加予測にあたっては、平成22年全国都市交通特性調査の結果から、来街者の交通手段の分担率を予測し、推計を行うこととします。

<分担率>

自動車 ……73%

※平成22年全国都市交通特性調査における地方中核都市圏（中心都市40万人未満）の使用目的に係る分担率の休日・平日の平均を使用します。

④ 目標数値達成のための事業について

ア. 施設整備による増加

○ 山陰歴史館整備事業

米子城跡のガイダンスや下町散策の拠点施設として機能する整備や企画展、特別展等の開催数の増加を見込むことで、入館者数の増加を見込みます。

⇒ 拠点施設整備による入館者数の増加

入館者数の1割の増加を見込む $9,854 \text{ 人/年} \times 0.1 = 985 \text{ 人}$

$$985 \text{ 人} \div 2 \text{ 人/台} \times 0.73 = \underline{359 \text{ 台}}$$

⇒ 企画展、特別展等の開催による増加見込み数

$$1,002 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} \div 2 \text{ 人/台} \times 0.73 = \underline{365 \text{ 台}}$$

※同施設の企画展、特別展等の開催1回あたりの平均観覧者数（H19～H24）1,002人。

イ. 既存施設の利用促進策による増加

○ 公会堂利用促進事業

前庭を公園的な機能を持つように整備し、様々なイベント等が開催可能となることにより来街者を増やす（フリーマーケット、マルシェなどの開催（年10回程度開催））

⇒ $300 \text{ 人/回} \times 10 \text{ 回/年} = 3,000 \text{ 人}$

$$3,000 \text{ 人} \div 2 \text{ 人/台} \times 0.73 = \underline{1,095 \text{ 台}}$$

現在、文化ホール前で実施されているフリーマーケットの来場者数（300人）から類推

ウ. 新生米子市立図書館の運営

図書館機能の充実、ビジネス支援相談会、併設された多目的スペース（展示ギャラリー）の活用により来街者を増やす。

※ 図書館の利用促進による入館者数の増加予測

⇒ 図書館機能の充実による入館者の増加 $303,600 \text{ 人} - 281,000 \text{ 人} = \underline{22,600 \text{ 人}}$

※増床後 $25,300 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 303,600 \text{ 人/年}$

増床前 平成23年度：約 $281,000 \text{ 人/年}$

利用増については、整備後の3ヶ月間の平均利用者（25,300人/月）から推計した年間利用者数から閉館前の年度（H23年度）の利用者数を引いた数値とします。

⇒ 多目的スペースの活用による増加： $70 \text{ 人/回} \times 30 \text{ 回/年} = \underline{2,100 \text{ 人}}$

※スペースの年間稼働率を6割（行政が利用する場合を除く。）、民間のギャラリーを利用した場合の来観者数（70人）として推計

図書館利用者の増加人数の合計 $24,700 \text{ 人}$

$$24,700 \text{ 人} \div 2 \text{ 人/台} \times 0.73 = \underline{9,015 \text{ 台}}$$

※ア、イ、ウの事業による駐車台数の増加数推計 10,834 台

増加見込み 10,834台 目標値(実質増加分)10,678台

エ. その他の関連する取組

- ・美術館創作・交流広場利用促進事業
- ・DARAZE コミュニティ放送運営事業
- ・にぎわいのある商店街づくり事業
- ・米子市中心市街地総合情報発信事業
- ・商店街にぎわい復活「市」開催支援事業
- ・まちなかを巡るモニターツアー

⑤ フォローアップの考え方

毎年4月に前年度の対象とする各駐車場の利用台数を集計し、数値の状況を把握するとともに、事業の進捗状況について毎年度末に調査を実施し把握します。また、計画期間の中間年に当る28年度以降、事業の実施状況や目標の達成状況を毎年度検証し、状況に応じて必要な措置を講ずることとします。

【目標2 歴史や文化、自然に触れ合えるまち】

成果指標A 文化施設の利用者数

成果指標B 下町観光ガイドの利用件数

成果指標A 文化施設の利用者数について

① 指標設定の考え方

「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」とは、各所に残る自然や歴史的街なみ等の景観資源、まちなかに集積する文化施設や彫刻ロード等の文化資源など、様々な地域資源を活用し、施設の充実を図り、その魅力を高めつつ市民や来街者へ十分に認知されるよう取り組むことであると考えます。つまり、人々が惹きつけられ訪れるような場所となることが活性化されたまちの姿となります。

このような状態であれば、まちなかの歴史や文化、自然に触れようとまちに訪れる人も増えると考えられることから、「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の取組の効果を測るためには、実際に訪れた市民や観光客の人数を成果指標とすることが適切です。

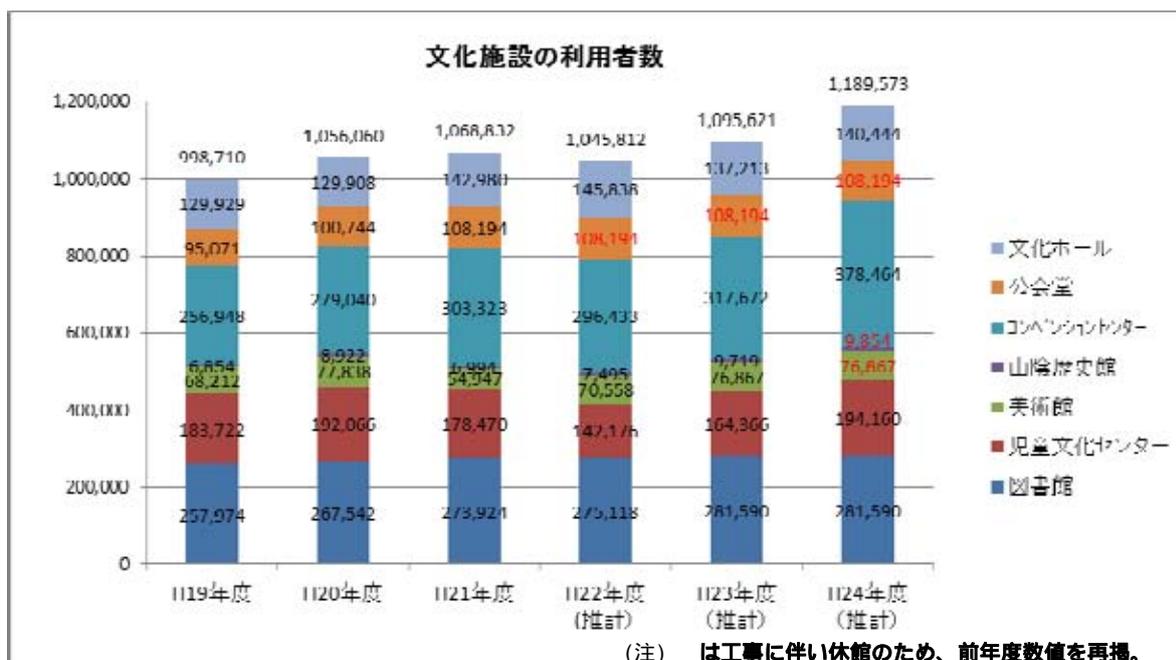
中心市街地には2000人規模、1000人規模、600人規模の3つのホールが整備されているとともに、図書館、美術館、山陰歴史館、米子城跡を含む湊山公園内には児童文化センターといった文化施設を始め、様々な公共施設があります。

従って、市民については、歴史や文化自然に触れ合うことの度合いを「**文化施設の利用者数**」をもって把握することとします。

② 数値の動向と目標数値

ア 数値の動向と現状分析

指標の対象とする施設は、コンベンションセンター、公会堂、文化ホール、児童文化センター、図書館、美術館及び山陰歴史館の7つの文化施設とします。公会堂については、耐震強度の不足から平成22年3月から使用中止（H26.3オープン）、図書館・美術館については、改修工事のため平成24年度から閉館（H25.8オープン）していましたが、これらの施設について、仮に前年度と同規模の利用者数があったと想定した場合、平成24年度の7施設の総利用者数は平成19年度以降、最も多くの利用者があったこととなります。特に、コンベンションセンターについては、鳥取県西部を対象に国際マンガサミットが開催され同センターが主会場になったことから、前年の約19%増となっています。



イ 目標数値

施設の拡充整備や音楽、美術、演劇等の芸術文化や歴史文化等にふれる機会を増やすことにより、「文化施設の利用者数」を23,791人（2%）増やすことを目指します。

◆現況値と目標値の比較

現況値	目標値	増加人数	増加率
平成24年度	平成30年度		
1,189,573人	1,214,000人	24,427人	2%

③ 目標数値を達成するための考え方

中心市街地は、種々多様な歴史、文化、自然資源に恵まれています。「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」とは、文化施設で開催される音楽、美術、演劇等の芸術文化にふれることにより教養が高く、市民や観光客がまちなかへ訪れて、歴史・自然資源を見て、触れて、歩いて楽しめるようなまちの状態にあることです。そのためには、施設の整備充実やイベント等の開催による施設の利用促進や様々な資源を掘り起こし、十分に活用・連携を図っていくことで、まちなかに訪れる市民や観光客を増やし、「文化施設の利用者数」の増加を図ります。

④ 目標数値達成のための事業について

ア. 山陰歴史館整備による増加

山陰歴史館は、よなごの通史を学ぶことができる機能のほか、城山のガイダンスや下町散策の拠点施設としての機能整備が計画されています。展示内容の充実等の環境整備

などにより、企画展又は特別展等の開催数を1回程度増やすことにより、入館者数の増加を図ります。

⇒ 企画展、特別展等開催による増加見込み数 $1,002 \text{ 人} \times 1 \text{ 回} / \text{年} = \underline{1,002 \text{ 人}}$

※同施設の企画展、特別展等の開催1回あたりの平均観覧者数

(H19～H24) 1,002人。

⇒ 拠点施設整備による入館者数の増加

入館者数の1割の増加を見込む $9,845 \text{ 人} / \text{年} \times 0.1 = \underline{985 \text{ 人}}$

歴史館利用者の増加人数の合計 1,987人

イ. 新生米子市立図書館の運営による増加

図書館は増築工事により、面積が約1.5倍となり、ビジネス支援コーナー、各種展示や作品発表ができる多目的スペース、研修室などが整備され活用の幅が広がり、より多くの市民や多様なニーズに対応した図書館運営を展開していくことで入館者数の増加を図ります。

※ 図書館の利用促進による入館者数の増加予測

⇒ 図書館機能の充実による入館者の増加 $303,600 \text{ 人} - 281,000 \text{ 人} = \underline{22,600 \text{ 人}}$

※増床後 $25,300 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 303,600 \text{ 人} / \text{年}$

増床前 平成23年度：約281,000人/年

利用増については、整備後の3ヶ月間の平均利用者(25,300人/月)から推計した年間利用者数から閉館前の年度(H23年度)の利用者数を引いた数値とします。

⇒ 多目的スペースの活用による増加 : $70 \text{ 人} \times 30 \text{ 回} = \underline{2,100 \text{ 人}}$

※スペースの年間稼働率を6割(行政が利用する場合を除く。)、民間のギャラリーを利用した場合の来観者数(70人)として推計

図書館利用者の増加人数の合計 24,700人

ウ. その他の関連する取組

- ・もっと知りたい米子城事業
- ・レンタサイクル事業
- ・DARAZE コミュニティ放送運営事業
- ・コンベンション開催支援事業
- ・米子市中心市街地総合情報発信事業
- ・まちなかなう事業
- ・まちなかを巡るモニターツアー
- ・公会堂利用促進事業

ア、イの事業による入館者数の増加数推計 26,687人

増加見込み	26,687人	目標値(実質増加分)	24,427人
-------	---------	------------	---------

⑤ フォローアップの考え方

毎年度の初めに「文化施設の利用者数」を集計し、数値の状況を把握するとともに、事業の進捗状況について毎年度末に調査を実施し把握します。また、計画期間の中間年に当る28年度以降、事業の実施状況や目標の達成状況を毎年度検証し、状況に応じて必要な措置を講ずることとします

成果指標 B 下町観光ガイドの利用者数について

① 指標設定の考え方

指標設定の考え方は成果指標 A と同じですが、観光客については、「下町観光ガイドの利用者数」をもって把握することとします。

◆ 下町観光ガイドについて

地元のボランティアガイドが無料で行っている下町をめぐる 4 つのモデルコースとガイドが推奨する 12 の有料コースが準備されており、モデルコースはいずれも所要時間は約 2 時間です。



イ 民話弁慶石と米子城の歴史散策コース

山陰歴史館→米子城柵形→小原家長屋門→米子城跡（民話 米子城の妖怪）→湊山公園（民話 弁慶石）→後藤家住宅→岡本一銭屋→下町館かどや→笑い庵→山陰歴史館

ロ 加茂川・中海遊覧船&下町散策コース（※有料コース）*平成 20 年度新設

山陰歴史館→白壁土蔵前から乗船～中海へ出発～下船後 後藤家住宅→船越家→岡本一銭屋→下町館かどや→笑い庵→山陰歴史館

ハ 米子の下町～寺町散策コース

山陰歴史館→白壁土蔵→天神橋→涼善寺→寺町→鹿島本家（米子城のしゃちほこ）→後藤家住宅→船越家→岡本一銭屋→下町館かどや→笑い庵→山陰歴史館

ニ 地蔵めぐり&商家見学コース

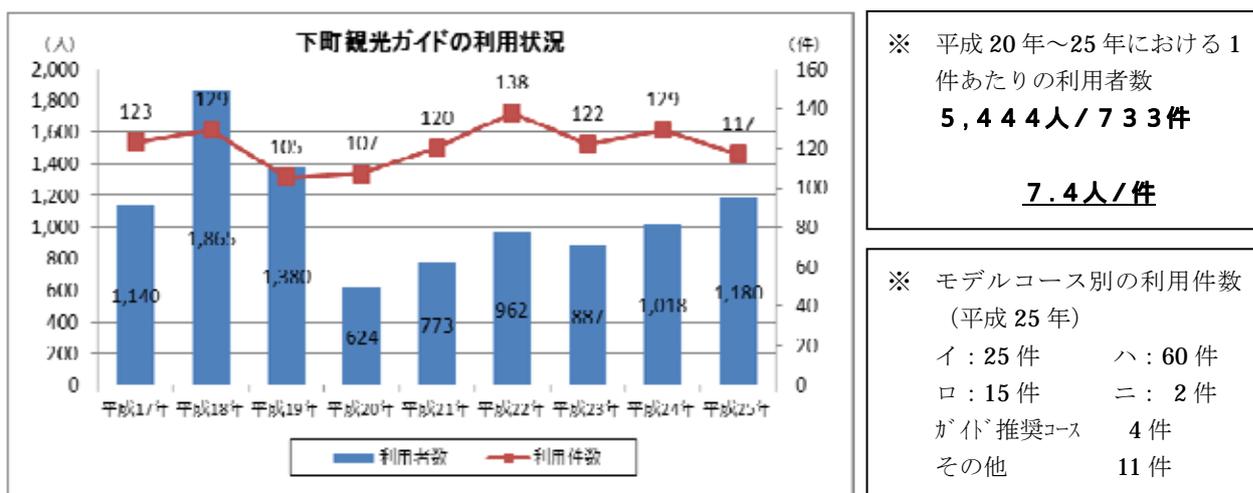
山陰歴史館→鉄砲小路→曲がり地蔵→咲い地蔵→旧加茂川沿いの地蔵→石賀本店・平野屋呉服店（店構え・店内見学）→岡本喜八生家（ニューハンザ）→山陰歴史館

② 数値の動向と目標数値

ア 数値の動向と現状分析

下町観光ガイドは平成 13 年から実施されており、平成 19 年までは、団体での利用が多かったこと等により、1 件あたりの利用者数は 10 人から 15 人程度で推移していましたが、平成 20 年以降は旅行グループの少人数化に伴い、5 人から 10 人程度の利用者まで減少しています。一旦落ち込んだ利用者数は徐々に増加傾向にあり、特に、平

成25年は、観光ガイド推奨するコースが設けられた事などにもより、平成20年の約1.9倍の利用者数となっています。



イ 目標数値

新たな散策コースの創設やまちなか観光の定着、浸透を図ることにより、「下町観光ガイドの利用者数」について、1期の基本計画における基準値に設定した1,380人（平成19年）の水準を目指すこととします。

◆現況値と目標値の比較

現況値	目標値	増加人数	増加率
平成25年	平成30年		
1,185人	1,380人	195人	16.4%

③ 目標数値を達成するための考え方

施設の整備充実や様々な資源を掘り起こし、十分に活用・連携を図っていくことで、まちなかに訪れる市民や観光客を増やし、「下町観光ガイド利用者数」の増加を図ります。

④ 目標数値達成のための事業について

ア 山陰歴史館整備に伴う増加

山陰歴史館については、米子城跡のガイダンスや下町散策の拠点施設としても機能するように整備することとしています。市民や観光客が気軽に訪れることができる環境整備を行うことによる利用者の増加を見込みます。

$$\text{増加見込み} = 7.4 \text{ 人/件} \times 2 \text{ 件} \times 5 \text{ 年} = \underline{74 \text{ 人}}$$

* 毎年2件の増加を見込む

イ 新規ルート設定による増加

下町には、小粒ながらもさまざまな観光資源が散らばっています。現在のモデルコースだけでなく、新規ルートの開発にも取り組むことによって、リピート客への対応や多様なニーズを受け入れ満足させることができるよう努めます。

増加見込み $7.4 \text{ 人/件} \times 3 \text{ コース} = \underline{22 \text{ 人}}$

* 5年間で3コース程度の創設を見込む

ウ その他の関連する取組による増加

平成25年夏から実施されたガイド推奨コースは、未だ日が浅く十分に浸透していない状況にあります。モニターツアーの開催やブロガーを活用した情報発信、コンベンション開催時におけるPRを図ることにより、利用者の増加を見込みます。

PRや情報発信による増加見込み $7.4 \text{ 人/件} \times 3 \text{ 件} \times 5 \text{ 年} = \underline{111 \text{ 人}}$

* 毎年3件の増加を見込む

ア、イ、ウの事業による下町観光ガイド利用者の増加数推計 207 人/年

増加見込み	207人	目標値	195人
-------	------	-----	------

⑤ フォローアップの考え方

毎年1月に前年の「下町観光ガイドの利用者数」を集計し、数値の状況を把握するとともに、事業の進捗状況について毎年度末に調査を実施し把握します。また、計画期間の中間年に当る28年度以降、事業の実施状況や目標の達成状況を毎年度検証し、状況に応じて必要な措置を講ずることとします。

【 目標3 住みたくなるまち 】

成果指標 人口の社会増減

成果指標 人口の社会増減について

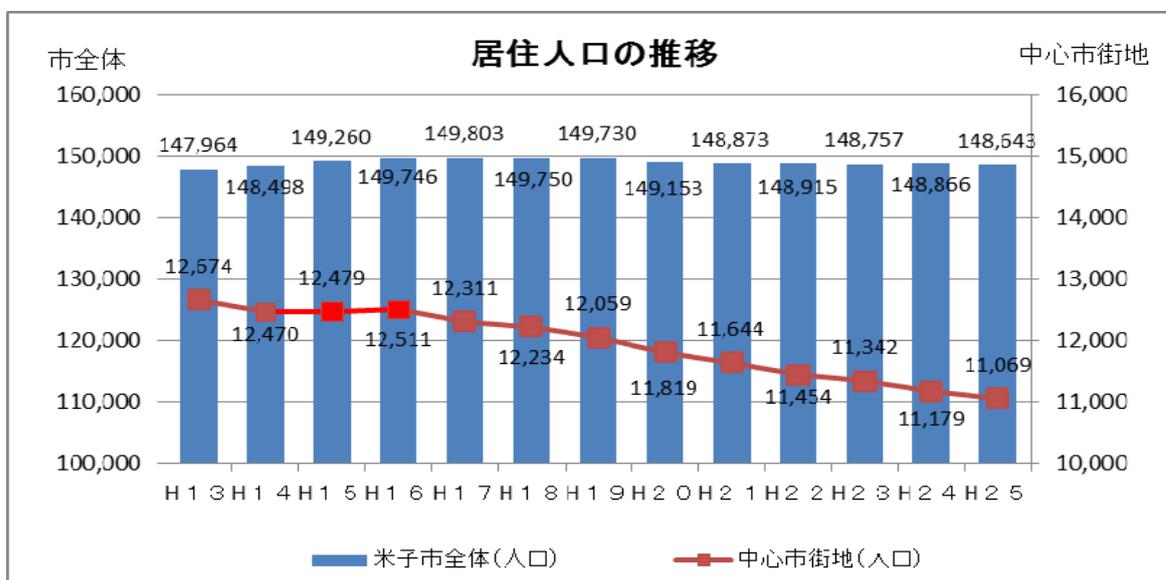
① 指標設定の考え方

中心市街地は市全体と比べ、少子・高齢化の傾向が顕著に見られ、中心市街地における人口は、依然、減少傾向が続いています。特に、人口の自然減が社会増減を大きく上回っているため、1期計画においては、「住みたくなるまちをつくる」の目標に対して、居住人口を成果指標に設定していましたが、本計画では、まちなか居住の取組の効果を直接的に捉えるためには、中心市街地における人口動態のうち、社会増減をもって把握することが適切であると考えられるため、成果指標として、「中心市街地の人口の年間社会増減」を設定することとします。

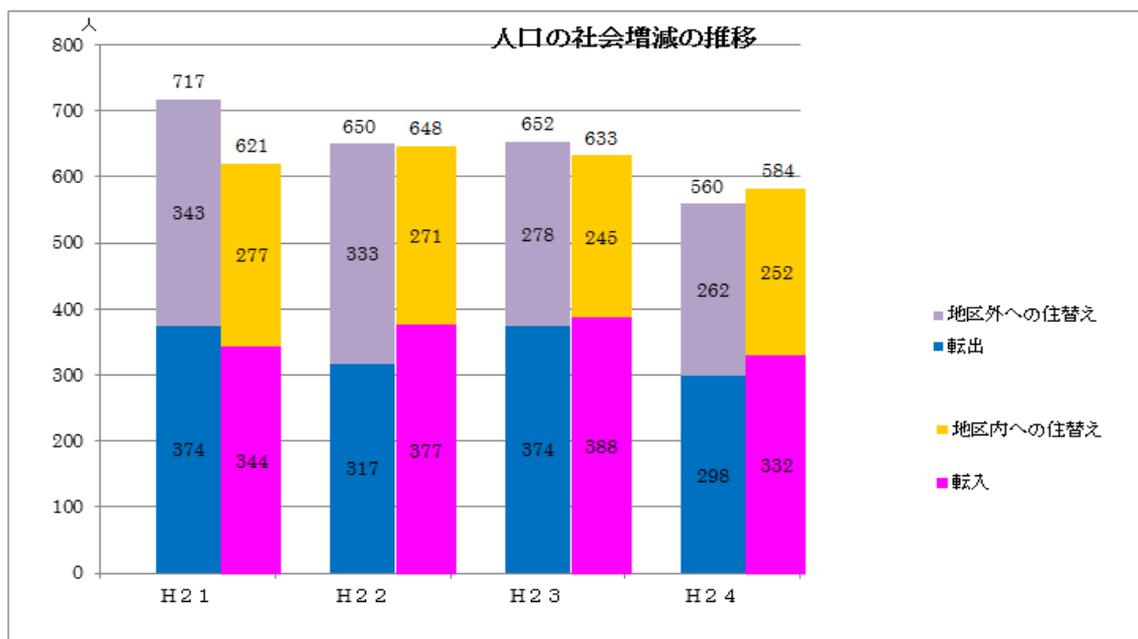
② 数値の動向、現状分析と目標数値

ア 数値の動向、現状分析

市全体の住民基本台帳人口は平成17年度をピークに緩やかな減少傾向に入っていますが、中心市街地は、平成14年度から16年度の間は僅かに（2年間で41人、0.3%）増加したものの、平成17年度以降は再び減少傾向（年平均約160人、約1.35%減）に戻っています。



また、直近4年間（平成21年度～24年度）の中心市街地の社会動態については、平成23年度までは、転出又は地区外への住替えが転入又は地区内への住替えを上回る転出超過の状況でしたが、平成24年度は転入超過に転じました。転入元の内訳としては、県西部（12.7%）、その他の県内（16.0%）、県外（70.1%）、その他（1.2%）となっています。これは、これまでの民間共同住宅の建設や高齢者向けの賃貸住宅の整備、安心して暮らすことができる環境整備によるところが大きいものと推測されます。



イ 目標数値

中心市街地への民間集合住宅や高齢者向け賃貸住宅の建設、安心して暮らせる環境整備などにより、平成24年度の中心市街地人口の社会増減数は、プラスに転じています。そこで、今後の社会増減数の目標値を、街なか居住の推進に関連する各種事業の実施により、プラス方向に維持するものとして設定する。

人口動態のうち社会増減について、単純にこの直近の4年間の実績値で将来推測すると、転出総数(2,579人)、転入総数(2,468人)、年平均では-28人となります。従って、社会増減をプラスに維持するためには、毎年、平均値の28人を上回るような取組を展開する必要があります。この目標数値は、現状維持ではありますが、中心市街地の居住人口は、平成21年以降、毎年1.3%程度の減少が続いています。社会増減を最低プラスに維持していくことは、この減少率を1.0%程度まで軽減することにもなり、地域の活性化に大きな効果があると考えられます。

◆人口減少の予測

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	11,819	11,644	11,454	11,342	11,179	11,069	10,925	10,783	10,643	10,505	10,369
減少数(人)	-	-175	-190	-112	-163	-110	-143	-142	-140	-138	-136
減少率(%)		-1.5%	-1.6%	-1.0%	-1.4%	-1.0%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%
		平均 -1.3%									

◆現況値と目標値の比較

現況値 (平成21年～24年の平均)	目標値 (平成26年～30年の平均)
-28人	社会増減をプラスにする (5年間で140人)

③ 目標数値を達成するための考え方

中心市街地の高い機能性や利便性を情報発信することにより、民間共同住宅の建設を促します。また、小規模な企業の進出を誘導する施策により、空き家、空き店舗を活用した雇用の場の確保を推進し、職住が近接した環境を整えることに務めます。そして、生活利便性やまちの機能性、暮らしの快適性の向上を通じてまちなか居住の魅力増進に取り組めます。また、住宅物件の情報や、高い利便性を活かしたまちなか居住のライフスタイルに関する情報の発信に努めることにより、中心市街地への転入を促し、中心市街地からの転出を抑制します。

④ 目標数値達成のための事業について

ア. 住居の供給による増加

・民間マンション建設事業 : $40 \text{ 戸} \times 1 \text{ 棟} \times 1.0 \text{ 人} / \text{世帯} = \underline{40 \text{ 人}}$

(今回計画されているマンションは1ルームであるため。)

・まちなか空き家活用プロジェクト : (5年間で2件) $2 \text{ 件} \times 3 \text{ 人} = \underline{6 \text{ 人}}$

イ. 居住者を誘導するための事業展開による増加

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・サテライトオフィス支援事業 | ・超小型モビリティ導入実証実験事業 |
| ・ファミリーサポートセンター事業 | ・EVカーシェア事業 |
| ・移住定住相談窓口の設置 | ・高齢者地域コミュニティ支援事業 |
| ・地域子育て支援センター運営事業 | ・情報発信事業 |

以上の事業展開により、年20人の増加を見込む ⇒ $20 \text{ 人} \times 5 \text{ 年} = \underline{100 \text{ 人}}$

※ア、イによる人口の増加数推計 146人

増加見込み	146人	≥	目標値(実質増加分)	140人
-------	------	---	------------	------

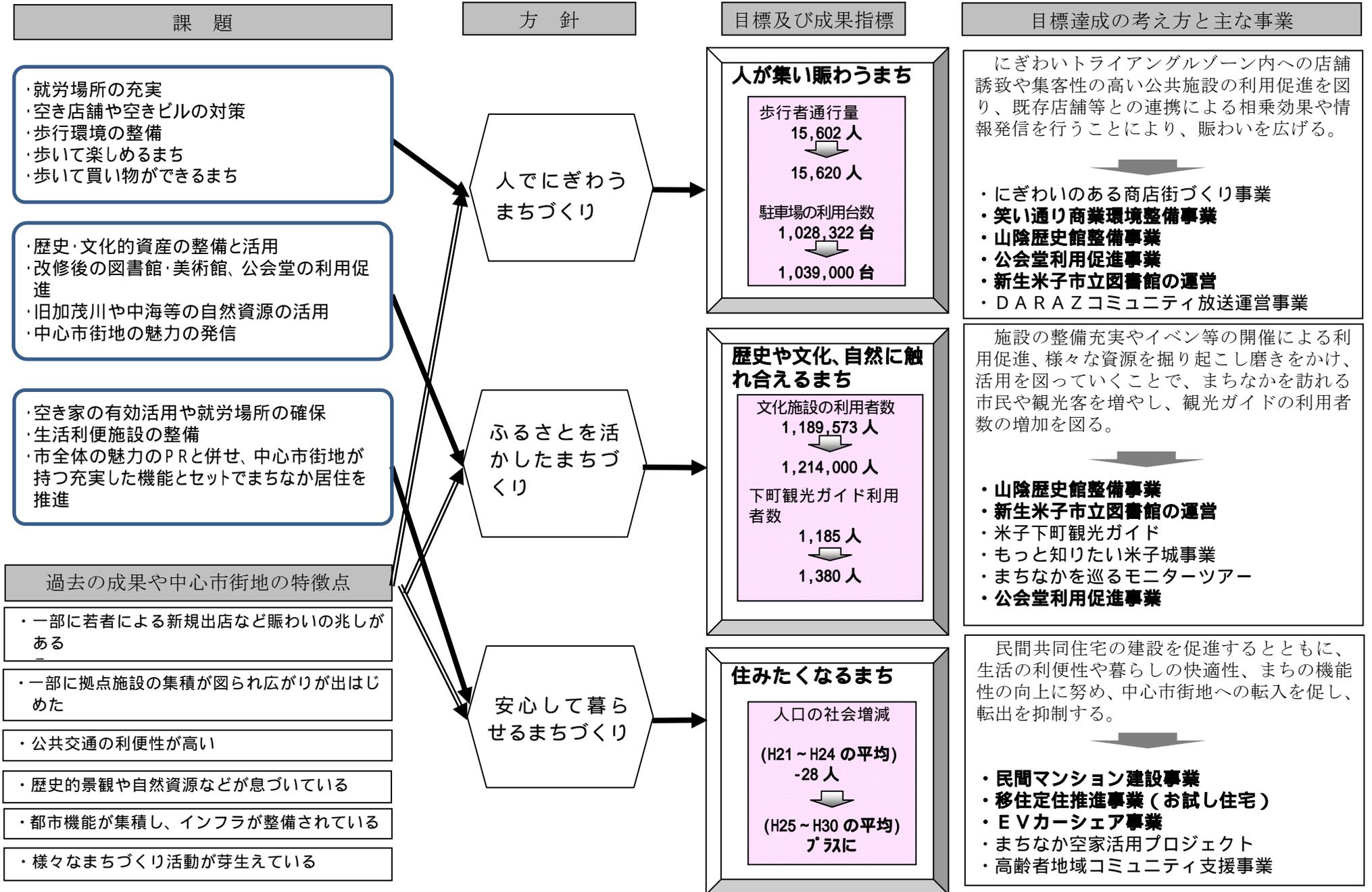
⑤ フォローアップの考え方

毎年1回、3月31日現在の住民基本台帳により人口の社会動態の状況を把握するとともに、事業の進捗状況について毎年度末に調査を実施し把握します。また、計画期間の中間年に当る28年度以降、事業の実施状況や目標の達成状況を毎年度検証し、状況に応じて必要な措置を講ずることとします。

なお、定期的に市民アンケート調査を実施し、市民のまちなか居住への意向を把握することにより、まちなか居住の魅力向上を図る事業の効果的な実施に務めることとします。

2期米子市中心市街地活性化基本計画の骨子

将来像：人が集まり、歩いて楽しみ、元気に暮らせる中心市街地「生活充実都市・米子」



4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 旧加茂川、寺町周辺地区や米子城跡を中心とする地区

① 地区の現状及び事業実施の必要性

この地区は、米子城の城下町として栄え、旧加茂川は、江戸時代には外堀として利用され防衛上の重要な位置を占めると同時に、海運の動脈として商都米子の礎となりました。このため、同地区周辺には、米子城跡をはじめ往時を偲ばせる古い街なみや九つの寺院が連なる寺町などの歴史的資源が残されています。また、米子駅周辺から加茂川、旧加茂川河口周辺にかけて整備された彫刻ロードといった文化資源もあります。

② 取組の内容

「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため、これらの資源の整備保全を進め、歴史館、美術館、図書館など文化施設の集積した市役所周辺と、歴史的、文化的資源が息づく本地区との連携を図るとともに、中海と旧加茂川の水質改善を図ることにより、歴史や文化、自然に彩られたまちの風格をよりいっそう高めていくことが必要です。

(2) 笑い通り、四日市町、法勝寺町、元町通りの各商店街周辺の商業集積地

① 地区の現状及び事業実施の必要性

中心市街地へ来街者を呼び戻すには、中心市街地を如何に魅力的にしていくのかということが大きな課題です。特に、これらの中心商店街では小さいながらも新たな拠点施設が連鎖的に整備され、賑わいを取り戻しつつあることから、この動きを活かしていく視点が重要です。

② 取組の内容

「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため、商業環境整備が進みつつあるこれらの地区と一直線上に並ぶ公会堂、図書館・美術館・山陰歴史館、米子城跡といった文化交流軸との連携を図り、賑わい創出や商業施設の更新を促進していくことにより、魅力ある商業集積を創出していく必要があります。

(3) 交通環境の改善やバリアフリーの推進等

① 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、今日まで多種多様な都市機能が集積するとともに、公共施設の機能更新、公共交通機能、道路交通網、駐車場等の整備が進んでいます。

② 取組の内容

「人が集い賑わうまち」「歴史や文化に触れ合えるまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため、交通結節点のバリアフリー化など、交通環境の整備を進める必要があります。なお、米子駅南北地域の都市形成の実現については、今後とも駅南側の開発計画の可能性を検討するとともに、自由通路・駅南広場等の整備を進めます。

(4) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための位 置付け及び必要性	その他 の事項
<p>●事業名 歩道のバリアフリー化事業 (継続分)</p> <p>●内容 歩道路面の整備、ブロック の整備</p> <p>●実施時期 平成 22～26 年度</p>	米子市	<p>【位置付け】 舗装や側溝等の構造物を改良し歩行者が 移動しやすくすることにより、歩いて暮 らせる生活空間を創出し、来街者の誰も が安全かつ快適に移動できる歩行空間を 確保する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるま ち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 米子駅南北自由通路等整備 事業</p> <p>●内容 米子駅の南北を結ぶ自由通 路と駅南広場の整備を行う 事業</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 鉄道で分断されている米子駅の南北地区 を自由通路で連絡し、駅南広場を整備す ることにより、歩行者等の利便性の向上 や駅周辺の活性化を図るものである。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるま ち」の目標達成するため必要。</p>	再掲 8
<p>●事業名 米子城跡整備事業</p> <p>●内容 「米子城跡」周辺の民有地 を公有地化するとともに、 米子城跡の史跡整備を進め る事業</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 中心市街地にある歴史公園として、多く の市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場 を提供するとともに、まちなかの観光ス ポットとして、まちの魅力を一層高める 事業として位置付け。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自 然に触れ合えるまち」の目標を達成す るため必要。</p>	
<p>●事業名 駐車場管理運営事業（万能 町及び米子駅前地下駐車 場）</p> <p>●内容 駐車場施設の管理運営</p> <p>●実施時期 平成 8 年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 交通の結節点である米子駅前付近の交通 混雑の解消及び周辺施設へのアクセス機 能改善により、来街者の利便性向上を図 る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成す るため必要。</p>	再掲 8

<p>●事業名 駐輪場管理運営事業（米子駅前地下駐輪場）</p> <p>●内容 駐車場施設の管理運営</p> <p>●実施時期 平成 8 年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 米子駅前地区における自転車等の放置を防止することにより、米子駅前地区内の都市施設的美観を維持し、安全で快適な機能の確保を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	再掲 8
<p>●事業名 駅前放置自転車防止事業</p> <p>●内容 米子駅前地区における自転車等の放置を防止</p> <p>●実施時期 平成 8 年度 ～</p>	米子市	<p>【位置付け】 米子駅前地区における自転車等の放置を防止することにより、米子駅前地区内の都市施設的美観を維持し、安全で快適な機能の確保を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 米子駅前簡易駐車場管理運営事業</p> <p>●内容 駐車場施設の管理運営</p> <p>●実施時期 平成 14 年度～</p>	米子駅前 開発(株)	<p>【位置付け】 コンベンション施設等及び大規模商業施設に訪れる人の利便性向上を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	再掲 8
<p>●事業名 交通バリアフリー推進事業</p> <p>●内容 バリアフリー法に基づく公共交通、道路の移動等円滑化の推進</p> <p>●実施時期 平成 21 年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	再掲 6
<p>●事業名 ローズセントラルビル運営事業</p> <p>●内容 カルチャーセンターや来街者のための駐車場を備えた複合施設の管理運営</p> <p>●実施時期 平成 15 年度～</p>	米子市開 発公社	<p>【位置付け】 消費者の多様なニーズに応え、中心市街地の魅力、機能、利便性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	再掲 7

<p>●事業名 米子港再生プロジェクト事業</p> <p>●内容 米子港再生に向けて事業者の誘致、検討</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>	<p>鳥取県 米子市 中心市街地活性化協議会</p>	<p>【位置付け】 米子港は中心市街地に近く、まとまった未利用地があるなど、まちづくりをする上で重要なエリアである。このため、中心市街地の新たな魅力導入に向けた事業者誘致の検討を行う。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	再掲 7
<p>●事業名 (仮称)米子駅南地区活性化検討会</p> <p>●内容 米子駅南地区の活性化に関する検討</p> <p>●実施時期 平成 26 年度</p>	<p>米子商工会議所 中心市街地活性化協議会</p>	<p>【位置付け】 米子駅南北自由通路等の整備に伴い、既存の公共施設、商業施設など多様な都市機能が集積する駅北地区と駅南地区が連動し、中心市街地の都市機能の向上を図る事の検討を行う。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するために必要。</p>	
<p>●事業名 ボランティア・サポート・プログラム (ボランティアロード)</p> <p>●内容 中心市街地の歩道と植樹帯の清掃・管理</p> <p>●実施時期 平成 13 年度～</p>	<p>ボランティアロード in 米子連絡協議会</p>	<p>【位置付け】 歩道的美観を維持し、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 彫刻を生かしたまちづくりプロジェクト</p> <p>●内容 彫刻を生かしたまちづくり活動</p> <p>●実施時期 平成 19 年度～</p>	<p>米子彫刻ネットワーク 市民有志</p>	<p>【位置付け】 彫刻を活かしたまちづくり活動を通じて、人々がふれあい、憩い、ゆとりを感じる事のできる魅力ある都市空間の創出と保全を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 加茂川を美しくする運動連絡協議会による清掃活動</p> <p>●内容 加茂川の清掃及び川沿いの花壇の管理等</p> <p>●実施時期 昭和 49 年度～</p>	<p>加茂川を美しくする運動連絡協議会</p>	<p>【位置付け】 中心市街地を流れる加茂川の一斉清掃を実施することにより、誰もが快適に過ごす事のできる環境美化の推進を図る。</p> <p>【必要性】 「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、大型商業施設や商業集積を始めとし、国、県の出先機関や市庁舎といった行政機関、高等教育機関、美術館、歴史館、図書館などの教育文化施設、武道館や漕艇場などの体育施設、総合病院、高齢者福祉施設など多数の都市福利施設や、金融機関、事業所など業務施設が集積しているほか、米子城跡をはじめとした歴史的遺産、旧加茂川や中海といった自然景観などの地域資源も有しています。このように、中心市街地には既に様々な都市福利施設が集積していることから、「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため、これら既存のストックを活かしつつ機能やサービスの充実を図ることが必要です。

① 文化施設

本市の合併に際して「伯耆の国よなご文化創造計画」が策定されています。中心市街地は豊かな文化資源や様々な文化施設が集積していることから、これらの資源を活かすとともに施設の整備拡充を進め、文化創造計画を推進する取組を行います。また、公会堂については、文化・芸術活動の拠点としての役割に加え、中心市街地の賑わいを創出する多様な交流の場としての役割が期待されます。

② 教育施設

中心市街地に鳥取大学医学部が立地するという特徴を活かし、同学との連携を推進していくことが求められます。

③ 福祉施設

本市の高齢化率は、平成 25 年には 25.3%と高い率になっています。特に中心市街地においては 34%を超えており、今後も高齢化率の増加傾向が続くものと予測されます。このため、利便性が高く高齢者が暮らしやすい中心市街地の特性を活かして、介護機能を持った住宅や高齢者福祉施設の整備が求められます。

(2) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	その他の事項
<p>●事業名 公会堂利用促進事業</p> <p>●内容 ホールはもとより、ホワイエは、市民ギャラリーやミニコンサート等様々なイベ</p>	米子市	<p>【位置付け】 中心市街地のランドマークとして市民に親しまれてきた施設を今後も、文化・芸術や賑わいを生み出す市民活動の拠点とする。</p> <p>【必要性】</p>	

<p>ントが実施できるスペースとして、広場は、憩いの場としての利用やフリーマーケット等、多目的なイベント利用への働きかけを実施。</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～</p>		<p>「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 山陰歴史館整備事業</p> <p>●内容 よなごの通史を学ぶ場として、また城山のガイダンスや下町散策の拠点施設として整備。</p> <p>●実施時期 平成 27～29 年度</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」に基づき、老朽化している山陰歴史館を整備することにより、来館者や利用者の拡大を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」、「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 もっと知りたい米子城事業</p> <p>●内容 米子城の探訪、講座、講演会を通して、米子城の魅力に触れ合う事業</p> <p>●実施時期 平成 24 年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 米子城の探訪、講座、講演会等を通して、理解を深めてもらうことによって、普段から訪れてもらえる利用者の増加を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 美術館創作・交流広場利用促進事業</p> <p>●内容 ワークショップなど様々な創作活動の場として活用するとともに、イベント等の利用促進を図る。</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 周辺の山陰歴史館、図書館とも連携することにより、文化・芸術活動の充実を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」、「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 新生米子市立図書館の運営</p> <p>●内容 図書の貸し出しのみならず、ビジネス支援、多目的スペースを活用した市民の</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 整備拡充された図書館を生涯学習の基幹施設として活用するとともに、来館者や利用者の拡大を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」、「歴史や</p>	

<p>生涯学習の発表の機会の提供などを含めた図書館の運営。</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>		<p>文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 革新的未来医療創造人材の養成事業</p> <p>●内容 鳥取大学が考案した発想法「発明楽」を、実践を通して学び、イノベーションを創造する人材を育成する教育コースを開講。小学生から大学院・一般まで、幅広い年齢や分野を対象に、各種講演会・セミナーを開催。</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>	<p>鳥取大学</p>	<p>【位置付け】 中心市街地に鳥取大学医学部が立地するという特徴を活かし、医療界と企業との交流、学生や子供たちを対象とした職業体験の開催などを通じた医師の地元定着を図ることにより、活力があり、安心して暮らせる街づくりを目指す。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」、「住みたくなるまち」の目標を達成するために必要。</p>	
<p>●事業名 コンベンション誘致促進事業</p> <p>●内容 コンベンション誘致の促進及び米子コンベンションセンターの管理運営</p> <p>●実施時期 平成 10 年度～</p>	<p>(財)とっとりコンベンションビューロー、鳥取県、米子市</p>	<p>【位置付け】 コンベンション誘致を通して、来訪者に米子の歴史や文化、自然景観を楽しんでもらい、交流のまちづくりを促進する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性
<p>(1) 現状及び事業実施の必要性</p> <p>中心市街地の人口は、マンション等の立地が進んだことにより一時的に僅かな増加に転じたものの、依然として減少傾向が続いています。住民基本台帳によると、平成25年の人口は平成5年の人口と較べて約78.8%の水準に低下しています。また、平成22年の国勢調査に基づき行われた平成52年の将来推計人口は平成22年と比べ約81%の水準まで低下すると予測されています。中心市街地の持つ多種多様な都市機能を維持していくためには、それらを支えるため実際にまちなかに人が住んでいることが重要です。住む人がいるということはまちが成り立つ基本的な条件でもあります。そのため、効率的な都市経営の観点から、都市基盤や都市的なサービスの整った中心市街地への人口集積が求められます。</p> <p>(2) 取組の内容</p> <p>「住みたくなるまち」の目標を達成するため、市民ニーズに対応した住宅の供給を行うとともに、育児支援や生活支援を行い、誰もが住みやすく快適に過ごすことのできる居住環境の整備を図っていく必要があります。</p> <p>(3) フォローアップ</p> <p>毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。</p>

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	その他の事項
<p>●事業名 民間マンション建設事業</p> <p>●内容 民間事業者による共同住宅の建設。</p> <p>●実施時期 平成26年度</p>	民間事業者	<p>【位置付け】 まちなか居住を志向する人のための住居を確保し供給する事業として位置付け。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 移住定住推進事業 (お試し住宅)</p> <p>●内容 米子市への移住・定住を希望している者を対象に、一</p>	米子市	<p>【位置付け】 恵まれた自然環境や、新鮮な食材、おいしい水といった魅力を活かし、米子市への移住・定住の動機付けを行い、利便性の高い中心市街地への定住促進に繋げる。</p>	

<p>定期間居住してもらうための「お試し住宅」の運営</p> <p>●実施時期 平成26年度～</p>		<p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 サテライトオフィス支援事業</p> <p>●内容 市内の空き家・空き店舗等を1年以上賃借して利用する事業所等（単なる営業店舗は除く。）に対する支援制度の創設</p> <p>●実施時期 平成26年度～</p>	鳥取県	<p>【位置付け】 増え続ける空き家・空き店舗の再活用を推進することにより、交流人口の増加と、雇用創造の推進を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	再掲7
<p>●事業名 ファミリーサポートセンター事業</p> <p>●内容 子供の一時預かり、保育施設までの子供の送迎などのサービスを受けたい人、サポートをしたい人双方が会員登録し、有償でサービスの援助活動を行う。</p> <p>●実施時期 平成8年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより、子育てに不安や負担を感じる家族が増える中、安心して育児ができる環境を整えることにより、安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 地域子育て支援センター運営事業</p> <p>●内容 乳幼児の遊び場の提供、育児についての相談、子育て情報の提供及び子育てサークル等への支援</p> <p>●実施時期 平成6年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより、子育てに不安や負担を感じる家族が増える中、育児についての様々な支援が受けられることにより、安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要</p>	
<p>●事業名 交通バリアフリー推進事業</p>	再掲	再掲	再掲4
<p>●事業名 だんだんバス運行事業</p> <p>●内容</p>	<p>米子市 日本交通(株)</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内外の主要施設を巡るよう運行しており、中心市街地の利便</p>	再掲8

<p>市中心部の1周約9.2kmを50分で片方向に循環するコミュニティバスの運行。</p> <p>●実施時期 平成14年度～</p>	<p>日ノ丸自動車株</p>	<p>性を向上し、安全で便利な暮らしやすいまちづくりを推進する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 環境美化推進事業</p> <p>●内容 中心市街地に「環境美化推進区域」を指定し、地域住民、事業者、行政が連携し環境美化を図る。</p> <p>●実施時期 平成20年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 平成19年の米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例施行に伴い、誰もが愛するきれいなまちづくりを推進する。</p> <p>【必要性】 「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 米子市中心市街地総合情報発信事業(旧中心市街地情報提供事業)</p> <p>●内容 中心市街地に関する空き店舗情報やイベント情報などの様々な情報を総合的に市民へ提供する事業</p> <p>●実施時期 平成21年度～</p>	<p>NPO 法人 まちなかこもんず</p>	<p>【位置付け】 中心市街地に関する情報をホームページやパンフレット等で市民等に広く提供し、来街者の動機付けや利便の促進、再来街の機会増加を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	<p>再掲7</p>
<p>●事業名 DARAZ コミュニティ放送運営事業</p> <p>●内容 コミュニティFM放送局の運営</p> <p>●実施時期 平成22年度～</p>	<p>株DARAZ コミュニティ放送</p>	<p>【位置付け】 この放送局は本市を中心とした鳥取県西部をエリアとしており、同一文化圏における住民生活に密着した情報を伝えることで地域の文化を創造することが可能となり、文化や産業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	<p>再掲7</p>
<p>●事業名 まちなか空家活用プロジェクト</p> <p>●内容 空き家を改修し、地域交流スペース機能を備えた若者</p>	<p>米子まちなか空家活用プロジェクト 運営会議</p>	<p>【位置付け】 学生や若者がまちなかに住むことにより、人口減少や高齢化に伴う中心市街地が抱える問題の解決を図り、安心して暮らしやすいまちづくりを推進する。</p>	

<p>向けのシェアハウスとして整備。</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>		<p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 中心市街地空きビル活用調査研究事業</p> <p>●内容 オフィスビル等の空きビルを住宅や店舗等へ用途変更することの可能性について調査研究。</p> <p>●実施時期 平成 26～27 年度</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>【位置付け】 近年増え続ける空きオフィスビル等を住宅や店舗等への用途変更を含む利活用を検討することにより、「職・住近接」の環境整備に結びつける。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	<p>再掲 7</p>
<p>●事業名 高齢者地域コミュニティ支援事業 (旧まちなかサービス事業の充実拡大)</p> <p>●内容 有償ボランティアでの会員制システムによる高齢者の困りごとへの対応や生活支援サービス</p> <p>●実施時期 平成 24 年度～</p>	<p>NPO 法人地域福祉ネットワーク</p>	<p>【位置付け】 介護保険など公的サービスで対応できない高齢者の生活、暮らしの安心、安全の向上を図る。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 空家管理・活用事業</p> <p>●内容 空き家の情報提供や空家見守りサービスの実施</p> <p>●実施時期 平成 22 年度～</p>	<p>NPO 法人まちなかこもんず</p>	<p>【位置付け】 まちのうるおいある景観保全やまちなか居住の推進を図る。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 超小型モビリティ導入実証実験事業</p> <p>●内容 超小型モビリティ（1～2 人乗りのコンパクトなEV）を使った新たな交通サービスを提供する事業。</p> <p>●実施時期 平成 26～</p>	<p>(株)岡田商店</p>	<p>【位置付け】 県が指定を受けた国の地域活性化総合特区に基づき実施するもので、中心市街地の回遊性の向上や、便利で暮らしやすいまちの機能向上を図る。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	

<p>●事業名 E Vカーシェア事業</p> <p>●内容 E V（電気自動車）・P H V（プラグインハイブリッドカー）を使ったカーシェアリングサービスを提供する事業。</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～</p>	<p>株岡田商店</p>	<p>【位置付け】 県が指定を受けた国の地域活性化総合特区に基づき実施するもので、便利で暮らしやすいまちの機能向上及び安心なまちづくりの推進を図る。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 移住定住相談窓口の設置</p> <p>●内容 転入希望者へ向けた暮らしや雇用等に関する制度や支援措置についての情報発信及びワンストップサービスの相談窓口の設置</p> <p>●実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 定住に関する制度や支援策を積極的に情報発信するとともに、ワンストップの相談窓口を整備することにより、本市へのU J I ターンを促進する事業。本市の定住人口増加策へ取り組む中で、中心市街地における居住人口の増加を図る。</p> <p>【必要性】 「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

〔1〕商業の活性化の必要性

商業の活性化は、まちの賑わいの重要な要素です。しかし、本市の中心市街地においては、通行量や商店数、商品販売額の減少などが示すように、衰退が進んでいます。中心市街地の商店街は、様々な人々が集まり活動する場として、市民のための重要な公共空間の一つであり、市民共有の財産でもあります。商業の活性化に当たっては商業拠点が必要ですが、従来の大型店に依存した拠点整備ではなく商業集積全体を1つのショッピングセンターとして捉え、比較的小規模な開発や空き店舗の有効活用、集客促進のイベント等の共同ソフト事業を行うことで、全体のレベルアップを図ることが必要です。

特に、平成26年春にリニューアルオープンする公会堂から米子城跡を結ぶ動線は、にぎわいトライアングルの一辺とも重なっていることから、この動線を「文化・交流軸」と設定し、小規模連鎖型の開発によって賑わい拠点の創出を進めます。

(1) 現状及び事業実施の必要性

① にぎわいトライアングルゾーンの商業活性化

中心商店街全体では通行量の減少に歯止めがかかっていない状況ですが、小規模な商業拠点施設が6つ整備されたり、老朽化したアーケードを撤去し、コミュニティ道路として整備するなどの取組により、わずかながらも賑わいを見せはじめています。さらに、このエリアは駅周辺（文化ホール、米子コンベンションセンター、駅前イオン）から中心商店街・大型商業核（高島屋・やよい）に続く南北軸と歴史・文化・自然資源や文化施設等（美術館、歴史館、図書館）が散らばる東西軸が交わり、来街者の動線が交差する地点でもあります。従って、「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため、新たな賑わいの芽を活かし、既存施設の機能更新や空きビル、空き店舗の有効活用等による商業施設更新の促進により商業環境の整備を進め、集積する文化拠点と連携していくことが必要です。

② 笑い通りエリアの商業活性化

笑い通り周辺では、これまでに古い住宅を改修した複合店舗の出店が少しずつ進んできていますが、同エリア内にある銀行の支店が平成25年3月に近接地に移転し、空きビル状態となっています。周辺には、歴史館や図書館・美術館といった施設が集まっており、この立地を活かした活用が注視されています。一方で、老朽化した商店街のアーケードを撤去し路面整備やコミュニティ機能を向上させる取組が進んでいます。「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため、これらの新たな動きや山陰歴史館整備、銀行建物の利活用などを一体的に進めることにより、新たな商業拠点の創出を図ることが必要です。

③ まちなか観光の促進、環境整備など

中心市街地には、歴史や文化、自然に関する種々多様な観光資源があります。また、中心市街地へのニーズとして、単に機能面だけでなく個性とうるおいや活気のあるまちであることも求められています。

従って、「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため、「伯耆の国よなご文化創造計画」と連携する中で、施設整備を進めるとともに、

旧加茂川、米子城跡、中海、旧い街なみや文化施設の集積など、豊かな資源を持つ地域の特性を活かし、歴史や文化に彩られたまちの風格をよりいっそう高める取組が必要になります。また、商業の活性化と賑わい増進の取組を効果的に進めるためにも、情報の発信、事業間の連携、民間事業の一体的推進のための取組を行うことが必要です。

(2) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業等の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	その他の事項
<p>●事業名 にぎわいのある商店街づくり事業</p> <p>●内容 商店街の魅力や集客力を高めるための事業に対する助成（対象事業；店舗誘致・出店促進、駐車場対策、活動支援）</p> <p>●実施時期 平成17年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力と魅力のある空間とするため、商店街の魅力、機能、利便性を高める事業の実施を促進する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 商業活動新規参入支援事業（チャレンジショップ事業）</p> <p>●内容 低コストで試行的に商売実践できるチャレンジショップを設置し、商業者を育成する。</p> <p>●実施時期 平成13年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 起業家の育成、起業を支援することによって、活力の増進と新陳代謝を促し、中心市街地の商業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 笑い通り商業環境整備事業</p> <p>●内容 老朽化した商店街のアーケードを撤去し、引き続き路面整備等、一体的に環境整備を実施する事業。</p> <p>●実施時期</p>	笑い通り商店街振興組合	<p>【位置付け】 商店街の安心・安全を高め、魅力と集客力を高める環境整備事業を行うことにより、隣接する四日市町商店街との連携を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	

平成 25 年度～26 年度			
<p>●事業名 まちなかビジネス支援事業</p> <p>●内容 商店街振興組合等が実施する集客力の強化や空き店舗活用、地域資源を活用したまちなか観光など、まちなか振興に繋がる事業への支援制度。</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～</p>	米子市	<p>【位置付け】 商業・居住エリアであるまちなかの地域課題を解決することにより、商業・サービス機能強化を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>● 事業名 サテライトオフィス支援事業</p>	(再掲)	(再掲)	再掲 6
<p>● 事業名 ガイナックスシアター運営事業</p> <p>●内容 イオン米子駅前店内の映画館跡の空き店舗を活用し、映画上映や演劇、講演、作品展示等が行える貸しスペースとして整備、運営。 大ホール（100 収容） 1 室、小ホール（70 人収容） 2 室。</p> <p>●実施時期 平成 25 年度～</p>	(株)ガイナックス	<p>【位置付け】 JR 米子駅周辺の空き店舗や店舗の空きスペースの有効利用を促進し、地域文化やポップカルチャーなどの交流の場とすることにより、地域の活性化を推進する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>● 事業名 交流のまちづくり推進事業（米子市男女共同参画センター運営事業）</p> <p>●内容 米子駅前の大型商業核施設（イオン米子駅前店）内で、男女共同参画センターの運営を行う事業</p> <p>●実施時期 平成 15 年度 ～</p>	米子市	<p>【位置付け】 交通の結節点で賑わいの拠点である米子駅前の商業施設内に、市民活動を支援するための拠点等を設けることにより、市民や観光客が交流するまちづくりを推進する。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 元町パティオ広場管理運営事業</p> <p>●内容</p>	米子市	<p>【位置付け】 市民誰もが気軽に使用できるコミュニティスペースであり、様々なイベントの開催などによって、賑わい増</p>	

<p>多目的イベント広場の管理運営</p> <p>●実施時期 平成 16 年度～</p>		<p>進を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 商店街にぎわい復活「市」開催支援事業</p> <p>●内容 戸板市（軒先で戸板に商品を並べ商う、いにしへの商法を模した市）や土曜市等の「市」を定期開催する。</p> <p>●実施時期 平成 17 年度～</p>	<p>商店街連合会 プロジェクト米子</p>	<p>【位置付け】 民、商業者など多様な主体が集まる商業活動であり、多様な消費者や来街者が楽しむことができ、中心市街地の賑わい向上や交流人口の増を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 魅力ある商店街づくり事業</p> <p>●内容 老朽化したアーケードの撤去及び撤去に伴う環境整備又はアーケード等の整備を行う場合の補助制度。</p> <p>●実施時期 平成 21 年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 商店街の環境整備を支援することによって、新たな魅力創出を図り、中心市街地の商業の活性化を図る</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 中心市街地活性化情報発信事業（まちなかなう事業）</p> <p>●内容 「まちなか特派員」として任命したブロガーが、まちなか情報を取材して記事を発信する。</p> <p>●実施時期 平成 24 年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の多彩な情報をより強くの発信することにより、まちなかを訪れる人の増加を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」「住みたくなるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 中心市街地活性化情報発信事業（まちなかモニターツアー）</p> <p>●内容 ブロガーを対象としたモニターツアーを開催し、ブログを通じて情報発信を行う。</p> <p>●実施時期 平成 24 年度～</p>	<p>米子市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の多彩な魅力をより強くの発信することにより、まちなかを訪れる人の増加を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	

●事業名 米子港再生プロジェクト事業	(再掲)	(再掲)	再掲 4
●事業名 YONAGO WONDER 情報発信事業 ●内容 ポップカルチャーに関連した取組を行う商店街や各種団体の調整を図り、総合的、一体的な情報発信を行う。 ●実施時期 平成 24 年度～	米子市	【位置付け】 米子市中心市街地で生まれ、動きはじめた、コンテンツ・観光等をクリエイティブ産業化に繋げるための情報発信を行うことにより、新たな事業の誘発や広域からの集客を図り、商業の活性化を図る。 【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。	
●事業名 コンベンション開催支援事業 ●内容 (財)とっとりコンベンションビューローに対する大会補助及び運営補助 ●実施時期 平成 8 年度～	鳥取県 米子市	【位置付け】 コンベンション開催者の開催支援により、コンベンションの誘致を進め、賑わいあふれる交流のまちづくりを推進する。 【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。	
●事業名 ローズセントラルビル運営事業	(再掲)	(再掲)	再掲 4
●事業名 米子市中心市街地総合情報発信事業(旧中心市街地情報提供事業)	(再掲)	(再掲)	再掲 6
●事業名 える・もーるポップカルチャーフェスティバル ●内容 ポップカルチャーをテーマとしたイベントの開催 ●実施時期 平成 26 年度	角盤町商店街振興組合	【位置付け】 中心市街地に関する情報をホームページやパンフレット等で市民等に広く提供し、来街者の動機付けや利便の促進、再来街の機会増加を図る。 【必要性】 「人が集い賑わうまち」の目標を達成するため必要。	
●事業名 DARAZ コミュニティ放送運営事業	(再掲)	(再掲)	再掲 6
●事業名 米子下町観光ガイド	観光協会	【位置付け】 米子の下町には古い佇まいが随所に	

<p>●内容 地元ボランティアガイドによる下町の観光案内。 モデルコースは4つ</p> <p>●実施時期 平成13年度～</p>		<p>残されており、観光客がその魅力に触れることができるための受け入れ体制づくりとして位置付け。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 レンタサイクル事業</p> <p>●内容 起伏が少ないという中心市街地の特性を活かし、自転車の貸出サービスを行う事業。(貸出場所；米子駅)</p> <p>●実施時期 平成18年度～</p>	<p>NPO 法人 大山王国</p>	<p>【位置付け】 来街者の多様なニーズに応えるため、公共交通の結節点と下町観光の休憩所で自転車を貸出し、公共交通機関で訪れた方やまちなか観光客の移動利便性や回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	<p>再掲8</p>
<p>●事業名 地域の魅力再発見事業</p> <p>●内容 地元の歴史文化資源を活かしたツアーの企画。</p> <p>●実施時期 平成18年度～</p>	<p>観光協会</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の魅力を再発見、再認識してもらうことにより、まちなかの更なる魅力アップにつなげていく。</p> <p>【必要性】 「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	
<p>●事業名 中心市街地空きビル活用調査研究事業</p>	<p>(再掲)</p>	<p>(再掲)</p>	<p>再掲6</p>
<p>●事業名 加茂川・中海遊覧の運航</p> <p>●内容 旧加茂川から中海, 新加茂川を巡る小型遊覧船の運航</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日2便 ・往復約40分 ・定員10名 <p>●実施時期 平成14年度～</p>	<p>笑い通り 商店街振興組合</p>	<p>【位置付け】 旧い家並みや桜並木、米子城跡、彫刻ロードなどの様々な見所をゆったりと巡り、水辺の良好な景観を楽しむことができる、まちなか観光における重要な事業として位置付け。</p> <p>【必要性】 「人が集い賑わうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するため必要。</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 公共交通機関を始めとする交通環境の整備

① 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、今日まで多種多様な都市機能が集積するとともに、公共交通機能、道路交通網、駐車場などの整備が進んでいます。「住みたくなるまちをつくる」「歴史や文化、自然に触れ合えるまちをつくる」「人が集い賑わうまちをつくる」目標を達成するため、誰もが容易に、かつ、快適に中心市街地に訪れてその便益を十分に享受できるよう、更なるアクセス強化と快適で利便性の高い交通環境の整備を進める必要があります。

また、本市の高齢者の割合は年々高くなっており、今後もこの傾向が続くものと予測されるため、高齢者を始めとする交通弱者の移動環境を整えることを目標に、公共交通機関を始めとする様々な移動手段を利用可能な環境を整備することが必要です。

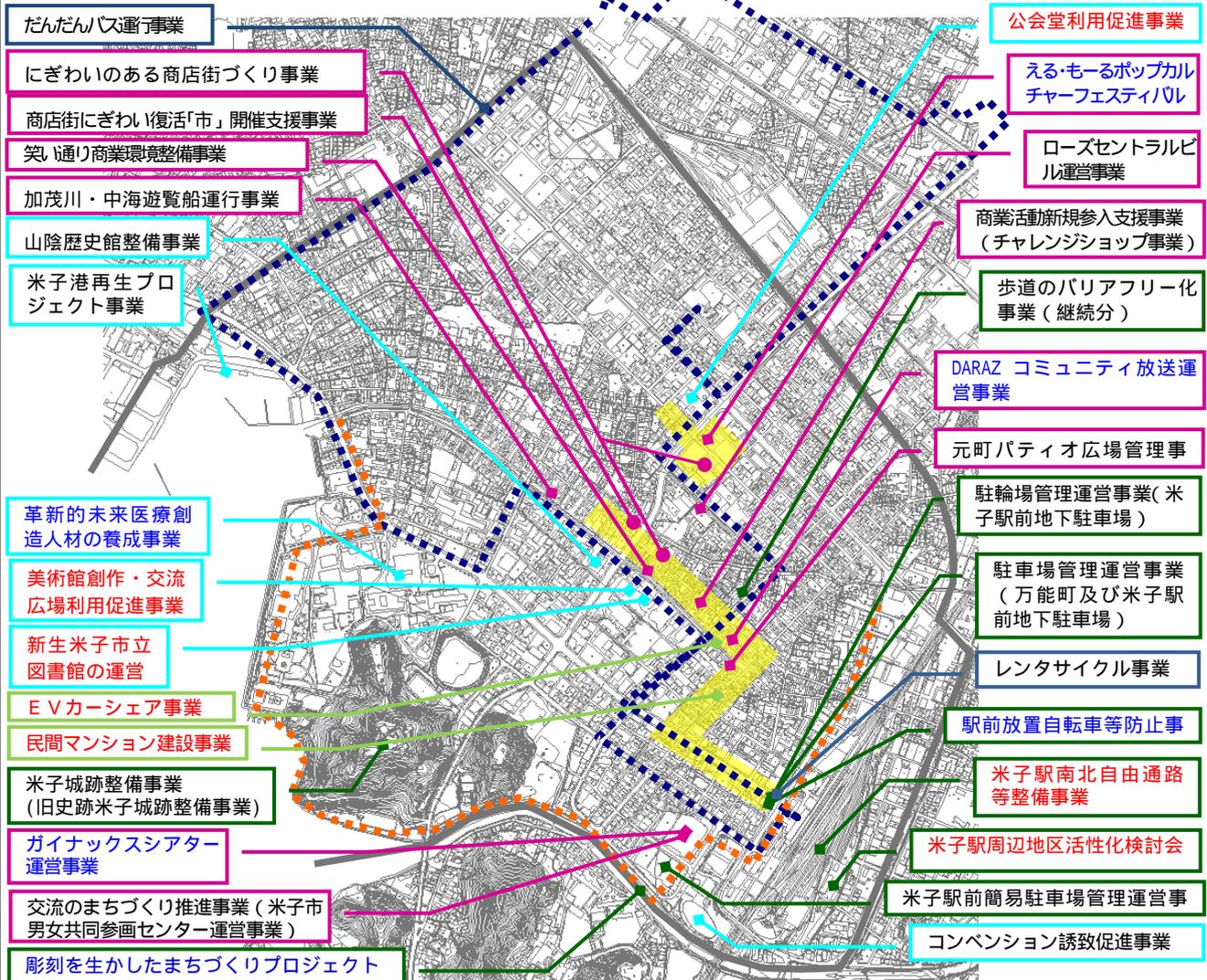
(2) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	その他の事項
●事業名 米子駅南北自由通路等整備事業	(再掲)	(再掲)	再掲4
●事業名 だんだんバス運行事業	(再掲)	(再掲)	再掲6
●事業名 駐車場管理運営事業（万能町及び米子駅前地下駐車場）	(再掲)	(再掲)	再掲4
●事業名 駐輪場管理運営事業（米子駅前地下駐輪場）	(再掲)	(再掲)	再掲4
●事業名 米子駅前簡易駐車場管理運営事業	(再掲)	(再掲)	再掲4
●事業名 レンタサイクル事業	(再掲)	(再掲)	再掲7

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



だんだんバス運行事業

にぎわいのある商店街づくり事業

商店街にぎわい復活「市」開催支援事業

笑い通り商業環境整備事業

加茂川・中海遊覧船運行事業

山陰歴史館整備事業

米子港再生プロジェクト事業

革新的未来医療創造人材の養成事業

美術館創作・交流広場利用促進事業

新生米子市立図書館の運営

E Vカーシェア事業

民間マンション建設事業

米子城跡整備事業 (旧史跡米子城跡整備事業)

ガイナックスシアター運営事業

交流のまちづくり推進事業 (米子市男女共同参画センター運営事業)

彫刻を生かしたまちづくりプロジェクト

公会堂利用促進事業

える・もーるポップカルチャーフェスティバル

ローズセントラルビル運営事業

商業活動新規参入支援事業 (チャレンジショップ事業)

歩道のバリアフリー化事業 (継続分)

DARAZ コミュニティ放送運営事業

元町パティオ広場管理

駐輪場管理運営事業 (米子駅前地下駐車場)

駐車場管理運営事業 (万能町及び米子駅前地下駐車場)

レンタサイクル事業

駅前放置自転車等防止

米子駅南北自由通路等整備事業

米子駅周辺地区活性化検討会

米子駅前簡易駐車場管理運営

コンベンション誘致促進事業

< 全市又は中心市街地の区域で行うその他の事業 >

市街地の整備改善のための事業

- ・交通バリアフリー推進事業
- ・ボランティア・サポート・プログラム
- 街なか居住の推進のための事業
- ・移住定住推進事業 (お試し住宅)
- ・超小型モビリティ導入実証実験事業
- ・中心市街地空きビル活用調査研究事業
- ・サテライトオフィス支援事業
- ・まちなか空家活用プロジェクト
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・地域子育て支援センター運営事業
- ・空家管理・活用事業
- ・加茂川を美しくする運動連絡協議会
- ・高齢者地域コミュニティ支援事業
- ・環境美化推進事業
- ・移住定住窓口の設置
- ・中海アダプトプログラム

都市機能福利施設の整備

- ・もっと知りたい米子城事業

商業活性化のための事業

- ・まちなかビジネス支援事業
- ・YONAGO WONDER 情報発信事業
- ・コンベンション開催支援事業
- ・米子市中心市街地総合情報発信事業 (旧中心市街地情報提供事業)
- ・中心市街地活性化情報発信事業 (まちなかを巡るモニターツアー)
- ・中心市街地活性化情報発信事業 (まちなかなう事業)
- ・米子下町観光ガイド
- ・地域の魅力再発見事業
- ・魅力ある商店街づくり事業

凡例

- : 市街地の整備改善
- : 都市福利施設の整備
- : 街なか居住の推進
- : 商業の活性化
- : 公共交通の整備

- : 事業実施箇所及び事業名 (ただし●は商店街を対象に行う事業)
- : だんだんバス路線
- : 彫刻ロード
- : 中心市街地の区域
- : 商店街

赤字：新規事業 青字：継続事業 (1期計画未掲載) 黒字：継続事業

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

① 中心市街地活性化推進室の設置

平成 19 年 4 月 1 日に、中心市街地活性化を担当し関係部署を統括する組織として、企画部総合政策課（現在の地域政策課）に「中心市街地活性化推進室」を新設し、専任職員を 3 名配置しています。

② 米子市中心市街地活性化推進本部等の設置

各部署の連携を図り中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織「米子市中心市街地活性化推進本部」を、平成 18 年 9 月 20 日に設置しています。

また、中心市街地活性化の推進に関し、幅広い分野において専門的な検討を行うため、「米子市中心市街地活性化基本計画推進委員会」を平成 23 年 2 月 17 日に設置しています。

◆ 米子市中心市街地活性化推進本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育委員会教育長
〃	総務部長
〃	企画部長
〃	市民生活部長
〃	環境政策局長
〃	福祉保健部長
〃	経済部長
〃	建設部長
〃	下水道部長
	教育委員会事務局長
事務局	企画部地域政策課

◆ 同本部幹事会の構成員

幹事長	企画部長
幹事	企画課長
〃	地域政策課長
〃	商工課長
〃	都市計画課長
〃	文化課長
	財政課長
事務局	中心市街地活性化推進室

◆ 米子市中心市街地活性化推進本部における検討経過

開催日時	検討議題等
第 18 回 平成 25 年 7 月 17 日	・ 中心市街地活性化の現状と今後のあり方について ・ 2 期計画に向けての課題の整理
第 19 回 平成 25 年 8 月 28 日	・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画に向けた事業の掘り起し状況について

◆ 米子市中心市街地活性化幹事会における検討経過

開催日時	検討議題等
第9回 平成25年7月22日	・次期基本計画策定に係る事業調査について ・次期基本計画策定に向けたスケジュールについて
第10回 平成25年8月12日	・次期基本計画策定に係る事業調査結果について
第11回 平成25年8月22日	・次期基本計画策定に係る事業調査結果について ・まちづくりの方針、目標について

(2) 米子市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容(主なもの)

開催日時	内容
平成21年9月 9月定例会	<p>一般質問 図書館、美術館、山陰歴史館の3施設のハード事業は新市まちづくり計画に掲げられている中心市街地の都市機能との位置づけや、定住自立圏構想と連携した都市政策上からの課題をどのようにお考えか。 答弁<市長> 図書館、美術館、山陰歴史館の整備は総合計画や昨年度策定いたしました中心市街地活性化基本計画にも掲げておりますが、これらの施設の整備によって賑わいの創出や交流人口の増加が図られ、新市まちづくり計画との整合性や定住自立圏構想の推進につながるものと考えております。</p>
平成22年3月 3月定例会	<p>代表質問 中心市街地の空洞化が進んでいるが、空き店舗等の不動産の所有と利用の分離を進め、地域のニーズに適したテナント等を誘致する中心商店街再生事業を提示する必要があると考えるが、市長の見解はどうかか。 答弁<市長> 不動産の所有と利用を分離し、店舗改築やテナント誘致を行う事業につきましては、今後、収集した空き店舗情報等により空き店舗の原因などを分析いたしますとともに、商店街振興組合、中心市街地活性化協議会等と可能性について話し合ってみたく考えております。</p> <p>一般質問 中活基本計画のなかで、米子城跡整備事業は、国史跡「米子城跡」を中心市街地にある観光資源や市民の安らぎ空間として活用を図るとともに、米子市の抱える借地料問題や重複施設の解消を目的とした事業と認識している。しかし、昨年3月議会で、この整備事業を最初から見直すとの市長答弁があった訳であるが、今後、中活事業としてどのように進めていく考えか伺いたい。 答弁<市長> 史跡米子城跡整備事業は、中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める主要な事業として、自然や歴史景観を活かした情緒豊かなまちづくりを進める事業に位置づけております。米子城跡整備事業については、三の丸跡地の利活用について、現在様々な角度から再検討している段階でございますので、その方向性が出ましたら、それに沿って、中心市街地活性化計画の変更の必要性も生じるものと考えております。</p>
平成22年7月 7月定例会	<p>一般質問 公会堂が廃止される場合、近接する百貨店、商店街に及ぼすことになる経済的影響及び中心市街地における集客拠点としての都市機</p>

	<p>能の喪失をどのようにお考えになるか、お尋ね申し上げます。 また、存廃を決定するまでのロードマップを準備されるのかどうか。</p> <p>答弁<市長> 公会堂を廃止した場合、周辺の商業施設の売り上げ、また資産の評価というものについての把握というのは困難ではないかと思っております。しかしながら、長時間にわたり公会堂の休館や更地の状況が続けば、本市の都市機能には多少なりとも影響があると考えております。中心市街地活性化基本計画において公会堂は、にぎわいトライアングルゾーンの北に位置する集客拠点でありますし、賑わいの尺度をはかる歩行者通行量の測定ポイントとなっております。公会堂の存廃の検討結果については、中心市街地活性化基本計画の変更も含めて、本市の活性化策の再検討も当然必要となってくるであろうと考えております。それから、存続、廃止、それぞれの場合に生じ得るであろう課題につきましては、やはり慎重に整理してまいりたいと考えております。</p> <p>一般質問 米子港の再生は中海圏域における米子市の将来にとって極めて重要なプロジェクトと考えるが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>答弁<市長> 米子港は、中海と中心市街地を結び、賑わいと交流拠点としてのポテンシャルを有していると思っております。鳥取県が中心となって進められます米子港再生構想の具体化につきましては、米子市の活性化に資する可能性があると考えておりますので、市といたしましても積極的に参加してまいりたいと考えております。</p> <p>一般質問 「史跡米子城跡整備事業」は全く手付かずの状態であるが、中心市街地活性化基本計画への影響はないのか。</p> <p>答弁<市長> 史跡米子城跡整備事業は、目標数値達成を図るための中心市街地活性化基本計画の主要な事業と位置づけておりますが、史跡米子城跡整備事業は、湊山球場の部分について、歴史公園だけでなくこれ以外の活用策も検討することが必要となりましたので、方向性が定まっていない状況でございます。平成23年度に実施する中心市街地活性化フォローアップ調査の中で事業内容を精査し、必要な対策を講じたいと考えております。</p>
<p>平成 23 年 3 月 3 月定例会</p>	<p>代表質問 米子城跡と米子港の活用は特に重要な位置付けにあると考えますが、市長の見解をお聞きます。</p> <p>答弁<市長> 史跡米子城跡整備事業は、基本計画における主要な事業であり、今年の夏ごろまでには方向性を定めることとしております。また、米子港は中海と中心市街地を結び、賑わいと交流拠点としてのポテンシャルを有していると思っておりますので、鳥取県が進められます米子港再生構想の具体化につきまして、市といたしましても積極的に参加してまいりたいと考えておりますが、数多くの課題がございますので、その精査が必要だと考えています。</p>
<p>平成 23 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>一般質問 公会堂から図書館・美術館への都市軸をさらに南に伸ばし、米子のまちにさらなる魅力を加えてゆくためにも、史跡米子城址整備事業は重要な意味を持つてくると考えるが、いかがか</p> <p>答弁<市長> 史跡米子城跡整備事業は、中心市街地活性化基本計画における主要な事業と認識しておりますが、基本計画期間内でのハード面の整備実施は、不可能な状況でございます。そのため、ソフト面で活性化に寄与できるものを、検討しているところでございます。</p>

<p>平成 24 年 6 月 6 月定例会</p>	<p>一般質問 米子市では、第 2 期計画策定に向けてどのようなロードマップ、スケジュールについてお考えなのか、方針を伺います。</p> <p>答弁<市長> 2 期計画に向かうに当たりましては、まず、1 期計画の実施状況を検討することが重要であると考えておりますので、まずは達成できていることやできていないことを十分に総括し、その上で 2 期計画に向けた今後の取組の方向性を見いだしていきたいと考えております。</p>
<p>平成 24 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>一般質問 主要事業の進捗と目標値の達成について、現状認識と今後の課題について伺う。</p> <p>答弁<市長> 中心市街地では、商店街の空き店舗が減少してきており、全体としても営業店舗が増加しております。また、昨年度行った市民アンケートでは、平成 20 年度と比べ、来街頻度の割合やまちなか居住の意向の割合が、僅かですが増加するなど、これまでの取組の成果が現れ出していると感じております。今後の課題といたしましては、「賑わいの創出」と「居住人口の増加」が上げられますが、特に、居住人口の増加に向けた取組が重要であると認識しております。</p>
<p>平成 24 年 12 月 12 月定例会</p>	<p>一般質問 第 2 期中心市街地活性化基本計画の策定方針はどのように考えておられるのか伺いたい。</p> <p>答弁<市長> 中心市街地活性化は短期的に達成できるような課題ではなく、今後とも継続して取り組んでいくべき課題であると認識しております。昨年度から現計画のフォローアップを始めておりまして、追加の事業も計画に盛り込んでおります。そのあたりも見きわめていく必要がありますので、十分に総括した上で 2 期計画に向けた今後の取組の方向性を見出していきたいと考えております。</p>
<p>平成 25 年 3 月 3 月定例会</p>	<p>代表質問 市長は次期市長選に向けて、生活充実都市のさらなる発展を掲げられ、活力と賑わいを生み出す元気なまちづくりのための今後の 4 年間の施策の一つとして、中心市街地の活性化を掲げておられます。その施策内容について、お伺いをいたします</p> <p>答弁<市長> 今現在、中心市街地の活性化基本計画があり、それは来年の 3 月が一応のめどになっておりますが、それを継続して行っていくことは当然でございます。また、中心市街地はさまざまな都市機能が集積した町の顔でもございますので、今後とも継続して活性化に取り組んでいくべき地域であると認識しております。現計画に掲げております、人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地に向けて取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>代表質問 山陰歴史館の多面的利用や公会堂の整備後における賑わいづくり、米子駅南北一体化構想などの課題や取組を踏まえた時、第 2 期中心市街地活性化基本計画の策定をどのように考えているのか伺いたい。</p> <p>答弁<市長> 中心市街地の活性化ということは短期的に達成できるような課題ではなく、今後とも継続して取り組んでいくべき課題であると認識しております。そういう中で、歴史館の多面的活用の可能性や公会堂改修工事終了後の賑わいづくりへの取組、また 2 期に向けた、今後の事業の掘り起こしの状況を視野に入れながら方向性を見いだしていきたいと考えております。</p>

<p>平成 25 年 6 月 6 月定例会</p>	<p>一般質問 中心市街地活性化基本計画は 1 期計画で予定された米子城跡整備事業や山陰歴史館整備事業、下水道事業等の公共事業が未実施であり、設定された目標値の達成も困難となっている。 問題点の整理と今後の課題について検証し、それらを踏まえ、2 期計画策定の意義と方針を明らかにされるべきと考えるが、見解を伺いたい。 答弁<市長> 中心市街地活性化は、今後とも継続して取り組んでいく必要があると認識しておりますので、これまでの取組の成果や問題点、課題を踏まえ、官民の事業の掘り起こしの状況や熟度などを見極めながら、次期計画を策定してまいりたいと考えております。</p>
<p>平成 25 年 9 月 9 月定例会</p>	<p>一般質問 市長が掲げておられます中心市街地活性化の取組について伺います。第 2 期中心市街地活性化基本計画策定における行政事業計画づくりの基本方針と進捗状況について伺います。 答弁<市長> 2 期計画におきましても、現計画の理念を継承し、人でにぎわうまちづくり、ふるさとを生かしたまちづくり、安心して暮らせるまちづくりの 3 つを活性化の基本的な方針とし、この方針に沿って事業の取りまとめを行っているところでございます。今後、活性化協議会や国とも協議を行いながら、本年度末をめどに次期計画を策定したいと考えております。</p>

(3) 中心市街地整備推進機構の指定

中心市街地の活性化に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づき、中心市街地の市街地整備に関する事業の推進を担う団体として、平成 19 年 11 月 13 日に、「特定非営利活動法人まちなかこもんず」を中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」と言う。）に指定しています。

◆「特定非営利活動法人まちなかこもんず」の概要

- ・設 立 平成 19 年 9 月 25 日
- ・会員数 16
- ・目的：地域住民・団体と連携・協働し、地域の資源を活かしコミュニティビジネスの手法を通じた地域活性化を目的とした事業の開発コーディネート及び運営を行い、米子市中心市街地の活性化に寄与することを目的としています。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

米子市中心市街地活性化協議会の概要

平成 19 年 12 月 21 日、中心市街地活性化法第 15 条に基づき、推進機構である NPO 法人まちなかこもんずと米子商工会議所が設立発起人となり、「米子市中心市街地活性化協議会」が設立されています。

事務局は米子商工会議所に置き、経済界、商業者及び商業団体、福祉団体、文化団体、自治連合会女性団体、交通事業者、金融機関、まちづくり団体、行政機関等多様な関係者で構成され、基本計画に基づく中心市街地活性化の取組の協議、民間事業の掘り起こしやコーディネート、事業実施の支援をおこないます。

① 米子市中心市街地活性化協議会構成員について

◆米子市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

平成 25 年 9 月 30 日現在

構成団体及び構成団体における役職	役 職	備 考
米子商工会議所（会頭）	会 長	法第 15 条第 1 項第 2 号イ
NPO 法人まちなかこもんず（理事長）	副会長	法第 15 条第 1 項第 1 号イ
米子市商店街連合会（会長）	監 事	
(株)山陰合同銀行米子支店（支店長）	監 事	
鳥取大学（医学部長）	委 員	
米子商工会議所（専務理事）	委 員	
旧加茂川・寺町周辺のまちづくりを進める会（会長）	委 員	まちづくり団体
義方校区自治連合会（会長）	委 員	
国際ソロプチミスト米子(会長)	委 員	
東倉吉町上部商店会（会長）	委 員	
紺屋町商店街振興組合（理事長）	委 員	
元町通り商店街振興組合（理事長）	委 員	
四日市町商店街振興組合（副理事長）	委 員	
角盤町商店街振興組合（代表理事）	委 員	
法勝寺町商店会（会長代理）／(株)法勝寺町（代表取締役）	委 員	商業系まちづくり団体
笑い通り商店街振興組合（理事長）／(株)笑い庵（代表取締役）	委 員	商業系まちづくり団体
特定非営利活動法人夢蔵プロジェクト（事務局長）	委 員	まちづくり団体
(株)中海テレビ放送（代表取締役社長）	委 員	
米子信用金庫（常務理事）	委 員	
(株)鳥取銀行米子中央支店（支店長）	委 員	
(株)鳥取銀行米子支店（副支店長）	委 員	
日ノ丸自動車（株）（取締役支店長）	委 員	
(社)地域でくらす会（理事長）	委 員	
(株)S K Y（代表取締役）	委 員	
(株)D A R A Z（代表取締役）	委 員	
特定非営利活動法人地域福祉ネット（副理事長）	委 員	福祉系まちづくり団体
伯耆の国文化創造を考える会（代表）	委 員	文化系まちづくり団体
(株)米子高島屋（営業統括グループマネージャー）	委 員	
(株)アバロン（代表取締役）	委 員	
(株)今井書店グループ（営業部長）	委 員	
米子商工会議所青年部(にぎわい創造いいん委員会委員長)	委 員	
一般社団法人ふるさと再生機構（代表理事）	委 員	
(株)杉松（代表取締役）	委 員	
(株)ガイナックス（プロデューサー）	委 員	
(公財)とっとりコンベンションビューロー（理事長）	委 員	コンベンション振興団体
特定非営利活動法人喜八プロジェクト（理事）	委 員	文化系まちづくり団体
(株)アルファオフィス（代表取締役）	委 員	
一般社団法人山陰コンテンツビジネスパーク協議会（理事）	委 員	
鳥取環境大学西部サテライトキャンパス（所長）	委 員	
米子市（企画部長）	委 員	
〃（建設部長）	委 員	
〃（経済部長）	委 員	
〃（企画部地域政策課中心市街地活性化推進室長）	委 員	
中国経済産業局（産業部流通・サービス産業課課長補佐）	オブザーバー	
(独)中小企業基盤整備機構中国本部(地域経済活性化推進部参事)	オブザーバー	
(独)中小企業基盤整備機構中国本部（経営支援専門員）	オブザーバー	
鳥取県西部総合事務所地域振興局（商工労働課長）	オブザーバー	
前米子商工会議所専務理事	オブザーバー	

② 開催状況について

◆ 米子市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催日時	検 討 議 題 等
平成 19 年 12 月 21 日 第 1 回協議会 (協議会の設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・規約制定、組織体制の決定 (タウンマネージャーの選任) ・事業計画、収支予算の決定
平成 20 年 2 月 21 日 第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設立以降の事務局の動きについて ・四日市町エリアの活性化の方向性検討結果について ・米子市新基本計画案に基づく民間事業案(第一次プラン)について ・米子市新基本計画認定へのスケジュールについて
平成 20 年 4 月 11 日 第 3 回協議会 (平成 20 年度総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度事業報告及び収支決算の承認 ・平成 20 年度事業計画案及び収支予算の決定 ・規約の一部改正 ・タウンマネージャー設置要領承認の件
平成 20 年 7 月 28 日 第 4 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 (素案) に対する意見について
平成 21 年 5 月 15 日 第 5 回協議会 (平成 21 年度総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度事業報告及び収支決算の承認 ・平成 21 年度事業計画案及び収支予算の決定 ・監事選任について
平成 22 年 1 月 21 日 第 6 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の変更について ・平成 21 年度事業の進行状況及び現状報告 ・米子市行政事業の状況と次年度の予定について
平成 22 年 5 月 19 日 第 7 回協議会 (平成 22 年度総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度事業報告及び収支決算の承認 ・平成 22 年度事業計画案及び収支予算の決定
平成 23 年 1 月 18 日 第 8 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業申請予定事業について ・基本計画の変更について ・平成 22 年度事業の進行状況及び現状報告
平成 23 年 5 月 25 日 第 9 回協議会 (平成 23 年度総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業報告及び収支決算の承認 ・平成 23 年度事業計画案及び収支予算の決定 ・基本計画の変更について
平成 24 年 2 月 1 日 第 10 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業申請予定事業について ・基本計画の変更について ・基本計画の進捗状況について
平成 24 年度 5 月 29 日 第 11 回協議会 (平成 24 年度総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度事業報告及び収支決算の承認 ・平成 24 年度事業計画案及び収支予算の決定
平成 25 年 1 月 23 日 第 12 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業進捗状況について ・基本計画の変更について ・平成 25 年度経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業申請予定事業について ・今後の米子市中心市街地活性化の方向性について
平成 25 年 9 月 30 日 第 13 回協議会 (平成 25 年度総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度事業報告及び収支決算の承認 ・平成 25 年度事業計画案及び収支予算の決定 ・監事選任について

③ 規約について

◆米子市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 米子商工会議所及び特定非営利活動法人まちなかこもんずは、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号。以下「法」という)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を共同で設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「米子市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という)」と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項についての推進実施のための協議、研究並びに調整活動を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という)に関し必要な事項。
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画(以下「認定基本計画」という)及び認定基本計画の実施に関し必要な事項。
- (3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項。
- (4) 前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 米子商工会議所
- (2) 特定非営利活動法人まちなかこもんず
- (3) 米子市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

この場合においては、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことはできない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは協議会を脱会するものとする。

(会長、副会長及び監事)

第5条 協議会は、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

2 会長は、米子商工会議所会頭をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 監事は、総会において構成員のうちから選任し、又は解任する。

7 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(委員)

第6条 委員は、協議会構成員で、その職務を行う者とする。

2 委員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項に該当する者をもって構成する。

(相談役)

第7条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために相談役を置くことができる。

(活動)

第8条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 米子市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

イ 中心市街地の活性化に関する事業の調整

ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換

エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

オ 中心市街地の活性化のための研修、意見交換及び勉強会の開催

カ その他協議会の設立の目的に沿う事業

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

ア 市街地整備改善事業に関すること

イ 都市福利施設整備事業に関すること

ウ まちなか居住推進事業に関すること

エ 商業活性化事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

(会議)

第9条 協議会は以下の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 臨時総会

(3) その他会長が必要と認める会議

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。

2 協議会の会議は構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。但し、構成員が記名なつ印した書面をもって、表決権を行なうことができる。

3 協議会の議事は、出席者の過半数により決する。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループの設置)

第12条 協議会の目的の推進実施のための協議・検討に必要な調査・研究及び事業計画の策定を行うため、必要に応じて協議会にワーキンググループを置くことができる。

(タウンマネージャーの設置)

第13条 協議会は、意見調整を円滑に進めるとともに、認定基本計画を実施するために指導的役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、前項の業務を行うために必要に応じてタウンマネージメント会議を招集することができる。

(運営経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等及びその他の収入を充てる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するために、鳥取県米子市加茂町2丁目204番地 米子商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人の他必要な職員を置く。

事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

又、事務局長の業務を補佐するために、必要に応じ事務局次長を置くことができる。

(会計)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、協議会設立年度においては、設立の日より直近の3月31日までとする。

(解散)

第17条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(規約の改正)

第18条 この規約は、協議会の承認を得て改正できるものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月16日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 住民ニーズなどの客観的分析

◆ 基本計画の策定に当り参考としたアンケート調査

- ・市政懇談会（平成 23 年 9 月～平成 24 年 2 月までの間、市内各公民館で実施）
- ・まちづくりに関する市民アンケート（平成 25 年 5 月～6 月実施）
- ・中心市街地活性化に関する市民アンケート調査（平成 25 年 8 月実施）
（平成 23 年度、24 年度も同様な調査を実施しています。）

(2) まちづくり会社との連携

中心市街地では商店街を中心に、(株)笑い庵、(株)SKY、(株)法勝寺町、(株)ダラズクリエイティブボックス、(株)元町、(株)アルファオフィスの6つのまちづくり会社が組織され、それぞれの地域でまちづくりに取り組んでいます。中心市街地活性化を推進する上で、これらのまちづくり会社との連携を強化していくこととしています。

(3) 中心市街地の商業活性化に係る現状

中心市街地の商店街エリアでは、商業環境整備や空き店舗対策の取組により一定の成果は出てきています。

このうち米子駅周辺のエリアではここ数年、ビジネスホテルの宿泊客の飲食や市民のライフスタイルの変化に伴う利用客の増加等で、空きビルの1階部分については飲食店による新たなテナントが入ってきています。しかしながら2階から上層階には動きがありません。このため、(独)中小企業基盤整備機構中国本部の支援を得て、商業関係者や建設業関係者、建築士、銀行関係者等と一緒に、米子駅周辺エリアの空きビルのコンバージョンやリノベーションによる事業の可能性の検討を行い、モデルとなる事業計画の作成を目指しています。

(4) 地域のまちづくり活動の状況と連携状況

※6 ページ「(4)地域のまちづくり活動」参照

(5) 第1期基本計画に基づく取組の評価及び反省

※9 ページ「[3] 1期基本計画の取組」参照

[4] 客観的現状分析、ニーズ分析

<客観的現状分析、ニーズ分析>

※2 ページ「[2] 中心市街地の概要」参照

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 第2次米子市総合計画（平成23年度策定）

新市における第2次米子市総合計画「米子いきいきプラン 2011」において、まちづくりの基本目標の一つに「日々の営みが活力を生み、人が集い、新たな魅力を創出しながら未来へと向うまちを目指します。」としています。その基本方向として「活力を生み出す商工業の振興」、「中心市街地の活性化」、「観光拠点としての魅力の向上」を掲げ、「人口減少、高齢化社会が進行する中、これまでに投資され、蓄積されてきた資産や地域資源を再活用し、中心市街地を活性化させることによって、圏域の経済活力の向上と住民生活の充実を図ること、及び交通の利便性が高く、交通の結節点であるという地域特性を活かしながら、魅力ある観光資源のさらなる整備と活用を推進するが必要。」としています。

(2) 米子市景観計画（平成21年度策定）

米子市は、本市の特長的な景観の形成を行うため鳥取県の同意を得て、平成19年3月1日に景観法に基づく景観行政団体となりました。本計画は、優れた景観の保全・保存及び創出を総合的・計画的に推進するため、景観形成の基本方針、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として届出を要する行為及び景観形成基準等を定めています。

中心市街地の旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域は景観形成重点区域と定められています。

本市の優れた自然景観と歴史的景観は、豊かな風土と先人の努力により形づくられたものであり、そこで暮らす市民や来訪者に安らぎや潤い、落ち着きや風格を与えてくれる貴重な共有財産となっています。

このような景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、まちなかに四季を感じさせるものを取り入れ、新たな景観を創造していくことにより、さまざまな表情を持つ魅力的なまちづくりを進めます。

また、良好な景観を形成するため、市、事業者、市民が、それぞれの役割を果たし、適正に景観形成を推進して行かなければなりません。

(3) 新市建設計画（平成16年策定）

市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づき策定された「米子市・淀江町新市まちづくり計画」で、基本目標の一つに「交流と連携を育む基盤づくり」を掲げ、その中で、魅力ある市街地の形成について「米子駅周辺においては山陰地方の玄関としてふさわしい都市機能の集積と優れた都市環境の創出を推進します。また、既成市街地における都市機能の増進と新市街地における秩序ある都市化を推進します。」とし、また、道路網の整備について「市街地を中心に安全かつ快適な交通の確保と防災の機能を併せ持つ都市計画道路の整備を進めるとともに、国・県道の整備に合わせて有効に機能する交通網となり周辺地域との交流の基盤となる幹線市道の整備を進めます。」としています。

(4) 米子市都市計画マスタープラン（平成16年：旧米子市）

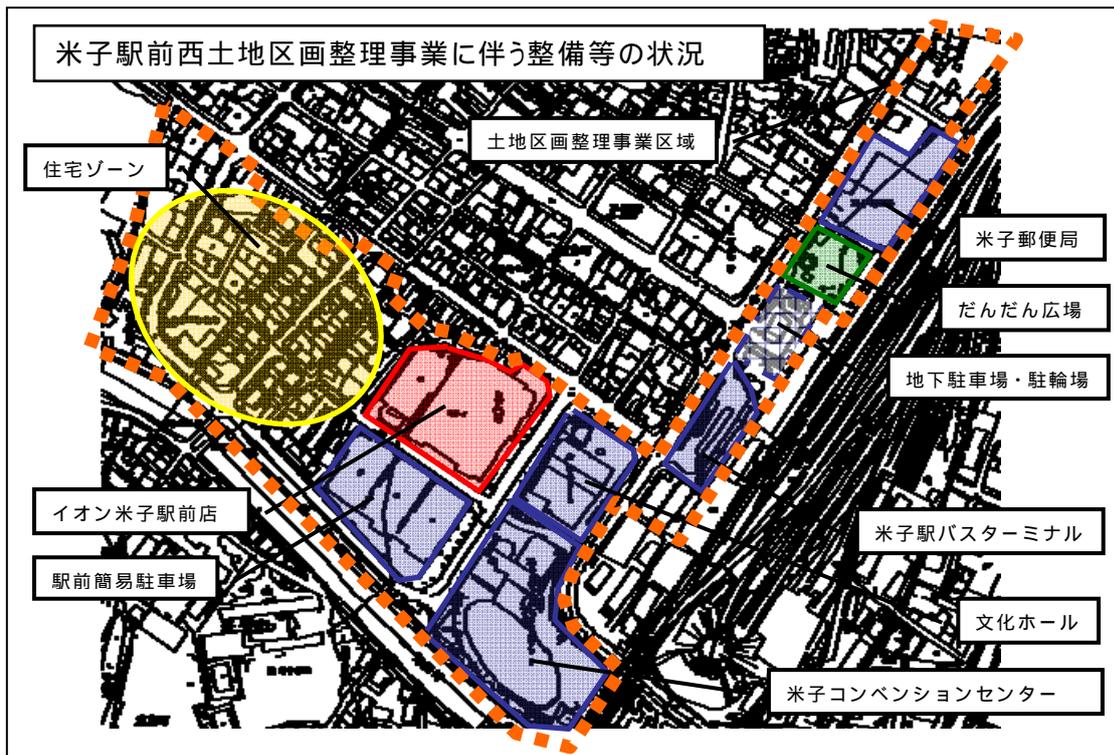
平成32年を目標年次に平成16年に策定され、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。この中で、JR米子駅前から角盤町・富士見町及び加茂町、西町に至る地区は、商業施設及び官公庁、文教施設、業務施設が集積し、本市の商業業務地の中核を形成しており、今後とも土地の高度利用に努め、機能の強化拡大を図るため、中心商業地として位置づけています。中心市街地には、中枢管理機能や商業・業務・娯楽機能の集積がありますが、近年地区内人口の減少とともに求心力の低下が見られることから、求心力のある都心を形成するため、米子コンベンションセンターの受け入れ体制の整備・充実に努めるとともに、中心市街地の再編・再構築を図り、さらに中心市街地周辺において、都市型居住地区として、都市機能や商業機能を活かした都市生活空間の整備を図ることとしています。このような都市づくりの方針に基づいて、中心市街地のまちづくりの基本的な考え方を、次のとおりとしています。

- ① 歴史的、文化的な資産や旧加茂川等の貴重な親水空間を活かしたうるおいのあるまちづくりを推進します。
- ② 商業・業務施設の集積、文化施設の立地と都市型住宅が調和した居住性の高い都市機能の形成を図ることにより、中心市街地の活性化を目指します。
- ③ 道路や公園などの基盤施設の整備を図り、中心市街地として利便性の高い都市空間の形成を図ります。

※ 都市計画マスタープランについては、現在、鳥取県が策定の見直しを行っています「米子境港及び淀江都市計画区域マスタープラン」の改定を受け、策定することとしています。

(5) 各種施策による中心市街地への誘導

- ① 米子駅前西土地区画整理事業の実施などにより、中心市街地の基盤整備と都市機能の集積を並行して進めています。
- 米子駅前西土地区画整理事業（昭和63年～平成12年）
 - ・米子郵便局を中心市街地区域外から米子駅前へ誘致（平成9年）
 - ・商業核施設としてショッピングセンターを誘致（平成2年）
 - ・文化ホール（メインホール672人収容ほか）を建設（平成3年）
 - ・米子コンベンションセンター（多目的ホール2004人収容）を、鳥取県と共同で建設（平成10年）
 - ・駅前地区の駐車場施設を第3セクターと米子市が共同で購入（平成14年度）
 - ・だんだん広場の設置（平成7年）
 - ・JR米子駅バスターミナルの設置（平成9年）
 - 米子駅前地下駐車場、駐輪場を設置（平成8年）
 - 米子彫刻シボジウム等により、中心市街地へ野外彫刻を設置（昭和63年～）
 - 旧加茂川・寺町周辺地区街なみ環境整備事業の実施（平成15年～平成25年）



② 商業の振興策の集中実施

- ・よりみち通り整備事業

商店街において、回遊性を高める街路及びイベント広場を一体的に整備。

- ・にぎわいのある商店街づくり事業補助

中心市街地のうち、商店街のある地域について、空き店舗の商業施設として活用や駐車場対策、まちづくり活動などのソフト事業に対して支援。

- ・チャレンジショップ事業

商店街に仮店舗（チャレンジショップ・5区画）を設置し一定期間貸出すことにより、意欲ある新たな商業者を育成。

- ・元町パティオ広場管理事業

中心市街地活性化のため、商店街の振興に資する催事にスペースを提供。

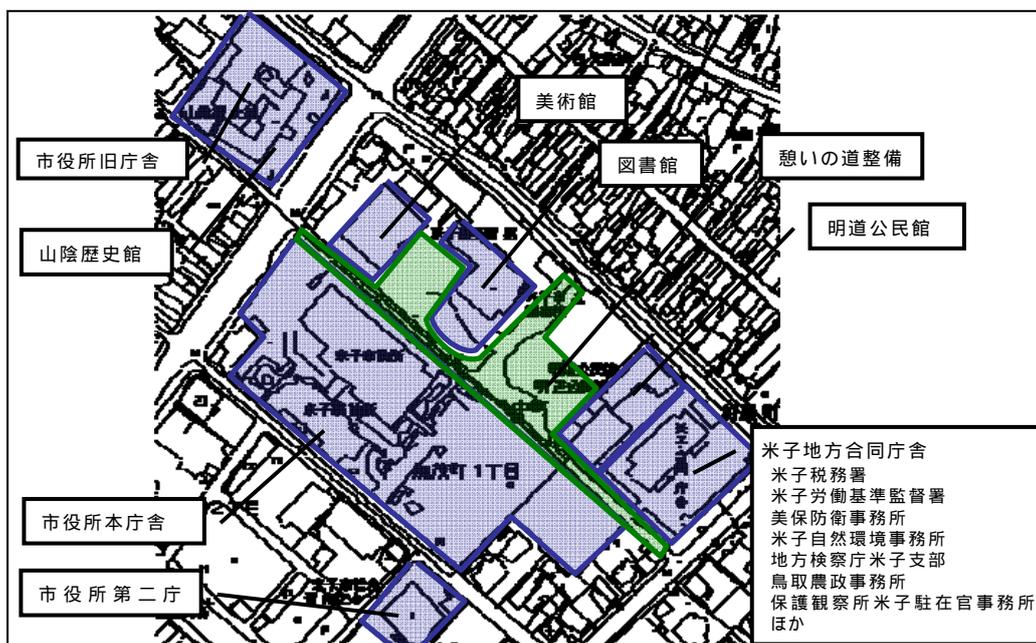
- ・商店街にぎわい復活「市」開催支援事業補助金

中心市街地活性化のため商店街に集客と賑わいをもたらす「市」の開催を支援。

③ 公共施設の集積地の形成

市役所周辺へ公共施設が集中的に立地し、公共施設の集積地が形成されています。

◆市役所周辺の公共施設の立地状況



(5) 商業核の形成に関する経過

① 中心市街地の商業核施設に関する対応

ア 米子高島屋分社化への対応

商業核の中心となる百貨店「米子高島屋」の分社化に伴う、経営軽量化の一環として、平成15年12月に、(株)高島屋から立体駐車場建物「ローズセントラルビル」の寄附を受納した。本市では、市の中核的な商業集積地区に必要な駐車場、文化交流施設を確保し、中心市街地の賑わい増進に資する施設として位置付けています。

<施設概要>

- ・鉄筋コンクリート造6階建
- ・延べ床面積：8,940.56㎡
- ・駐車場：267台
- ・文化教室：1,230.60㎡
- ・喫茶店：60.84㎡

イ イオン米子駅前店（旧米子駅前サティ）への対応

イオン米子駅前店は、平成2年に「よなご駅前サティ」としてオープンし、平成23年に親会社の合併により「イオン米子駅前店」に変更したものです。当該店舗は、商業・交流ゾーンである駅前地区の商業核としての役割を果たしてきましたが、平成13年の(株)マイカルの経営破綻（平成13年9月民事再生法適用。同年12月会社更生法に移行）により、不採算店舗であった同店閉鎖の可能性が管財人から示唆されました。このため、平成14年度に民間の所有であった同店敷地と駐車場を本市と(財)米子市開発公社が取得して同店の賃料を軽減するとともに、同店内へ男女共同参画センターを設置することにより、同店の存続を図っています。

② 郊外大規模商業施設への対応

ア ジャスコ日吉津店の増床計画への対応

本市に隣接する日吉津村内の市街化調整区域に、売場面積約 2 万 8 千㎡のジャスコ日吉津店を核とする大規模商業施設が、平成 11 年に出店しています。このジャスコ日吉津店が、平成 19 年におよそ 1.3 倍に及ぶ増床計画に伴う市街化調整区域の開発を行おうとしたことから、

- ・ 中心市街地活性化に取り組む本市のまちづくりへの影響が大きいこと。
- ・ 本市と日吉津村とは同一の都市計画区域を構成しており、関係市町村の意見調整が図られる必要があること。

などから、この開発行為の許可について、鳥取県に対し慎重な判断を行うよう求めたものです。

しかし、鳥取県は開発行為を認め、平成 19 年 12 月に大規模小売店舗立地法に基づき増床の届出が行われています。

なお、本市は、平成 9 年申請、平成 11 年出店のジャスコ日吉津店の出店手続きに際しても、旧大店法の大規模小売店舗審査会へ「本市のまちづくりに支障があるものと強く危惧せざるを得ない」との意見書を提出しています。

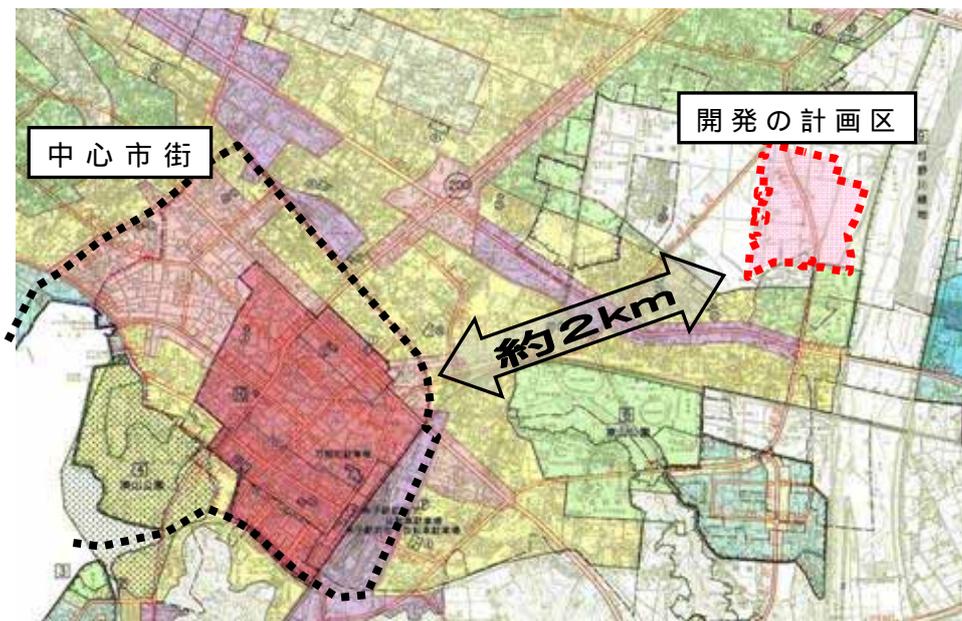
イ イズミゆめタウンの進出計画への対応

平成 17 年、市街化調整区域の農地における大規模商業施設「イズミゆめタウン」出店を核とした開発行為に対し、本市の対応として、計画的な市街化を図る上で支障があるため開発行為を認めなかったものです。

(開発概要)

約 30.6ha の区域を土地区画整理事業により整備し、そのうち西側(約 10.9ha)を複合型ショッピングセンターとして㈱イズミが計画、東側(約 19.7ha)を商業、住宅、その他として利用。

(位置図)



[2] 都市計画手法の活用

本市では、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりや都市の秩序ある整備を図るため、優先的、計画的な都市基盤整備や本市の実情等に応じた土地利用誘導策を活用しています。

具体的には、都市構造に大きな影響を及ぼすことが考えられる 1 万㎡を超える大規模集客施設の立地について、平成 20 年 10 月 1 日以降、準工業地域の指定のある区域に特別用途地区を設定し立地を抑制するとともに、その実効性を担保するため「米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する条例」を制定しています。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物などの既存ストックの現況

大規模建築物などの現況は、下表のとおりです。

名称等	利用状況
米子市役所	庁舎
米子地方合同庁舎	庁舎
鳥取県西部総合事務所	庁舎
イオン米子駅前店	ショッピングセンター
米子高島屋	百貨店
やよい	ショッピングセンター
J R 米子支社	交通事業者
米子商工会議所会館	業務ビル
鳥取大学医学部及び附属病院	高等教育機関、総合病院
全日空ホテル米子	宿泊施設
米子ワシントンホテルプラザ	宿泊施設
国際ファミリープラザ	多目的ビル
米子市福祉保健総合センター	福祉保健施設
米子市公会堂	ホール
米子市コンベンションセンター	コンベンション施設
米子市文化ホール	ホール

(2) 主な都市福利施設の立地状況及び移転等の状況

広域的、都市的な施設は、下表のとおり立地しています。(各地域毎に立地すべき地域型の施設は除く。) なお、現在のところ、各施設の移転計画はありません。

区分	施設名	設置者	立地場所	備考
公共機関	米子地方合同庁舎	国	中心市街地	税務署、労基署、検察庁ほか
	鳥取地方裁判所米子支部	国	中心市街地	
	鳥取県西部総合事務所	県	中心市街地	
	米子市役所	市	中心市街地	
	中央公民館	市	中心市街地	
	米子郵便局	国	中心市街地	
	米子市行政窓口サービスセンター	市	中心市街地	
	よなご若者仕事プラザ	県	中心市街地	若者向けハローワーク
	米子公共職業安定所	国	中心市街地	平成 25 年に区域外から移転
	米子警察署	県	区域外	平成 14 年に中心市街地から移転
	鳥取県西部広域行政管理組合事務局	2 市 6 町 1 村	区域外	平成 18 年に中心市街地から移転
	米子市水道局	市	区域外	※水源地に立地
	法務局米子支局	国	区域外	
	米子年金事務所	国	区域外	
	米子児童相談所	県	区域外	
米子保健所	県	区域外		
文化・スポーツ施設	米子コンベンションセンター	県・市	中心市街地	
	米子市公会堂	市	中心市街地	
	米子市文化ホール	市	中心市街地	
	米子市立図書館	市	中心市街地	
	米子市美術館	市	中心市街地	
	山陰歴史館	市	中心市街地	歴史資料館
	米子市児童文化センター	市	中心市街地	
	市立武道館	市	中心市街地	
	市立湊山球場	市	中心市街地	※史跡整備に伴い施設廃止の予定。
	県立武道館	県	区域外	
米子市勤労青少年ホーム	市	区域外		
医療・福祉施設	鳥取大学医学部附属病院	国	中心市街地	総合病院
	高島病院	民	中心市街地	総合病院
	博愛病院	民	区域外	総合病院
	米子医療センター	国	区域外	総合病院
	山陰労災病院	国	区域外	総合病院
	米子市福祉保健総合センター	市	中心市街地	

教育施設	西保育園	市	中心市街地	
	ねむの木保育園	市	中心市街地	
	仁慈保幼稚園	民	中心市街地	
	わかば園	民	中心市街地	
	米子聖園マリア園	民	中心市街地	
	鳥取大学医学部	国	中心市街地	
	鳥取環境大学西部サテライト キャンパス	県・ 民	中心市街地	平成 24 年 4 月開設
	米子工業高等専門学校	県	区域外	
	県立米子西高等学校	県	区域外	昭和 62 年に中心市 街地から移転

(3) 本市及び周辺における大規模集客施設の立地状況及び設置計画

本市及び周辺における売場面積 5,000 m²を超える大規模集客施設の立地状況は、以下の通りです。(※位置図については、27 ページを参照。)

なお、ジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコートが、平成 20 年 10 月に増床（増床前の売り場面積 27,410 m²）しています。

◆ 大規模小売店舗の立地状況

(売り場面積 5,000 m²以上)

立地場所	用途地域	名称	業態	売場面積 (m ²)
中心市街地	商業地域	米子高島屋	百貨店	14,980
中心市街地	商業地域	やよい	ショッピングセンター	9,694
中心市街地	商業地域	米子駅前サティ	ショッピングセンター	16,193
市内	近隣商業地域	米子しんまち（天満屋）	百貨店	20,900
市内	準工業地域	ホープタウン	ショッピングセンター	12,662
市内	近隣商業地域	スーパーホームセンターい ない米子店	ホームセンター	6,044
市内	準工業地域	ホームセンターコーナン米 子河崎店	ホームセンター	9,226
市内	非線引き	ホームプラザナフコ米子東 店	ホームセンター	10,287
日吉津村	市街化調整区 域	ジャスコ日吉津ショッピングセン ターイーストコート	ショッピングセンター	36,589
境港市	工業地域	PLANT-5 境港店	ショッピングセンター	16,698

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を進めます。これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により中心市街地の活性化を図ります。

◆市街地の整備改善のための事業

- ・歩道のバリアフリー化事業
- ・米子城跡整備事業
- ・米子駅南北自由通路等整備事業
- ・米子駅前簡易駐車場運営事業
- ・万能町及び米子駅前地下駐車場・駐輪場管理運営事業

◆都市福利施設を整備する事業

- ・山陰歴史館整備事業
- ・公会堂利用促進事業
- ・もっと知りたい米子城事業
- ・美術館創作交流広場利用促進事業
- ・新生米子市立図書館の運営

◆街なか居住推進のための事業

- ・民間マンション建設事業
- ・まちなか空家活用プロジェクト
- ・高齢者地域コミュニティ支援事業
- ・空家管理・活用事業
- ・超小型モビリティ導入実証実験事業
- ・EVカーシェア事業
- ・移住定住推進事業（お試し住宅）
- ・移住定住相談窓口の設置

◆商業の活性化のための事業

- ・にぎわいのある商店街づくり事業
- ・商業活動新規商業参入者支援事業（チャレンジショップ事業）
- ・笑い通り商業環境整備事業
- ・まちなかビジネス支援事業
- ・ガイナックスシアター運営事業
- ・元町パティオ管理運営事業
- ・魅力ある商店街づくり事業
- ・商店街にぎわい復活「市」開催支援事業
- ・DARAZ コミュニティ放送局の運営
- ・ローズセントラルビル運営事業
- ・中心市街地空きビル活用調査研究事業

◆4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・だんだんバスの運行
- ・レンタサイクル事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① 市内循環バス

旧基本計画に位置付けられていた市内循環バスの運行について、平成 12 年度の市民アンケート調査やワークショップ、市民参加の「バスの在り方を考える会」の開催を経て、平成 13 年度に実験運行を行い、利用客は近年減少にありますが、年間約 12 万 3 千人（1 便あたり 17 人）の利用があり、中心市街地における重要な交通手段として、市民に定着しています。



② 「市」等の開催

民間団体による年数回の「戸板市」、「マルシェ」、従来から開催されていた「土曜日」「にぎわい市」などが定期的で開催され、「市」の開催が市民に浸透してきています。



③ チャレンジショップ事業

商売の実践体験を経て本格開業につなげるための、商業者育成の事業として実施しています。平成 24 年度末までに 35 名が参加し、内 7 名が本格的に開業しています。そのうち、3 名は中心市街地において開業しています。

[2] 都市計画との調和等

(1) 新米子市総合計画よなごいきいきプランとの整合について

33 ページ「[6] 2 期中心市街地活性化基本計画の位置付け」及び 47 ページ「3 号要件」参照

(2) 米子市都市計画マスタープランとの整合について

33 ページ「[6] 2 期中心市街地活性化基本計画の位置付け」及び 47 ページ「3 号要件」参照

[3] その他の事項

特記事項なし